

令和7年

国見町議会議録

第2回定例会

令和7年3月3日開会

令和7年3月17日閉会

国見町議会

令和7年第2回（3月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（3月3日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
伊達地方衛生処理組合議会（宍戸武志君）	7
伊達地方消防組合議会（小林聖治君）	7
公立藤田病院組合議会（八巻喜治郎君）	8
福島地方水道用水供給企業団議会（佐藤定男君）	9
請願・陳情の付託	9
議案の上程（報告第1号～議案第38号）	10
町長施政方針並びに提案理由の説明	10
協議会関係の報告	16
散会の宣告	17

第2号（3月4日）

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20
遅参及び早退議員	20
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	20

本会議に出席した事務局職員	20
開議の宣告	21
一般質問	21
1 3 番 松浦常雄君	21
①町民の安全を守る対策について	
②学校等の安全対策について	
③県北中に設置される「町民ふれあいルーム」について	
8 番 宮戸武志君	32
①ガバナンス強化とコンプライアンスの遵守について	
②国見町歴史的風致維持向上計画（第2期）素案について	
1 1 番 小林聖治君	40
①農用水路の整備状況について	
②新年度の町政執行方針について	
1 0 番 山崎健吉君	46
①人口減少をどのように食い止めるのか	
②町内会未加入者へ町からの情報はどのように周知しているのか	
1 番 斎藤 樹君	59
①下水道事業について	
②上水道事業について	
6 番 蒲倉 孝君	65
①小中学校の「学校評価」について	
②全国と福島県で実施している学力調査について	
7 番 八巻喜治郎君	68
①人口減少対策等について	
5 番 佐藤 孝君	75
①ひとり親等家庭医療費助成について	
②新型コロナワクチン接種費用の助成について	
③公有財産売却の現状について	
④企業版ふるさと納税について	
散会の宣告	87

第3号（3月6日）

議事日程	89
出席議員	90
欠席議員	90

遅参及び早退議員	90
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	90
本会議に出席した事務局職員	90
開議の宣告	91
報告第 1号 専決処分の報告について	91
報告第 2号 その他の債権の放棄について	91
議案第 4号 国見町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例	91
議案第 5号 国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部 を改正する条例	92
議案第 6号 国見町情報公開条例の一部を改正する条例	93
議案第 7号 国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す る条例	94
議案第 8号 国見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する條 例	95
議案第 9号 国見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	96
議案第10号 国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	96
議案第11号 国見町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	98
議案第12号 国見町税条例の一部を改正する条例	100
議案第13号 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定める条例等の一部を改正する条例	100
議案第14号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正す る条例	101
議案第15号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例	102
議案第16号 国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定 める条例の一部を改正する条例	102
議案第17号 国見町水道条例の一部を改正する条例	103
議案第18号 国見町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例を廃止する 条例	103
議案第19号 工事請負契約の変更について	105
議案第20号 和解について	106
議案第21号 令和6年度国見町一般会計補正予算（第6号）	107
議案第22号 令和6年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	111
議案第23号 令和6年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	112
議案第24号 令和6年度国見町介護保険特別会計補正予算（第3号）	113
議案第25号 令和6年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）	114
議案第26号 令和6年度国見町水道事業会計補正予算（第3号）	114

議案第 27 号 令和 6 年度国見町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	115
施政方針に対する質問	116
散会の宣告	127

第 4 号（3月 17 日）

議事日程	129
出席議員	130
欠席議員	130
遅参及び早退議員	130
地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	130
本会議に出席した事務局職員	130
開議の宣告	131
議案第 28 号 令和 7 年度国見町一般会計予算	131
議案第 29 号 令和 7 年度国見町大木戸財産区特別会計予算	159
議案第 30 号 令和 7 年度国見町入山財産区特別会計予算	160
議案第 31 号 令和 7 年度国見町石母田財産区特別会計予算	160
議案第 32 号 令和 7 年度国見町後期高齢者医療特別会計予算	161
議案第 33 号 令和 7 年度国見町国民健康保険特別会計予算	163
議案第 34 号 令和 7 年度国見町介護保険特別会計予算	164
議案第 35 号 令和 7 年度国見町土地開発事業特別会計予算	165
議案第 36 号 令和 7 年度国見町渴水対策施設特別会計予算	166
議案第 37 号 令和 7 年度国見町水道事業会計予算	166
議案第 38 号 令和 7 年度国見町下水道事業会計予算	167
常任委員長報告（請願第 1 号、陳情第 1 号、陳情第 2 号）	167
請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について	167
陳情第 1 号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情	169
陳情第 2 号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」提出についての陳情	169
追加日程の議決	170
同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めるについて	170
同意第 2 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて	171
発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	172
発議第 2 号 国見町議会の会期等に関する条例	172

発議第 3 号 国見町議会委員会条例の一部を改正する条例	173
発議第 4 号 国見町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例	173
発議第 5 号 国見町議会会議規則の一部を改正する規則	174
議員の派遣について	174
常任委員会の所管事務調査について	175
町長挨拶	175
閉議及び閉会の宣告	175

国見町告示第8号

令和7年第2回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月14日

国見町長　村上利通

記

1. 期　　日　　令和7年3月3日

2. 場　　所　　国見町議会議場

応招不応招議員

・応招議員（12名）

1番 斎藤 樹君	2番 佐藤多真恵君	3番 菊地 勝芳君
4番 (欠番)	5番 佐藤 孝君	6番 蒲倉 孝君
7番 八巻喜治郎君	8番 宮戸 武志君	9番 (欠番)
10番 山崎 健吉君	11番 小林 聖治君	12番 渡辺 勝弘君
13番 松浦 常雄君	14番 佐藤 定男君	

・不応招議員

なし

第 1 日

令和 7 年第 2 回国見町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 3 月 3 日（月曜日）午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期決定

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の付託

請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

陳情第 1 号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情

陳情第 2 号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」提出についての陳情

第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について

第 6 報告第 2 号 その他の債権の放棄について

第 7 議案第 4 号 国見町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

第 8 議案第 5 号 国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例

第 9 議案第 6 号 国見町情報公開条例の一部を改正する条例

第 10 議案第 7 号 国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 11 議案第 8 号 国見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第 12 議案第 9 号 国見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第 13 議案第 10 号 国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 14 議案第 11 号 国見町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第 15 議案第 12 号 国見町税条例の一部を改正する条例

第 16 議案第 13 号 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

第 17 議案第 14 号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

第 18 議案第 15 号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例

第 19 議案第 16 号 国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

第 20 議案第 17 号 国見町水道条例の一部を改正する条例

第 21 議案第 18 号 国見町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例を廃止する条例

- 第22 議案第19号 工事請負契約の変更について
第23 議案第20号 和解について
第24 議案第21号 令和6年度国見町一般会計補正予算（第6号）
第25 議案第22号 令和6年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第26 議案第23号 令和6年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第27 議案第24号 令和6年度国見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第28 議案第25号 令和6年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）
第29 議案第26号 令和6年度国見町水道事業会計補正予算（第3号）
第30 議案第27号 令和6年度国見町下水道事業会計補正予算（第1号）
第31 議案第28号 令和7年度国見町一般会計予算
第32 議案第29号 令和7年度国見町大木戸財産区特別会計予算
第33 議案第30号 令和7年度国見町入山財産区特別会計予算
第34 議案第31号 令和7年度国見町石母田財産区特別会計予算
第35 議案第32号 令和7年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
第36 議案第33号 令和7年度国見町国民健康保険特別会計予算
第37 議案第34号 令和7年度国見町介護保険特別会計予算
第38 議案第35号 令和7年度国見町土地開発事業特別会計予算
第39 議案第36号 令和7年度国見町渇水対策施設特別会計予算
第40 議案第37号 令和7年度国見町水道事業会計予算
第41 議案第38号 令和7年度国見町下水道事業会計予算

・出席議員（11名）

1番 斎藤 樹君	2番 佐藤多真恵君	3番 菊地勝芳君
4番 (欠番)	5番 佐藤 孝君	6番 蒲倉 孝君
7番 八巻喜治郎君	8番 宮戸武志君	9番 (欠番)
10番 山崎健吉君	11番 小林聖治君	13番 松浦常雄君
14番 佐藤定男君		

・欠席議員（1名）

12番 渡辺勝弘君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 村上利通君	教職務代理者 高橋幸子君
総務課長 濵谷康弘君	企画調整課長 大勝宏二君
税務課長 佐藤光男君	住民防災課長 榊英則君
ほけん課長 佐藤温史君	福祉課長 黒田典子君
産業振興課長 佐藤智昭君	農業委員会長 佐藤智宏君
建設課長 村上幸平君	上下水道課長 宮戸浩寿君
会計管理者兼会計課長 阿部善徳君	教育総務課長 大勝晴美君
教育施設課長 中條伸喜君	生涯学習課長 小野笑子君
代表監査委員 佐藤徳正君	

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長 実沢隆之君	書記 八島章君
書記 豊野好洋君	書記 木村恒夫君
書記 丹治琴音君	

◇開会の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）



◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、渡辺勝弘議員より、病気療養、治療のため、本日の定例会を欠席する旨、届出がありましたので、ご報告いたします。



◇会議録署名議員の指名

議長（佐藤定男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番松浦常雄君及び1番斎藤樹君を指名いたします。



◇会期の決定

議長（佐藤定男君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。



◇諸般の報告

議長（佐藤定男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（実沢隆之君） 議会関係についてご報告いたします。

令和7年第1回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告2件、条例15件、一般議案2件、補正予算7件、新年度予算11件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願1件、陳情2件であります。

一般質問の通告は8議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（佐藤定男君） 次に、一部事務組合関係について。

最初に、伊達地方衛生処理組合議会について、8番宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） 過日行われました令和6年第4回伊達地方衛生処理組合議会臨時会のご報告をいたします。

臨時会は、去る12月19日午前10時より当組合会議室において開催されました。

11月10日に行われました国見町町長選において村上利通氏が当選され、当組合の新たな副管理者となったとの報告がありました。

次に、管理者より、提案理由の説明に先立ちまして、当組合の諸般の報告を受けました。ごみ焼却施設の更新に向けた生活環境影響評価調査の実施につき、12月12日に調査方法書を公告し、縦覧が始まりました。この内容については、令和7年の1月9日及び11日に住民説明会を開催し、施設更新の必要性とともに調査の方法を丁寧に地域の皆様に説明をしました。また、実際の現地調査の時期については、調査報告書を県の環境影響評価審査会に諮り、承認を得てからの調査となることから、現時点では令和7年6月頃から約1年間の調査となる予定であります。

続いて、提案議案の説明がありました。本臨時会に条例の一部改正2件、各会計の補正予算3件の計5件の提出がありました。

議案第16号、伊達地方衛生処理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第17号、伊達地方衛生処理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第18号、令和6年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算（第2号）。

議案第19号、令和6年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第20号、令和6年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第2号）が提出されました。

いずれも可決されました。

詳細につきましては、お手許の資料をご覧ください。

以上で、伊達地方衛生処理組合からのご報告を終わります。

議長（佐藤定男君） 次に、伊達地方消防組合議会について、11番小林聖治君。

11番（小林聖治君） 今回の伊達地方消防組合議会の報告は、2つの臨時会2件であります。

まず、昨年12月に招集された令和6年第6回伊達地方消防組合議会臨時会について報告いたします。

昨年12月24日、菊地勝芳議員と共に伊達地方消防組合議会臨時会に出席してまいりました。

午前10時30分より伊達地方消防組合会議室において全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。

続いて、午前11時より令和6年第6回伊達地方消防組合議会臨時会が開かれ、まず、管理者から消防組合における諸般の報告、提案理由の説明があり、直ちに議案審議に入りました。提出された議案は、議案1件あります。

議案第17号は、令和6年度伊達地方消防組合一般会計補正予算（第3号）についてでありますが、今回の補正は福島県人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料月額及び期末手当等の引上げにより、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3525万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億6850万9000円とするものがありました。

なお、中央消防署南分署移転建築事業の3852万2000円については、翌年度に繰越明許することいたしました。

審議された議案は1議案となります。採決の結果、原案のとおり可決されました。

以上で1件目の令和6年第6回伊達地方消防組合議会臨時会の報告を終わります。

続きまして、先月に招集されました令和7年第1回伊達地方消防組合議会臨時会について、報告いたします。

先月18日、菊地勝芳議員と共に伊達地方消防組合議会臨時会に出席してまいりました。

午後2時30分より伊達地方消防組合会議室において全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。

続いて、午後3時より令和7年第1回伊達地方消防組合議会臨時会が開かれ、まず、管理者から消防組合の諸般の報告、提案理由の説明があり、直ちに議案審議に入りました。提出された議案は、議案1件あります。

議案第1号は、工事請負変更契約の締結についてであります。現在、行われております消防本部中央消防署浸水対策工事について工事の追加、工期延長などが発生したため、今回契約の変更を行うものであります。

この議案1件は、採決の結果、原案のとおり可決されました。

なお、お手許のタブレットPCに議案書の写しを掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で令和6年第6回伊達地方消防組合議会臨時会、令和7年第1回伊達地方消防組合議会臨時会の報告を終わります。

議長（佐藤定男君） 次に、公立藤田病院組合議会について、7番八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） 公立藤田病院組合議会について、公立藤田病院組合議会臨時会の報告をいたします。

第4回公立藤田病院組合議会臨時会は、令和6年12月26日午後3時より同病院大会議室において開催されました。

佐藤議長、山崎議員、蒲倉議員と共に出席いたしました。

会議には、条例改正議案1件、令和6年度病院事業会計補正予算1件が提案されま

した。

議案の協議に先立ちまして、公立藤田病院組合の規約の定めるところにより新しく公立藤田病院組合管理者になりました国見町町長村上利通氏の公立藤田総合病院組合管理者の就任のご挨拶がありました。

それでは、提出された議案を報告いたします。

議案第15号、公立藤田総合病院職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、令和6年10月2日に行われた福島県人事委員会の勧告に基づき、職員の給与月額及び諸手当の額を改定するための所要の改正をするものです。

議案第16号は、令和6年度公立藤田病院組合病院事業会計補正予算（第1号）は、給与改定による給与費の増加に伴い、既定の予算を補正するものです。これにより、支出予定額を1億615万3000円増額補正し、支出総額72億6487万7000円とし、収支差引額1億615万3000円の純損失とするものです。

以上が提出された議案ですが、これらは全て可決されました。

なお、詳しくはお手許の議案書の写しをご覧願いたいと思います。

以上で、公立藤田病院組合議会臨時会の報告を終わります。

議長（佐藤定男君） 最後に、私より本席から福島地方水道用水供給企業団議会について報告をいたします。

2月26日、水企業団の定例会が開催されました。

提出された議案は、3件あります。

まず、第2号、令和7年度事業会計予算であります。収益的収支において、44億円余の収入及び収益、支出において40億円余の支出となります。

第1号は、職員の給与改定に伴う給与費の増加、また、令和6年度の消費税の確定により特別損失を計上するものであります。

第3号は、企業団経営先の名称が、福島市「上下水道局」と変更となるものから、関連する名称の改定を行うものであります。

提出された議案は、全て原案どおり可決されました。

詳細は、お手許の資料をご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。



◇請願・陳情の付託

議長（佐藤定男君） 日程第4、請願・陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、請願1件、陳情2件であり、お手許に配付した請願文書表及び陳情文書表のとおりであります。

請願第1号は産業建設常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

陳情第1号及び第2号は総務文教常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。



◇議案の上程（報告第1号～議案第38号）

議長（佐藤定男君）　この際、日程第5、報告第1号から日程第41、議案第38号までの報告2件、議案35件を一括上程いたします。

なお、この37件については本日提案理由の説明を受け、うち報告第1号から議案第27号までの26件については6日に議案説明、質疑、採決を行い、議案第28号から議案第38号までの各新年度予算については最終日の17日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記　議案提出書を朗読）



◇町長施政方針並びに提案理由の説明

議長（佐藤定男君）　町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

町長（村上利通君）　令和7年第2回国見町議会定例会を招集したところ、議員の皆様にはご出席いただき、ありがとうございます。

本定例会には、報告2件、条例制定や改正などの一般議案17件、補正予算の議案7件、当初予算の議案11件、計37件の当面する緊急で重要な議案を提出いたしました。

それでは、まず、令和7年度の施政方針とその所信を申し上げます。

私は、昨年11月に執行されました町長選挙におきまして、多くの町民の皆様のご支援により当選の栄に浴し、国見町長という重責を担うこととなりました。はや3か月余り経過をいたしておりますが、改めてその責任の重さを痛感しているところでございます。

私は、町民皆様の気持ちをしっかりと受け止め、地域の誇りと未来を共にみんなが主役の地域づくり、これを基本理念としまして、まちづくりの5つの目標を掲げました。これまでのよいところは受け継ぎつつも、前例にこだわらない施策を開拓していくと考えているところであります。

まず1つ目、住民主役の信頼される自治体づくりです。

住民ニーズに基づいた効果的な施策を開拓するため、町民皆様の声を政策に反映します。また、失われた信頼を取り戻すため、町民、議会、職員が一体となって、国・県、関係市町村、関係機関と連携を進めます。公正かつ透明な行政運営を目指し、効率的な予算執行を図り、持続可能な財政基盤を強化します。

2つ目、安全安心でいつまでも住み続けられるまちづくりです。

地震や洪水などの災害に備えた防災・減災対策を強化し、町民の安全を確保します。また、医療・福祉・介護従事者を確保し体制を維持するとともに、交通弱者が利用しやすい生活交通を拡充します。美しい自然環境を守るとともに、再生可能エネルギーの活用など地球環境に配慮した取組を推進します。

3つ目、互いに支え合い助け合える思いやりのある地域づくりです。

高齢者の健康増進プログラムや活動プログラムを充実することにより、健康長寿を

進めます。また、小中学校、幼稚園、保育所や子どもの遊び場など、子育て環境を維持拡充するとともに、給食費無償化を堅持し若い世代の育児負担を軽減します。子ども家庭センターの機能強化を図るとともに、子どもたちの学習、スポーツ環境を充実し、健やかな育成をサポートいたします。

4つ目、誰もがイキイキと活躍できる地域づくりです。

農業者や新規就農者への支援を拡充するとともに、スマート農業の導入を支援し、稼げる農業を目指します。道の駅などを活用し、農産物の販売支援、地域産業6次化による農産物加工開発支援、特産品のプロモーションを積極的に行い、地域内事業者による農商工連携により地域経済の発展を促進します。商工業者への支援や起業への支援を拡充するとともに、企業誘致と観光誘客を積極的に行い、地域経済の活性化と雇用の確保を図ります。

5つ目に、住んでよかった選んでよかったと実感できる地域づくりです。

住民同士が交流できる趣味・教養活動の場の拡充やスポーツ活動への支援を拡充し、地域コミュニティーの活性化を図ります。地域の宝を大切にし、歴史・伝統・文化を継承していく取組を進めます。地域の立地環境、特性を生かした地域整備を進めるとともに、地域ブランドイメージの向上を図りながら、人口減少に歯止めをかけます。

以上、所信の一端を申し上げました。

それでは、令和7年度一般会計当初予算の概要について申し上げます。

国見町の新年度予算は、厳しい財政状況の中にあっても、第6次国見町総合計画に掲げた基本理念の下、まちづくりの6つの目標の具現化に向け、国・県の補助事業などを十分に調査・研究し、編成いたしました。

また、厳しい状況にあっても積極果敢にみんなが主役の地域づくり予算（K u n i M i r a i 2 0 2 5）として、総額は過疎対策分、地方創生分を含め、63億8000万円としました。

歳入は、税収の増、地方交付税の増、基金繰入金の増を見込みました。

一方、歳出は、第6次国見町総合計画の実現に向けた政策に重点配分するなど、まちづくりの6つの目標の早期達成のための経費を計上いたしました。

1つ目は、「健やかに暮らせるまちづくり」予算です。

新型コロナウイルスワクチン接種のほか、帯状疱疹ワクチン接種について、定期予防接種として追加いたしました。また、後期高齢者を対象とした人間ドック助成事業を新設いたしました。集団健診事業と併せて、町民の健康管理を充実させました。

2つ目は、「安全・安心な優しいまちづくり」予算です。

子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅建設のための基本設計を見込み、住宅環境の整備を進めます。また、防犯灯LED化を加速させ、ランニングコストとCO₂削減を進めます。徳江大橋については、今年度も引き続き補修に取り組みます。

3つ目は、「未来につながるまちづくり」予算です。

小中学校や保育所、幼稚園、子どもクラブ、柏葉体育館、給食センターの照明LED化のための設計費を計上しました。また、子育て世代の支援として、保育料の半額

程度負担軽減を図ります。幼小中学校の入園入学祝金を引き続き贈ります。

4つ目は、「恵まれた資源を活かしたまちづくり」予算です。

農業振興事業では、町の基幹産業を守るため、新たに水田病害虫防除や農地渇水・高温対策補助に取り組みます。農業部門における地域おこし協力隊の採用を進め、農業の担い手として育成します。中小企業支援として、資格取得支援に加え、新製品開発や設備投資、魅力PRや宣伝広告を支援します。

5つ目は、「相互理解と共感のあるまちづくり」予算です。

国が推進する総合行政システムの標準化に対応するため、デジタル変革推進事業として予算を計上しました。また、コンビニ交付事業の導入により、町民の利便性の向上を図ります。ふるさと納税事業について、返礼品のラインナップの拡充とPRを進め、国見町を知るきっかけをつくってまいります。

6つ目は、「町として生きるまちづくり」予算です。

地域おこし協力隊のうち、関係人口の創出や地域ブランド開発の分野において採用を進め、そのスキルや知見をまちづくりに生かします。

次に、令和6年12月第7回議会定例会以降の町政執行の主なものについて申し上げます。

初めに、健やかに暮らせるまちづくりについて申し上げます。

まず、地域医療連携の推進についてです。

令和6年10月から65歳以上の高齢者等を対象とし、定期接種として行ってきました新型コロナワクチン接種については、今年1月末現在、569人、対象者の約16.4%が接種いたしました。

また、今年度から任意接種として50歳以上の方を対象に開始した帯状疱疹ワクチン接種の助成については、今年1月末現在、延べ57名の申請がありました。帯状疱疹ワクチンは令和7年4月から国の定期接種となります。助成額等、接種の内容が固まり次第、周知してまいります。

次に、百歳県知事賀寿と敬老祝金の贈呈についてです。

百歳を迎えた後藤フキさんに県知事の賀寿と町の敬老祝金を贈り、ご家族と共に長寿を祝しました。

次に、国見町子ども・子育て支援計画についてです。

5年ごとに計画策定を行っており、子ども・子育て協議会で協議を行った後、今年度末に計画策定となる見込みです。

2つ目、安全・安心な優しいまちづくりについて申し上げます。

まず、災害協定についてです。

1月23日に避難施設の生活環境の充実のため、国見町土木建設業協会と「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」を一部変更し、締結いたしました。

次に、滝川、滑川河川改修事業についてであります。

県が実施している滝川、滑川築堤の河川改修工事の進捗率は約77%で、滝川築堤は完了し、滑川築堤については令和7年度完了予定との報告を受けております。

次に、下水道マンホールカードの配布についてです。

下水道マンホール蓋を通じて下水道に関心を持ってもらうことを目的として、昨年12月20日から道の駅国見あつかしの郷において配布をしています。配布開始から2か月で約1,300枚を配布しており、県内外から多くの方が来町しています。

3つ目、未来につながるまちづくりについて申し上げます。

まず、教育支援センター事業についてです。

不登校、不登校傾向にある児童生徒の居場所として開設しました教育支援センター「ステップ」は、今年度、2月末までに191日開設し、延べ748名の児童生徒が利用いたしました。学校と課題を共有し連携しながら進めています。

次に、通学路合同点検についてです。

12月20日、通学路の危険箇所等について、北警察署桑折分庁舎、土木事務所、交通安全協会の協力を得ながら合同点検を行いました。引き続き、児童生徒の通学における安全性の確保に努めます。

次に、地域学校協働本部事業についてです。

今年度も、少年仲間づくり教室、国見っ子わんぱく広場、子育てリフレッシュ教室、冬休み学習会など、それぞれ多くの子どもたちが参加し、学び、楽しみ、交流を深めました。また、中学3年生の高校入試対策講座を5回にわたり開催し、高校入試の手助けを行いました。

さらに、放課後塾ハルの見晴るかすコースでは、12月に「クニミクラウド」を実施し、学びを深め、3月9日には、活動の報告会として「クニミノホマレ」を実施いたします。

次に、青少年健全育成についてです。

12月に開催された青少年健全育成町民大会では、家庭の日作品コンクールの表彰、講演会などが行われました。

次に、はたちの成人のつどいについてです。

1月12日、実行委員会の企画により開催され、70人が式典と記念レセプションに参加いたしました。

次に、公民館事業についてです。

くにみ観月台カレッジは、個々の興味関心に応じた学習に年間を通じて取り組み、1月の学習発表会ではその成果を披露し、2月には閉講式を迎えました。また、町民講座では、12月に「SDGsと私たちの暮らし～ゴミの減量を考える～」を実施し、地域課題解決に向け、取り組みました。

次に、文化事業についてです。

観月台文化センターホールでは、2月に「仙台フィルハーモニー管弦楽団コンサート」、「藤あや子コンサート2025」が開催され、多くの人が来場いたしました。

次に、国見町歴史的風致維持向上計画2期計画の策定についてです。

令和6年12月17日に国見町文化財保護審議会より意見聴取を実施、その後、12月20日より1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。また、1月

20日に県教育委員会から意見聴取を実施、同月24日に歴史的風致維持向上計画協議会から計画（素案）について建議を頂きました。2月21日に3省庁に対して認定申請を行いました。

4つ目、恵まれた資源を活かしたまちづくりについて申し上げます。

まず、農地等利用最適化推進施策の意見書についてでございます。

12月16日、農業委員会から農業施策の改善に関する意見書が提出され、町はこれを受理し、必要な支援策を令和7年度当初予算に計上いたしました。

次に、地域計画と目標地図の作成についてです。

農業委員会、農地中間管理機構など関係機関への意見聴取が終了しました。予定どおり年度内の作成で進めていますが、目標地図については、毎年、秋頃に協議の場を開催し、地図の精度向上を図ってまいります。

次に、新規就農希望者の研修についてです。

令和7年度の研修生は、現時点で4人です。内訳は、くにみ農業ビジネス訓練所が1人、地域おこし協力隊の農業部門が3人でございます。

次に、国見まちづくり株式会社からの要望についてです。

1月8日、国見まちづくり株式会社から道の駅国見あつかしの郷の運営について、利用者の一層の安全安心と利便性の向上を図るための要望書が提出され、町はこれを受理し、必要な予算措置を令和6年度補正予算に計上いたしました。

また、国見まちづくり株式会社が運営してきましたミニストップについては、4月30日で閉店することが取締役会で決定し、現在、国見まちづくり株式会社が新たなテナントを募集しています。

次に、商工業の振興に向けた円卓会議についてです。

2月28日、中小企業・小規模企業振興条例に基づき、第1回目の円卓会議を開催し、人材確保に向けたセミナーと意見交換会を行いました。

次に、世界大会最高金賞の受賞報告についてでございます。

ジエラート店G e l a 3 1 9が製造したレモンマーマレードが、世界大会の「英国ダルメインマーマレードアワード2025」で、昨年に引き続き最高賞のダブルゴールドを受賞しました。

5つ目、相互理解と共感のあるまちづくりについて申し上げます。

令和6年分所得税と令和7年度町県民税の申告相談は、3月17日まで観月台文化センターで受け付けています。

次に、マイナンバーカードの交付状況についてです。

1月末現在で、町から本人に交付したカードは7,485枚で、交付率は9割を超えるました。引き続き月末の日曜日には事前予約により臨時窓口を開設してまいります。

次に、第6次国見町総合計画・過疎地域持続的発展計画についてでございます。

2月5日に国見町総合計画管理本部会議を、そして、2月18日に国見町総合計画審議会を開催いたしました。令和7年度の当初予算（案）や人口ビジョン改定（素案）、計画の見直しスケジュール（案）等について確認されました。

最後に、町として生きるまちづくりについてでございます。

まず、地方創生推進事業についてです。

町の総合ブランド力の向上のために、国見版C I事業を進めてまいりました。デザインを決定し、活用方法について検討を進めてまいりました。

次に、あつかし山ビッグツリーについてでございます。

12月22日、冬の風物詩として32回目を迎えたあつかし山ビッグツリーの点灯式が、実行委員会主催で道の駅国見あつかしの郷で行われました。

当日は、商工会青年部が子どもたちにクリスマスプレゼントを贈りました。

それでは、本定例会に提案いたしました各議案について、その概要を申し上げます。

報告第1号「専決処分の報告について」は、地方自治法の規定に基づき報告するものでございます。

報告第2号「その他の債権の放棄について」につきましては、条例の規定に基づき、議会へ報告するものでございます。

議案第4号「国見町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例」は、国の推進するデジタル化及びアナログ規制撤廃に伴い、関連条例の必要な改正を一括で行うものでございます。

議案第5号「国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例」につきましては、刑法の一部改正に伴い、関連条例の必要な改正を一括で行うものでございます。

議案第6号「国見町情報公開条例の一部を改正する条例」は、国の法改正に伴い、必要な改正を行うものです。

議案第7号「国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」は、県条例に準拠し、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号「国見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第9号「国見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、根拠法令などの改正に伴い、改正を行うものでございます。

議案第10号「国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第11号「国見町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、県人事委員会勧告や県条例に準拠し、改正を行うものです。

議案第12号「国見町税条例の一部を改正する条例」から議案第14号「国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」は、法律の改正により引用・文言の整理を行うものです。

議案第15号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」は、町営住宅の管理戸数の変更により、所要の改正を行うものです。

議案第16号「国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例」は、人事委員会勧告に伴い改正を行うもの、議案第17号「国見町水道条例の一部を改正する条例」は、法改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第18号「国見町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例を廃止する条例」は、会計年度任用職員の給与の決定及び支給に関する規則、国見町英語指導助手設置規則の制定により条例を廃止するものです。

議案第19号「工事請負契約の変更について」は、条例に基づき議会の議決を受け締結した工事請負契約の一部を変更するものです。

議案第20号「和解について」は、第三者行為による介護給付費の損害賠償請求の未払いについて訴えを提起した件について、和解をするものです。

議案第21号「令和6年度国見町一般会計補正予算（第6号）」から議案第27号「令和6年度国見町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案は、いずれも実績を踏まえた予算の整理が主なものでございます。

なお、一般会計はじめ各特別会計は、いずれも黒字となる見込みでございます。

次に、当初予算につきまして、議案第28号「令和7年度国見町一般会計予算」は、予算の概要で申し上げたとおりでございます。

議案第29号「令和7年度国見町大木戸財産区特別会計予算」から議案第38号「令和7年度国見町下水道事業会計予算」までの議案は、それぞれの設置目的による事務事業を推進するため、一般会計の予算編成方針に準じまして、効率的な執行と採算性の維持、経営の健全化などを念頭に、一層の経費節減と効率化を図ることを旨としまして、所要の経費を計上いたしました。

また、特別会計のうち、管理会や審議会、運営協議会が設置されているものは、補正予算も含め、それぞれに同意を得ております。

以上、本定例会に提出しました各議案について、一括して提案理由の主旨を申し上げましたが、各議案の内容、係数等については、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかな議決を賜るようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

なお、副町長、教育長の選任同意の人事案件につきましては、今定例会の最終日に追加提案する予定でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（佐藤定男君） 以上で、町長施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇協議会関係の報告

議長（佐藤定男君） 続いて、協議会関係について、担当課長の報告を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、住民防災課長から報告を求めます。住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） 伊達市桑折町国見町火葬場協議会についてご報告申し上げます。

去る2月14日、桑折町役場会議室におきまして、令和7年第1回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されました。

提出されました案件は1件で、議案第1号、令和7年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計予算についてです。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2102万9000円と定めるものです。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の1636万2000円であり、そのうち国見町分は、負担率28.1%の459万8000円が主なものです。

歳出の主なものは、火葬場の施設費における需用費の1111万5000円、委託料の762万6000円であり、需用費では、燃料費331万4000円、1号炉及び2号炉セラミック修繕、断熱扉交換等の修繕料628万円、委託料では、火葬業務の委託料582万2000円が主なものです。

なお、火葬件数については減少傾向にあり、国見町分では、令和5年が165件に対し令和6年は131件と減少しております。これらのことから、町負担金も令和6年と比較して54万5000円の減となっております。

以上により、提出された議案1件は、原案のとおり可決されました。

なお、詳細につきましては、配付されております写しをご覧ください。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（佐藤定男君） 以上で、協議会関係の報告は終わりました。



◇散会の宣告

議長（佐藤定男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、本日午前11時より、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側でそれぞれ開催しますので、ご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

（午前10時55分）

第 2 日

令和 7 年第 2 回国見町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

・出席議員（11名）

1番 斎藤 樹君	2番 佐藤多真恵君	3番 菊地勝芳君
4番 (欠番)	5番 佐藤 孝君	6番 蒲倉 孝君
7番 八巻喜治郎君	8番 宮戸武志君	9番 (欠番)
10番 山崎健吉君	11番 小林聖治君	13番 松浦常雄君
14番 佐藤定男君		

・欠席議員（1名）

12番 渡辺勝弘君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 村上利通君	教職務代理者 高橋幸子君
総務課長 濵谷康弘君	企画調整課長 大勝宏二君
税務課長 佐藤光男君	住民防災課長 榊英則君
ほけん課長 佐藤温史君	福祉課長 黒田典子君
産業振興課長 佐藤智昭君	農業委員会会長 佐藤智宏君
建設課長 村上幸平君	上下水道課長 宮戸浩寿君
会計管理者兼会計課長 阿部善徳君	教育総務課長 大勝晴美君
教育施設課長 中條伸喜君	生涯学習課長 小野笑子君
農業委員会会长 八島富一君	代表監査委員 佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長 実沢隆之君	書記 八島章君
書記 豊野好洋君	書記 木村恒夫君
書記 石澤廣君	

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）



◇一般質問

議長（佐藤定男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問および答弁は簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、13番松浦常雄君。

（13番松浦常雄君 登壇）

13番（松浦常雄君） さきに通告しておきました3点について質問します。

第1点は、町民の安全を守る対策について伺います。

まず、質問に入る前に、どういう背景なり、今の世の中がどうなのかということを確認する意味で述べたいと思います。

2月に入りまして、後半あたりから何回も報道されております。昨日の朝も報道されていました。ミャンマーとタイの国境付近のミャンマー側に特殊詐欺グループの一大拠点があるということで、そこを管轄している軍の部隊によって6,500人が解放されたということですが、まだ全員ではなくて、まだまだ拘束されている人が多いということです。

タイ側の受け入れ態勢が十分できていないために今のところ6,500人にしたということでした。その中に36人の日本人が含まれているということです。そのうちの1人は国内で犯罪を起こして逃亡して、そして、自らそこに行っていると、日本には帰りたくないと思表示をしているようですが日本に強制送還されることになっているという報道でした。

それから、闇バイトに関わる強盗事件というものがありました。皆さんの記憶にまだあるかもしれません、ルフィ強盗事件というものです。これは、2022年5月から2023年1月にかけてルフィ強盗事件というのが連続して発生しました。京都で発生した貴金属店強盗事件をはじめ、東京都狛江市で90歳の女性が殴打され金品を奪われ現金を奪われました。殺害されたものを含めて16件の強盗事件です。

この特殊詐欺というのは、オレオレ詐欺とかキャッシュカードをだまし取ったりして現金を引き落とす、警察官や銀行員に成り済まして現金をだまし取るとか様々な手口でお金を巻き上げるというのですが、このフィリピンに収監されていたというのは、既に特殊詐欺の疑いでフィリピンの入国管理局に収監されていたわけです。そこにいた4人が、そこから闇バイトの指示役としても活動していたということが分かつて、4人は日本に強制送還されて逮捕されました。

このルフィ事件で関わった人数は数十人、実行役として検挙されているのは数十人

だそうです。大半はお金をもらえず、手にしたのは犯罪歴だけという結果だそうです。

昨年10月に首都圏で別のグループによる闇バイト強盗事件が相次いで発生しました。指示役は夏目漱石などのアカウントを使用して実行役は複数の事件にまたがって関与しているというケースがあったといいます。警視庁と埼玉、千葉、神奈川の3県の警察は……、

議長（佐藤定男君）　松浦常雄君、質問の中身に入ってください。

13番（松浦常雄君）　事件の状況を知らなければ、私の質問の意図が十分伝わらないと思うから説明しているんです。

議長（佐藤定男君）　では、どうぞ。

13番（松浦常雄君）　こういうアカウントを使用してその事件を起こして、去年10月18日までに14県で29人が逮捕されましたが、12月3日までは46人が逮捕されています。警察庁の統計によりますと、闇バイトで検挙された人数は2023年全国で7,219人、前年よりも577人増、率にしても8.7%の増です。報道されていない事件や検挙された人数がいかに多いかということが分かります。

闇バイトに関連した事件は県内でも起きています。一昨年、2023年2月に南相馬市で独り暮らしの70代の男性が強盗に襲われ、バーで頭を殴られ大けがをしました。犯行に関わった疑いで9人が逮捕され、首謀者にはたどり着いていないということです。

今、闇バイトによる強盗事件は、都会だけでなく地方でも起きており、深刻な社会問題になっています。警察庁は、闇バイトは犯罪であること、そのような誘いに乗らないようにすること、また、防犯のために戸締まりをしっかりやるよう注意を呼びかけていますが、末端の私たちまではなかなか伝わってきません。

そこで、町として町民の安全を守るためにどのような対策を取っているのか伺います。

議長（佐藤定男君）　住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君）　13番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

夜間の安全性を高めるため、町内会要望及びPTA連絡協議会からの要望などにより防犯灯の設置、また、各地区防犯強化による夜間の防犯パトロール、さらには、不審者などの情報があった際に警察に警らを要請するなど、安全対策に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君）　松浦常雄君。

13番（松浦常雄君）　分かりました。

次に、不審者による殺傷事件が昨年12月14日、北九州市小倉区で2人の中学生が学習塾の帰りに立ち寄ったファストフード店で面識のない男に刃物で刺され、女の子は命を落としました。

また、今年1月22日午後8時頃、JR長野駅のバス乗り場付近で面識のない男に3人の男女が刃物で刺され1人が死亡、2人が重軽傷を負いました。いずれも動機は

解明されておらず、社会へ大きな衝撃を与えました。このような突発的な事件は、予測できませんし、防ぐことは極めて難しいとも思いますが、予防的な対策や事件を追跡するための対策は必要だと思います。この2つの殺傷事件で犯人を割り出すのに防犯カメラが大変役に立ったと言われております。銀行やコンビニ、スーパーなどには防犯カメラは設置されていると思いますが、町の公共施設には防犯カメラは設置されているのか伺います。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

9か所の公共施設に防犯カメラを設置しております。なお、これらの防犯カメラは、撮影対象を施設利用者に限定した防犯カメラとなってございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） これは、建物の内部だけではなくて、入り口とか外側にも設置されているのか伺います。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） 今ほど答弁した9か所の公共施設につきましては、施設の入り口、また、施設内、敷地内に防犯カメラを設置しています。

以上で答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 設置している防犯カメラのことは分かりました。

ただ、正常に作動しているか、定期的な点検は行っているのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

それぞれ公共施設9か所につきましては、各担当課での管理となり、定期的な管理を行っているものと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 次に、児童生徒の登下校の安全対策について伺います。

全国的に見れば、児童生徒への不審者の関わる事案は1日1件以上発生していると言われます。年間で400件、そのうち声かけ事案は198件と約半数を占めているそうです。

当町では、声かけ事案とか不審者の児童生徒への関わりというのはあるのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

まず、声掛けや不審者の発生状況については、近年におきましては令和5年度に1件あったと把握しています。その際には、警察に警らの強化を要請し、対応したところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　松浦常雄君。

13番（松浦常雄君）　以前から見ると少なくなっているのかなというように感じますけれども、文部科学省では、学校危機管理マニュアルというのを作成して、それを活用するように通知を出しています。

その中で、児童生徒の登下校の安全を確保するためには、学校、地域、警察の連携が必要としています。当町ではどのような連携を図っているのか伺います。

議長（佐藤定男君）　教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君）　お答えいたします。

まず、登下校時の見守りについてでございます。

通学班の集合場所やスクールバスの停留所などにおきまして、保護者や家族による見守りが行われています。

また、むさしや交差点と国見小学校東側交差点におきましては、毎日交通教育専門員による街頭指導を行っていることに加え、交通安全週間の期間におきましては、交通安全協会のご協力によりまして、各地区において登校時の街頭指導をしていただいております。

次に、PTA連絡協議会の取組についてでございます。

こども110番の家が平成28年度にスタートいたしまして、現段階におきましては、一般世帯の登録数は113戸となっております。さらに、町内の企業、事業者へ拡大すべくステッカーの増刷に協力してほしいとのPTA連絡協議会からの要望を受けまして、令和5年度に町も費用の一部を負担する形でステッカーを増刷いたしました。その後、商工会の協力を得ながら184社に登録をいただいたというふうな報告を受けてございます。

また、PTA連絡協議会からは、小学校入学時に児童が携帯する防犯ブザーが配付されております。多くの新入生が携帯していると把握しております。引き続き、子どもたちが自らを守るための取組、そして、地域ぐるみでの子どもたちを見守る取組、これらを支援していきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　松浦常雄君。

13番（松浦常雄君）　様々な工夫をして子どもたちを守る対策が行われているということですが、子ども自身が自分の身を守るために教育も必要だと思います。そのような意味での防犯教育は行っているのでしょうか。

議長（佐藤定男君）　教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君）　お答えいたします。

保育所、幼稚園、小中学校におきましては、安全計画を策定するとともに、不審者対応のマニュアルを策定しています。また、保育所、幼稚園、小学校におきましては、このマニュアルに沿いまして、保育計画及び教育計画にそれぞれ位置づけをした上で、不審者が侵入した場合を想定した防犯訓練を実施してございます。

なお、中学校におきましては、今年度不審者対応の訓練は実施していなかったため、次年度より訓練を実施することといたします。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　松浦常雄君。

13番（松浦常雄君）　次に、強盗事件や不審者による殺傷事件のほかにも窃盗や特殊詐欺、児童生徒の声かけ事案などが多くあります。町民の防犯意識をどのようにして高めていくのか伺います。

議長（佐藤定男君）　住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君）　お答えいたします。

町民が防犯意識を高めるきっかけとなるよう警察と連携し、管内で発生した犯罪被害状況、防犯対策の情報を町内会の文書配付に併せてお知らせしているところでございます。

議員お質しのとおり、犯罪は、いつどこで発生するか分かりません。犯罪に巻き込まれないように未然に防止するためには、町民の防犯意識を高めることが必要不可欠です。町としても、一過性のものではなく継続的に取り組み、安全で安心なまちづくりに努めています。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　松浦常雄君。

13番（松浦常雄君）　次に、保育所、幼稚園及び小中学校の安全対策について伺います。

今から23年前の平成13年6月に大阪教育大学附属池田小学校へ不審者が侵入し、1、2年生の児童21人と教職員2人が殺傷されました。そのうち8人の児童の命が奪われました。その教訓から、保育所、幼稚園、小中学校の安全対策の強化が叫ばれました。

現在は、幼稚園及び小中学校は全ての教育施設では、全ての来訪者の氏名、目的、入退室の時間を記録して管理することになっています。また、不審者に対応するためのさすまたなどの防護用具も備えることになりました。しかし、その後も放課後校庭へ侵入して児童が殴られたとか、軽自動車で侵入して児童がけがをしたとか、教室に侵入したなどの事例があり、学校への不審者の侵入はなくなっています。

警視庁の統計資料によると、2023年における学校荒らしの認知件数は426件であり、2021年の397件から29件増加しています。また、不審者件数は、声かけ事案が先ほど言いましたように198件、つきまといが52件、スカートを触るなどの身体的接触行為が30件などとなっています。また、被害者になったのは小学生が155件、4割近くを占めており、高校生が140件、中学生が94件となっています。

このように見てきますと、子どもを取り巻く環境は決して油断できないことが分かれます。保育所、幼稚園、小中学校の来訪者の把握をどのようにして行っているのか伺います。

議長（佐藤定男君）　教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

保育所、幼稚園、小中学校におきましては、いずれも受付簿を備え付けておりまして、出入りする方々に氏名等を記入いただくことで、誰が何を目的に来訪したのかを把握しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 保育所、幼稚園、小中学校には防犯カメラは設置されているのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

保育所、幼稚園には、建設当初から防犯カメラが設置されています。また、小学校、中学校におきましては、PTA連絡会協議会からの要望も受け、令和4年に防犯カメラを設置しております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 不審者に対応する緊急通報システム及び防具等の用具は常備されているのか伺います。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

通報システムにつきましては、整備されていないため、通報の際には内線電話や外線電話を使用することとなります。また、防犯用具としましては、さすまたなどそれぞれの施設に常備をしてございます。

なお、近隣の状況なども参考にしながら、さらなる防犯対策の向上に向け検討を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 内線電話で対応しているということですが、取り上げたらすぐ職員室に連絡がいくようなシステムなのか、いちいちプッシュで押すのか、その辺はどうなんですか。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

内線電話につきましては、職員室の番号を押して通話をする形の電話となってございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 大阪教育大学の附属小学校での事件では、1、2年生の教室の担任が職員室に通報に走っている間に何人の子どもが刺されているわけです。

したがって、教職員が現場を離れたことに対しては非難の声も上がったようですが、

そうせざるを得ない状況も考えられます。つまり、現場を離れなくて済むように、また、職員室に連絡行くようなそういう体制を整えるためには、プッシュでなくて取り上げたら即連絡が行くような、最新のシステムを導入する必要があるんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、現在、様々な通報のシステムというはあるようでございます。そういった部分も含めまして、今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） ぜひ最新のものを導入するようにお願いしたいと思います。

私もいろいろ聞いてみましたが、福島市内ではまだ教室と職員室の直接の通報システムは導入していないということですが、体育館では職員室に即通報がいくようになっているということでした。

伊達市の新しい学校では、即通報ができるような最新のシステムになっているようです。また、近くの町の小中学校でも内線で対応しているということでした。

不審者が学校の敷地内や校舎に侵入した場合の対応マニュアルは作成されているのか伺います。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でも触れましたけれども、保、幼、小、中それぞれにマニュアルを策定しております。このマニュアルに沿いまして、それぞれにおきまして訓練を実施しております。

しかしながら、中学校では実施していなかったため次年度実施するといったこととしたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） このような訓練を通して実際にマニュアルどおりにはいかなくても、何か起こった場合は即、役に立つのではないかと思いますし、訓練を通して防犯意識を高めるということにもなりますので、ぜひ訓練は実施してほしいと思います。

それから、不審者への対応については、警察とはどのような連携を図っているのか伺います。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

学校と警察の連携につきましては、学校警察連絡協議会において、地域の犯罪や事件、事故の発生状況が共有されています。その中で、各学校区域における不審者の発生状況等も報告されており、必要に応じては警察による警ら強化を要請しているところです。

また、小学校の防犯教室におきましては、桑折分庁舎の係員を派遣いただき不審者への対応の仕方などについて児童に話ををしていただいたり、また、教員に対しては、避難方法や通報の流れ、さらには、さすまたの使い方などについて指導していただくなど連携を図っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　松浦常雄君。

13番（松浦常雄君）　それでは、3番目の質問を行います。

県北中学校へ設置される町民ふれあいルームについてです。町民ふれあいルームの設置の目的はなんでしょうか。

議長（佐藤定男君）　教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君）　お答えいたします。

学校、家庭、地域の交流の場として、学校を活用し、地域の教育力を学校に呼び込むことを目的としたものでございます。

町では、平成26年12月に国見学園コミュニティ・スクール委員会を設置し、国見の子どもたちの健やかな成長を願い、委員会において約10年間熟議を重ねてまいりました。これまで委員から出された意見で多かったのは、子どもの学びの環境整備、多くの人の出会いや関わり、交流、体験、違いや多様な価値を尊重できる子ども、地域住民ボランティアが集える環境などです。委員会においてこれらをキーワードに熟議を続けてきた結果、国見ふれあいルームの設置を目指すこととなりました。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　松浦常雄君。

13番（松浦常雄君）　私は、目的については異論はないんですが、このことについて、学校長、保護者、警察などとは協議をしたのか伺います。

議長（佐藤定男君）　教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君）　お答えいたします。

国見学園コミュニティ・スクール委員会には、中学校長と保護者の代表が委員として参加しておりますので、一緒に協議をしてまいりました。

警察については、協議はしておりませんが、ふれあいルームを設置する場合には警察へ報告し、連携は必要と考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　松浦常雄君。

13番（松浦常雄君）　その委員会の協議だけでは、私は不十分だと思うんです。

実際に学校とある程度決まった時間を持って話をする必要があるんじゃないかと思うんです。

学校ではこの管理をどうするのかとか、いろんな問題があるはずです。委員会の中ではそこまでできるとは思えません。いかがですか。

議長（佐藤定男君）　教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君）　お答えいたします。

使用上の決まりなどにつきましては、県北中学校と協議し、原案は作成しております。

しかしながら、2月の議員懇談会で報告しましたとおり、国見ふれあいルームの開設につきましては、令和7年度の国見学園コミュニティ・スクール委員会で再度協議をすることとしております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　松浦常雄君。

13番（松浦常雄君）　この設置の目的は伺ったんですけれども、今の説明の中に入っていないのは、この町民との様々な触れ合いを求めるということですが、中には、いろいろな趣味の愛好家、そういう人たちがいつでも自由に使用できるという説明でした。

私は、ここに非常に問題があると思うんです。学校は、特定の人が自由に出入りして果たしていいものかどうか。

今、国見小学校にはふれあいルームみたいなのありますけれども、それは自由に出入りできるものではなくて、あらかじめどういう人が利用するか分かっているんです。

それから、近隣の小学校で新しくつくられている学校では、校舎の一角にコミュニティーセンターというものがつくられています。これは、市民なり町民なりが自由に使えるという、それは自由にではなくてちゃんと前もって登録することになってます。

そして、管理もまた別です。学校は学校教育、市民ふれあいセンターというのは、生涯学習課の管轄で子どもたちの出入りするところとは別になっているんです。コーディネーターが1人いて、その人が使用する場合の受付とか調整とか、あるいは鍵の開け閉めとか物品の管理とか全部やっているんです。そういう施設ならば分かりますけれども、今の県北中学校の施設のままではそういうことはできません。誰が使って誰が管理するのか分からないような状態で、果たして学校の安全が保たれるのか。

そういう点から考えたら、あまりにも計画性がなさすぎるというか。もう3月から、前は実施するわけだったんです。要綱もまだ完成していない、学校との協議も不十分だ、それから、施設はどうなんだ、そういうところの話合いが全然深まっていないのに実施する運びだったんです。こんなことで学校の安全が保たれるのか。不審者が学校に出入りしたり、子どもがけがをしたりということが、今もたくさん起こっているんです。スマホで調べますと、東京都内で毎日起こっています。

そういうことから考えると、誰でも自由に出入りできて利用できるなんていうのは一見よさそうだけれども、反面管理とか安全の問題からみたら大いに問題があるわけです。そういう意味では、私は大変問題があるというふうに思っています。

町民との生徒とか児童の触れ合いというのは、そんな趣味の集まった人たちと触れ合うということだけではないと思うんです。例えば、それを生かすならば、総合的な学習の時間というものがありますから、そういうところにそういう人たちに講師として来てもらって遊び方とかそういうのを教えてもらったりして、あとは文化センターでやっているから来てくださいというようなことでもできると思いますし、不特定の

人が自由に出入りできる方法でなくとも、町民との触れ合いも私は可能だと思うんです。

ぜひそういう意味で、安全面に配慮した形で検討してもらいたいし、私は、この計画は一度白紙に戻して、そして、一から本当に必要なのか、地域の集会所や文化センターでできるようなことをなぜ中学校でやらなくてはならないのか。

中学校の生徒というのは、そんなに私は時間があるとは思えません。昼の休み時間だって、給食を食べて、あとはくつろいだり、次の授業の準備にしたり、非常に忙しいんです。そういうことを考えたら本当に必要なのかどうか、ほかに方法はないのかどうか、安全はどうなんだろうとか、物的、人的な管理はどうするのかとか、十分検討した上でないと、実施するのは私は危険だと思います。いかがでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

これまで委員会で協議してきた中では、国見ふれあいルームの利用に際しましては、国見町民、それから、関係者に限定し入校の際は利用者名簿への記入及び入校証を身につけていただく予定としており、不特定多数の人が自由に出入りするフリースペースではありません。

また、現在、中学校では、書初めや琴の演奏などについて町内の指導者に指導をお願いしております。また、授業参観やフリー参観の行事を設定し、町民に学校を公開することで、町民と触れ合う機会は幾つかありました。

しかし、先ほども答弁しましたとおり、ふれあいルーム設置の目的は、学校、家庭、地域の交流の場として学校を活用し、地域の教育力を学校に呼び込むことを目的としたものです。地域の大人が真剣に何かに取り組んでいる姿を日常的に目の当たりにすることで、子どもたちの心は動きます。心が動けば頭も動きます。頭が動けば体も動きます。地域の様々な人との出会いの中で行われる主体的、対話的で深い学びを通して予測困難な未来をたくましく生き抜く力を育むことができると考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） もっとものような説明なんですけれども、私は、中学校というのはそんなに時間的なゆとりがないところだと思うんです。放課後は部活があるし、いろんなことがあるんです。町民とゆっくり触れ合うような時間は、私は、あまり見えてきません。

ましてやそのふれあいルームの管理は誰がやるのか。名前を記入しただけでいいのか、登録しただけでいいのか。今まで、利用する人というのは決まっているんです。地域のちゃんとした学習に協力できる人とか、あるいはPTAとか、児童生徒の保護者だとか、そういう決まった人が利用するならば何も心配もないのですが、前の説明では趣味の愛好者が自由に出入りして子どもと触れ合えると、そういうところが私は危険だと言うんです。

一度決めたから何が何でもやるんだということではなくて、白紙に戻して本当に必

要なのか、やるとしたらどういう対策が必要なのか、そういうことを十分検討した上でやるべきであって、私は白紙撤回するのが望ましいと思います。いかがでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

子どもの安全が脅かされるのであれば、安全が第一優先とするのは当然だと考えております。

しかし、生徒と町民の触れ合いが生徒の安全を脅かすものではないと考えております。他者との触れ合いによって生徒の安全が脅威にさらされると考えるのであれば、これまで実施してきた校外学習、修学旅行、職場体験学習、町探検など多くの教育活動の実施について改めて検討する必要があると思います。

先ほども答弁いたしましたが、ふれあいルームは不特定多数の人が自由に利用できるフリースペースではありません。利用目的に沿って、町民や関係者に限定し、職員玄関から入校し、利用者名簿への記入、入校証を身につけていただくことを考えております。

これからの中等教育は、学校だけで完結するものではなく、学校を活用し、地域の教育力を学校に呼び込み、地域全体で子どもたちに関わり育てていくことが大切だと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） これが論理の飛躍です。今までの教育活動が全て危険にさらされるような、そういうことを私は言っているんじゃないんです。

前の説明では、将棋とか碁とか愛好する人たちが自由に出入りして使用できる、そういう中で生徒との触れ合いもできるだろうという説明だったんです。

私は、伊達市あたりでやっている市民センターのようなものでしたら管理者もちゃんといる、出入りのところも別になっている、いろんなちゃんと管理ができる、そういう体制だったら問題はないと思うんです。

名前を記入しただけで誰が使用したのか、中にはたばこを吸う人もいるかもしれません。そういう取扱いはどうするのか、責任はどうなのか。学校では管理できません。そういう管理体制をちゃんとしないで私は実施することは危険だということを言っているんです。今までの教育活動全部が駄目だなんて言っています。いかがでしょうか。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄議員、管理体制をしっかりとしないとは回答はしていないと思思いますけれども。

13番（松浦常雄君） 私は、その点を心配しているからどうなっているのかということを聞いています。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、ふれあいルームの開設につきましては、令和

7年度のコミュニティ・スクール委員会で再度協議することとしております。

また、子どもたちが安全で安心な環境で学習活動に取り組むということは、当然のことと考えております。そのために、学校安全管理マニュアル、学校安全教育の指導、防犯訓練などを計画的に実施しております。また、国の方針としまして、地域ぐるみの学校安全体制の整備を掲げ、登下校はもちろん、学校内部の安全対策の強化を示しております。その中で、犯罪を意図するものを抑止するために、多くの人の目、視線を確保することというような内容もございます。定期的に保護者や地域の方々が学校に来ることで見守りの目が増え、不審者の侵入を防ぐ、地域全体で子どもたちを見守り、犯罪防止のための抑止力につながるものと考えております。なお、地域の方が校内で活動する際には、入校管理を徹底し、安全管理に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　松浦常雄君。

13番（松浦常雄君）　以前の説明と今日の説明では、大分違っています。

以前はそういう説明ではなかったんです。だから、私は心配してこの質問を設けたわけです。

とにかく、保護者は、学校というのは安全なところだと思って預けているわけですし、子どもたちにとっても学校は安全で安心でのびのびと生活学習する、そういう場であるべきです。

ですから、少しでも危険が予知されるような、あるいはそういうことが考えられるようなことは排除していかなければならないと思うんです。

とにかく、以前は今日のような説明ではありませんでしたので、私はこの質問をしました。とにかく、やめるかどうかも含めて十分検討してもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤定男君）　次に、8番宍戸武志君。

宍戸武志君。

（8番宍戸武志君　登壇）

8番（宍戸武志君）　質問に先立ちまして、大船渡の山火事被害に遭われた方のお見舞いを申し上げますとともに一日も早い鎮火されることをお祈りしております。

それでは、事前通告した内容により、質問をいたします。

当町のガバナンス強化とコンプライアンスの遵守についてでございます。

コンプライアンスを遵守することが、ガバナンスの強化につながります。また、ガバナンスは行政運営、組織運営の土台、根本でもあります。この根本が崩れると、ガバナンス不全に陥りまして、組織が機能しなくなるという原因となっております。

私は、漠然と漫然と当町のガバナンス機能不足を危惧しておりました。これに関する一般質問を過去2回しております。令和5年6月、当町における危機管理とコンプライアンス遵守について、令和6年6月、当町におけるコンプライアンス研修についてをしております。

今回の救急車問題でガバナンス不全が露呈されました。当町は、皮肉なことにP.R.

効果、世間の注目度は高まりましたが、信頼度や好感度は著しく低下をいたしました。

この問題は、ガバナンス機能が成っていましたということが原因であります。私は、事件が起きたことはしようがないと思うんですけれども、その後の対応です、迷走、これが、ガバナンス不足が原因であると考えております。

新町長は、ガバナンス強化の一環として早々と国見町の内部統制に関する方針、国見町職員コンプライアンス推進指針及び重点取組事項を明文化いたしました。私は大いに評価したいと思っております。

具体的に方針が示されると職員が業務遂行や意思決定をする際、明確な判断基準に基づき行動できる、労働環境の改善メリットもある、当然健全な町政が成され、対外的な信頼度や好感度が高まると思っております。

それでは、質問にまいります。

国見町の内部統制に関する方針、国見町職員コンプライアンス推進指針概要及び重点取組事項作成の狙いとポイントをお伺いします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） 8番宍戸武志議員のご質問にお答えいたします。

今回の指針等の作成にあたりましては、町の事務の適正な管理及び執行、さらには法令遵守について具体的な取組事項を定めたものでございます。

内部統制につきましては、都道府県や政令指定都市で義務づけられておりまして、そのほかの市町村では努力義務というふうになっておりますが、事務の適正な管理執行を目指し4つの目的を掲げまして取り組んでいくこととしたところでございます。

重点ポイントといたしましては、町民から信頼される町政の実現を目指しまして、職員自身も安心して働きやすい職場環境の構築を目指すといったものでございます。

コンプライアンス推進指針につきましては、6つの行動規範を掲げまして、14の項目について、重点取組事項としたところでございます。法令の遵守により、適正な職務の執行と公務員倫理の徹底を図るものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） 次に、平常時の危機管理に関する知識と意識の浸透を図ることでございます。

定期的な研修が欠かせません。研修計画をお伺いします。

私は、知識と意識。知識は、これは皆さんある程度持続するということなんですが、意識は1年たつと半減するということが言われております。

例えば、知識、アルコール。先ほどの運転するというのは、知識としては駄目だということは分かっているんですけども、1年もたつと意識がなくなると。どうせ飲んでもいいだろう、ちょっと5分くらいコンビニ行って酒買おうという形でそういう意識がなくなるそうなんです。ですから、研修が欠かせないということあります。研修計画をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

これはちょっと以前にお答えした部分もあったかと思いますけれども、職員につきましては、ふくしま自治研修センターにおけるそれぞれの職務に応じた研修の際に、コンプライアンス研修、それから、公務員倫理について研修を行ってきておりました。これは、前にもお答えしたとおりでございます。

さらに、今年度からですけれども、町独自で職員コンプライアンス研修を会計年度任用職員も含む全職員を対象として行ったところでございます。この研修は、次年度以降も定期的に行っていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） 大分前進しまして、私もほっとしております。

次に、当町の職員構成は、会計年度職員が全職員の半分、約100名に及ぶ。会計年度職員の研修、個人情報保護法も含む計画をお伺いします。

会計年度職員の方々につきましては、若干、正職員の方よりもその辺の情報とか知識が不足しがちだと私も思います。例えば、個人情報保護法というのは何かということも、頭の中では分かっているんですけども、具体的には何かということも分からぬ方が意外と多いんじゃないかなと思います。

その辺の計画もお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

会計年度任用職員も含む研修計画ということでございますが、先ほども一部お答えをさせていただきましたが、会計年度任用職員を含む全職員を対象としたコンプライアンス研修は行ったということでございました。

ただ、個人情報保護法に関する研修、これは現在行われていないところでございます。ただ、国などにおきましても、有効なパンフレット等、研修用のパンフレットというんでどうか、こういったものもあるということでございますので、まずは職場ごとに配付などして職員による指導など、できるところから始めていけばいいのかなと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） よくパンフレットとか配付するということで、そこで終わってしまうことが結構あるんです。そうすると、皆さん見るかというとあまり見ていない方が多いんじゃないかなと。ということは、見て面白いものじゃないんです。だから、研修が必要なんです。ぜひ、具体的にそれを基にして、例えば1時間でもいいんです、年間に、研修お願いしたいなと思います。

次に移ります。

取組方針に基づき、体制の整備及び制度の運用を全庁的に推進する役割を担う部署を定めるとあります。どのような組織体制になるのか、お伺いします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

取組を推進、評価する部署、課ということになりますと、当然ながら総務課というようなことになるかと思います。

しかし、今回のこういった取組をしていくにあたっては、まだ打合せをしたわけではありませんが、例えば監査委員さんなどと意見交換をするなど、そういった部分も含めて効果的な実施に向けて今後取組を進めていきたいと考えているところです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宮戸武志君。

8番（宮戸武志君） 早急に組織体制の整備を図っていただきたいと思います。

次に、危機管理は3つに分かれます。

私、仕事をやっている以上、事件とか事案、これしようがないんです。やっている以上、出るんです。ただし、その後の対応、フォロー、これが間違えますと迷走しちゃうんです。しつちやかめつちやかになっちゃうということで、平常時の危機管理に、次に、緊急時の危機管理、そして、収束時の危機管理。緊急時、収束時の危機管理について対策をお伺いします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

一般的にというようなことでお答えをさせていただければと思います。

まず、緊急時の危機管理につきましては、いわゆる被害を最小限に抑える的確な対応が求められるということでございます。さらに、収束時の危機管理におきましては、確実な復旧と復興策を実施すること、このように言われているところでございます。このような意識を持つということが大事なんだろうなと思っております。

それぞれ、その来た事象ごとに臨機応変に対応していくことが、このそれぞれの危機管理について求められているものと考えております。

町では、主に危機管理の場面と言いますと、先ほどいろいろ前段ございましたけれども、一番はやっぱり災害対応でしたり、それから、庁舎における不審者の対応、不審物の対応、こういったところが一番身近といいますか多いのかなというところであるかと思います。そういう場面場面を想定をしまして、今後も対応をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宮戸武志君。

8番（宮戸武志君） 私、今回、救急車問題で危機管理の大切さを学んだと思うんです。

ぜひ、これプラスに思って行きたいなと思っております。どうしても危機管理、これは起こることはしようがないんですけども、その後の危機管理なんです。緊急時、収束時の危機管理、この辺が成っていないとごたごた迷走しちゃうということで、この辺しっかり国見町は学んだんで、この辺を糧にして危機管理に取り組んでいただき

たいなと思います。

次に、危機管理発生は滅多に起こることではないため、メディア対応の失敗は少なくありません。平常時の危機管理の業務として、町長や幹部職員のためのメディアトレーニングが必要だと言われております。メディア対応マニュアルも必要です。救急車問題でのメディア対応はお粗末過ぎました。メディア対応をお伺いします。

私は、メディア対応、一番大切なのは丁寧に対応することです。この辺の早期対応がまずいとどんどん拡大していくということで、この辺も含めてお伺いしたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

メディア対応マニュアルを、まず作成しているかという部分のお質しでございますが、町においてメディア対応マニュアル、これは今、ない状況でございます。

しかしながら、事件、事故、それから、災害、その他マスコミ対応をしなければならない場面は非常に多いのではないかなど、いろんな分野でそれぞれ多々あるのではないかかなというふうには認識しているところでございます。

また、そのメディア対応につきましては、対応する部署につきましては、限られた部署なのかなというふうに思っております。また、限られた職責を有する職員が対応するということになるのではないかというふうに思っております。マニュアル作成というよりは、その限られた職責を有する職員で研修を通じた、先ほど議員おっしゃられましたけれども、トレーニングです、研修を通じたトレーニング、これを積んでいくことが有効なのではないかというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） メディア対応と同じように、今度SNSという対応も迫られますので、その辺の対応もしっかりとお願いしたいなと思います。

最後に、危機管理、コンプライアンスは、自分と自分の今の生活を守るためにあります。具体的に、ちょっと話がそれますけれども、伊藤忠商事の岡藤さんが日経のディレクションの中で言っています、最後のほう私の履歴書の中で言っていますけれども、コンプライアンス違反にした利益で稼いだ金は1円たりともいらないと言っております。商社の会長であります。

ですから、やはりコンプライアンスです。これは自分と自分の生活、組織がどうのこうのじゃないんです、まずは自分を守ると。それと自分の生活です、家族も含めて、そのためにコンプライアンスを守るということと私は理解しております。この辺、見解、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

ただいまの部分は、議員お質しのとおりだと町としても認識をしているところでございます。

ただ、その都度求められる対応につきましては、どれ一つとして同じものはないのかなというふうには思っております。それぞれ、様々な案件ごとにそれぞれに対応していく必要があると考えているところでございます。

危機管理、コンプライアンスの推進につきましては、これは幹部職員ばかりではなく、全職員が自分事として意識すること、議員も意識ということをおっしゃっておりましたけれども、意識していくこと、そのこととともにやはり常に頭の片隅においておくことによりまして、認識が変わってくるのではないかというふうに考えているところでございます。今回のこの方針、指針を生かしまして、普段からの意識づけを今後とも行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宮戸武志君。

8番（宮戸武志君） ゼひ、コンプライアンス、仕事はできるできない以前、コンプライアンスに違反した場合、最悪の場合に懲戒免職になっちゃうんです。ですから、路頭に迷う、若い人は今、就職結構あるんですけども辛い目に遭うと、または、定年間近の方は退職金が出ないということも現実にございますんで、その辺も肝に銘じてもう一度コンプライアンスということを考えていただきたいなと思います。

次に、国見町歴史的風致維持向上計画第2期素案についてでございます。

今回、国見町歴史的風致維持向上計画第2期素案を策定中であります。第1期国見町歴史的風致維持向上計画を仰ぐ内容であります。感謝申し上げます。この内容から、文部省、農水省、国交省の3者協議で認定されることが間違いないと確信しております。

1番目です。歴史的風致維持向上計画、市町村が策定。これまで39県86市町村が認定を受けたと聞いております。現在、認定件数は何件かお伺いします。計画書作成が大変で2期目を作成しない自治体もあると聞きます。その辺も含めてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

令和6年7月17日現在で40府県97都市で認定を受けております。

2期計画を策定しない理由といたしましては、自治体それぞれの事情によるものと考えますが、認定のハードルの高さや、重点的な取組を必要とする事業が完了したということで2期目を策定しないと分析しているところでございます。

ただし、1期計画を満了した多くの認定都市が2期計画に移行しておりますので、歴史まちづくりを10年で終わらせず継続することでより多くの効果を発揮するものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宮戸武志君。

8番（宮戸武志君） 2期目作成しない自治体というのは、なぜかというと作成大変だということも原因にあるとお聞きしていますので、この辺、国見町はよくやっているな

と思います。

次に、計画書作成、提出、審査、認定の段取りを経ます。

認定のメリットは、歴史文化事業に対して、国から補助が受けられること、10年間です、が第一のメリットでございます。ほかにどんなメリットがあるのか、また、当町ではどのような事業を考えているのか。事業の内容については、国見町歴史的風致維持向上計画の策定と2期計画策定の中で述べていますけれども、その辺も含めてお伺いしたいなと思います。

議長（佐藤定男君）企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君）お答えいたします。

計画の認定により、計画で定めた重点地区における歴史的風致維持向上に資する事業につきましては、補助金のかさ上げ、対象の拡充などが期待できます。

そのほかのメリットといたしましては、まず、認定都市間の連携や国の観光振興を進める施策との連携が挙げられます。

これまで歴まちカードやサミット、Pokémon GOなどの取組にいち早く参画するなど、認定都市としての優位性がございました。さらに、以前は当町の文化遺産を個々の点として捉えておりましたが、計画によって史跡や歴史的建造物と現在まで続く活動を一体的に捉え、評価することができました。これにより、地域に根差す様々な遺産の本質的な価値の再確認と自分たちが生まれ育った地域のアイデンティティを深めることにつながったと考えております。

このことは、1期計画に位置づけた道の駅、歴史館、千年公園の各整備事業と併せ、相乗的な交流人口の向上と住民協働によりまちづくりのひろがりにつながるベースになったと考えております。

町といたしましては、補助率のかさ上げ以上にこれらの波及効果が大きなメリットと考えています。

1期計画の成果を引き継ぎ2期計画では、今後10年で1点目といたしまして、阿津賀志山防墨の保存・活用、2点目といたしまして、歴史的建造物の保存・活用と周辺環境の向上、3点目といたしまして、民俗芸能の継承支援と担い手の確保、4点目といたしまして、情報発信と人材育成・住民協働の充実の4つの方針に基づきまして、事業を推進していきます。

特に、阿津賀志山山頂付近と阿津賀志山防墨の環境整備及び奥山家住宅を含む歴史的建造物の保存・活用について引き続き、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）宍戸武志君。

8番（宍戸武志君）国見町歴史的風致維持向上計画は大変よくできています。力作だと思います。と同時に、国見町歴史文化基本構想、これもよくできているんです。

その中の文言がございます。ちょっと読ませていただきます。

まち全体が博物館、住民一人一人が学芸員となり、地域の住民も町外の人たちも国

見町の豊かな自然文化を実感できるエコミュージアムづくりを推進しますということも、国見町歴史文化基本構想の中でもうたっております。

この計画書を使用して、中学生に講義をしてはどうか。

前にあったんですけれども、これ単発ではなく継続的に、また、国見町の職員の方の教育にも使用してはどうか。特に、職員の方が、町外の方が多いと最近聞きます、当町の歴史、文化を知る機会になると思います。この辺も含めて、お伺いしたいと思います。

また、福島市の松川町では、小中学校が統廃合して一校になるということで、この機会に松川町愛というんですかね、または松川町の郷土愛。飯館村の教育長は、やはり飯館愛という形で力を入れているというようなことが載っておりました。その辺も含めてお伺いしたいなと思います。

議長（佐藤定男君）企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君）お答えいたします。

歴史的風致維持向上計画は、お質しのとおり行政計画でありながら当町の歴史や文化遺産、民俗芸能、産業、生活文化を多岐にわたりまして分かりやすくまとめております。また、同計画をベースといたしました歴史文化基本構想についても、非常に分かりやすくまとめた構想ということになっております。

それらを基にしまして、国見歴史読本を作成したところでございます。その本を、地域学習や教職員の研修などで利用しています。また中学生に対しては、職場訪問や総合学習の場において、計画や基本構想なども使われています。加えて、観光や視察などで来町された皆さんにも利用されている状況です。

今後も、職員のスキルアップも含めまして、様々な場面でこの計画を利用したいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）宍戸武志君。

8番（宍戸武志君）この国見町歴史的風致維持向上計画並びに国見町歴史文化基本構想、この本大変分かりやすく書いてあります。ぜひこれを有効に利活用をお願いしたいなと思うんです。もったいないですね。

次に、計画書の認定、決定の際には町民の皆様への広報をどう考えているのか。

前回は、あまり目立ちませんでした。私はあまり読んだことなかったんです。もったいないと感じています。倉庫の宝にならないように町内、町外に積極発信を望みます。見解をお伺いします。

議長（佐藤定男君）企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君）お答えいたします。

2期計画につきましては、町のホームページやSNS、広報の歴まちさんぽ等にて、積極的かつ継続的な情報発信に取り組みたいと考えております。また、あつかし歴史館を拠点するイベントや定期的なシンポジウムの開催を進め、道の駅、観光振興と連携した取組についても重点的に取り組んでいきたいと考えております。

なお、来年度は、県内認定都市と連携した広域イベントを2期認定の周知を併せて行いたいと考えております。今後も一過性にならない継続的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宮戸武志君。

8番（宮戸武志君） どこの市町村も歴史文化、これを重要視しまして積極的に発信しているんです。当町も歴史的景観都市協議会の中に入っているんです。ぜひ、この機会に発信していただきたいと思います。

私、ちょっと余談になりますけれども、国見町歴史的風致維持向上計画の中でちょっと見てみたら、合併70周年記念、合併時に国見音頭と国見盆唄がつくられたんです。国見音頭の中に、花も実もある伊達模様、本当に国見町はよい町と。国見盆唄、惚れてみらんしょ、金こそないが、金で買われぬ心意気と。こういうせりふがございます。ぜひ国見町、いい所なので、ぜひ発信していただきたいと思います。

以上です。



◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 11時30分まで休議します。

（午前11時19分）



◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午前11時30分）



議長（佐藤定男君） 一般質問を続けます。

次に、11番小林聖治君。

小林聖治君。

（11番小林聖治君 登壇）

11番（小林聖治君） 令和7年第2回定例会にあたり、さきに通告しておりました内容について、質問いたします。

まず、農用水路の整備状況について、町内農用水路の維持管理の現状についてお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 11番小林議員のご質問にお答えいたします。

農業用水路でございますが、これにつきましては、田んぼ、畑に水を導くなど重要な役割を持っているところでございます。

議員お質しの維持管理につきましては、農業用水路の草刈り、掃除、また泥上げなど日常的な維持管理につきましては、原則としまして地元の皆様にお願いしているところでございます。

町におきましては、農業用水路のひび割れ、水漏れ修繕、また、U型水路の設置など、町内会からの要望を基に実施しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） 昨年は、町内会から何件ぐらいあったか、おおよそでよいので、要望件数改めてお伺いします。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えします。

この農業用水路、排水路も含めさせていただきますと、件数につきましては33件の要望ございました。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） では、次の質問に移ります。

牛沢川から一部取水している大枝地区の孝徳水路、この水路は、経年による水路の劣化が激しく、破損による水漏れが起きております。さらには、関係町内会の住民で年2回の水路の泥上げを行っておりますが、住民の高齢化などにより、近いうちに思うように作業ができなくなることが予想されます。したがって、町において、この現状把握と今後の整備に関する見通しをお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

大枝地区を流れます孝徳水路につきましては、受益者300名あまり、受益面積32ヘクタールを有しております、地域の重要な水路と認識しているところでございます。

本水路につきましては、令和3年の第4回定例会におきまして、維持管理についてのお質しがございました。また、町内会からの要望を踏まえながら、現状把握と併せて水漏れ等の修繕工事を実施してきたところでございます。

しかしながら、現状におきましては、経年劣化等によります水を流す能力と申します、その低下が見られます。さらに、地形的な条件によりまして、維持管理作業自体が困難な状況にあると認識しているところでございます。

そのようなことから、町におきましては、対処的ではなく根本的な対策が必要であると判断しまして、令和7年度予算におきまして調査設計費を計上いたしまして、今後整備を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） とても前向きな答弁ありがとうございます。

将来、維持管理しやすい水路を念頭に、送水管方式も含めた関係機関と連携を深めながら整備をさらに進めていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、次は、新年度の町政執行方針についてお伺いいたします。

これまでの行政組織は、くにみ学園構想や高規格救急車研究開発事業など大方の町民の要望とかけ離れた事業を推進するために配置されてきたように思えますが、新年度に向けてどのような組織改編を行うのか、町長にお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

私は、昨年11月から町長に就任いたしまして、実質12月から現在の組織体制を見ながら予算編成を行ってきたわけでございます。そこに対して様々な指示をして予算を編成してまいりました。令和7年度がある意味村上町政の本当のスタートであると考えております。

組織再編の部分で言いますと、令和7年度においては、令和6年度に具体的に議論が行われなかつた組織等検討委員会、これを早々に立ち上げまして、これまで持っていた課題、捉えられてきた課題、そして、これからどういった事業を展開していくのか、現在の組織の問題点はどこなのか、こういったことを一つ一つ洗い出しまして、組織を見直していくということを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） それで、特に教育委員会については、中止となつたくにみ学園構想を念頭に前回組織改編されたものと私は感じておりますが、将来的な認定こども園や義務教育学校との関係を踏まえて組織改編を現在考えているものがあるのかどうか、町長にちょっとお尋ねします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

その点につきましても、組織等検討委員会、来年度早々に開催しますので、その中でポイントとなるところですので、そこもしっかり進めてまいりたいと思います。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） それでは、次の質問に移ります。

新年度予算編成において、昨年度と異なる点は何かお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

昨年度と異なる点ということでございますが、その年その年でいろんな課題がありまして、それに沿った予算ということになるかと思います。特に、令和7年度の当初予算におきましては、総額が63億8000万円というようなことでございまして、必要な経費を計上したというところでございます。

特徴的なところということで申し上げますけれども、今回、比較的金額の大きかつた部分といいますのが、国のシステム標準化移行に伴う委託料2億円などというような部分で、総務費が非常に大幅に増加をしております。

これは事務的な部分にはなりますので、それ以外に、もちろん町長の公約でもあります保育料の軽減措置、それから、後期高齢者の人間ドックの実施などに予算を配分

をいたしまして、いわゆる時代の変革に合わせた予算編成とさせていただいたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） 今、総務課長のほうからありました国のシステム標準化の予算、これはどういったものなのか、お尋ねします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

こちらの令和7年度当初予算におけるシステム標準化移行による約2億円弱の金額でございますが、地方公共団体情報システム標準化に関する法律によりまして、全国の自治体において令和7年度末までに統一された標準システムへ移行しなさいというようなことが義務づけられております。

それに伴いまして、国見町においても標準化で定められる20の事務につきまして、主に移行するという形になっております。事務でございますが、主に税務及び児童手当、あと保険、社会保障の部分になっているような形になっております。

財源につきましては、国費10分の10ということで進めさせていただければと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） ありがとうございました。

また、再質問なんですけれども、この予算の詳細については、これから予算審議において議論いたしますが、新年度予算編成で町長が強く指示して予算化したものがあるのか、あればお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

強く指示して予算化したものというふうなお質しですけれども、先ほど総務課長の答弁とかなりますけれども、私が公約に掲げていた保育料の軽減、そして、後期高齢者人間ドックの実施などが含まれております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） もう一度再質問いたします。

前町長時代に、受けた要望についてすぐに取りかかれるものはよいのですけれども、新たな予算措置とか実現が難しいものなど、様々な要望があると思います。それら要望について、町長はどのように対応していくのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

町内会要望につきましては、多数の要望が出されていると聞いております。その一つ一つを精査いたしまして、重要性、緊急性、それらの状況を総合的に勘案して前向

きに考えてまいりたいと考えております。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） それでは、次の質間に移ります。

昨年の町長選挙期間中を通して、町民の意見を聞くと繰り返し訴えてきた村上町長ですが、町民との意見交換の姿が見えてきません。

予算編成にあたり、町民との意見交換を何回行ってきたのかお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

私が町長に就任して約3か月経過いたしました。この間、意見交換会というような形での開催はしておりませんすけれども、様々な団体の皆さんとの会合が多数ありました。それぞれの立場の方々から話をする中で、様々なご意見をいただきてきましたところでございます。それらのご意見等を参考にさせていただきまして、町政執行に当たってまいる考えであります。

また、短期的にすぐできるものを優先してやってきたところでございますけれども、町民の皆さんとの声を聞く意味で、町民意見箱を設置いたしました。これは、電子メールとかホームページなどから意見をいただくことができる従来のシステムがありますけれども、紙でも提出いただけるような意見箱をつくりましたので、活用をいただいて、お声を寄せていただいて町政執行に生かしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） 私としては、町民との懇談会、地区別町内会別、それは区別はどうでもいいんですけども、まず、町民の中に入つて町民と懇談会をすることによって様々な町民の考えている意見等々を聴取するように町政懇談会を、機を失すことなく実施されますようお願いいたします。

なお、意見箱もよろしいですが、やはり、意見箱だと一方通行というか返事を書けば相互通行になるんですけども、やはり人間対人間で顔を突き合わせてそういう要望事項を聞いて、その実現に全力で取り組んでいただくというのがいい姿だと思いますので、ぜひともその辺もご検討なされるようよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質間に移ります。

自民党の税制大綱、政府の税制改革大綱では、地域再生計画において、不適切な運用を行つた自治体には2年間の計画策定を認めないペナルティーが課せられます。

国や県からの信頼回復には責任の所在の明確化が不可欠であると考えますが、真相究明も行わず、責任の所在も明確にせず、一方的な方針策定で信頼回復が果たせるとは私は思ひませんが、そこで、ペナルティーに対する責任の所在を町長はどのように明確にするのか、お伺いします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

責任の所在とのお質しでございますけれども、昨年、議会の百条委員会、報告が出

されまして、公正ではなかったという結果が出されております。その後、第三者委員会が開かれ、これも同様に公正ではなかったという結論が報告書で提出されています。

そして、その後、国によりまして企業版ふるさと納税に関わる地域再生計画が取消しになったというふうな処分を受けました。全国的に初めてのことでのことで、非常に不名誉なことありました。

町に便宜の供与があったと認定されたわけでございます。このように結論づけられたことを持って、責任の所在については町にあったということが明確になったと考えてございます。

今後は、早期に企業版ふるさと納税を再度受け入れができるよう、お質しのとおり、まず前提として国・県、町民からの信頼を回復していくことに努めなければならないと考えます。そして、二度とこのような事態を起こさないために、そして、信頼を回復するために、町の政策、そして、執行体制を調べていかなければないと認識しております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） これ、議会モニター委員の方々も指摘されておりますが、町民が求めているのは、いわゆる救急車研究開発事業問題においては、その真相究明ではないでしょうか。どれだけコンプライアンス研修やセキュリティ研修をしても、責任の明確や真相究明を果たさなければ、それらはあまり意味を持たないのでしょうか。

そこで、お伺いいたしますが、新しい町長、新しい町執行部の下で自らの自浄作用を目的に今回の救急車研究開発事業の真相究明に乗り出すという気持ちが町長はあるのかお聞きいたします。判断しづらければあると、ないと、イエスかノーかで結構ですのでお伺いします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） 私が就任してきました、内部から国見町を見てきましたけれども、議会の百条委員会、町が設置した第三者委員会、その結果を受けました内閣府、国の計画認定取消しといった一連の流れの中で、結論は出ていると考えております。

ですので、これ以上町としてやっていくことにつきましては、限界があると考えております。

今後は、先ほどの内部統制、コンプライアンスの指針、それらを基に組織の正常な運営、そういったところに専念し、そして、国見町を人口減少対策しっかりと対応できるように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） 町長の思い、分かりました。

それでは、最後の質問に移ります。

刷新と改革の姿勢が見えない、信頼回復には程遠いとの声を仄聞いたしますが、さ

きの質問と一部重複はいたしましたが、町長は就任以来、町長自身が信頼回復のために具体的に何をしたいのかと。先ほど言ったのと重複するんですが、もう一度、お願いたします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

私が就任以来、まずは、町政の信頼回復が大事であるというふうな思いで対応策と改めての検討と、先ほど来ご説明にありましたように内部統制、コンプライアンスの方針、そして指針、要項等の整備を進めてまいりました。また、コンプライアンスの関係では職員研修も実施してきたところです。

今後、これらの仕組みにのっとっていきまして、公正公平で町民に信頼される事業の展開をしていきたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） 最後に、改革と刷新を期待する町民の方々が村上町長を誕生させました。

村上町長は、有権者の思いをどのように受け止めておられるのか、期待が失望に変わることがあってはなりません。ぜひ村上町長には、町民と対話するリーダーとしての姿を見せてほしいと願いまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。



◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 午後1時まで休議します。

（午前1時56分）



◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午後1時00分）



議長（佐藤定男君） 一般質問を続けます。

次に、10番山崎健吉君。

山崎健吉君。

（10番山崎健吉君 登壇）

10番（山崎健吉君） さきに提出しました2件について質問します。

日本は、少子高齢化社会で団塊の世代も今年3月末において満75歳を迎え、超高齢化社会に突入します。

当町の人口も昭和25年の1万5629人をピークに、高度成長期における都市部への一極集中を受け、現在の当町の人口は、昨年12月現在、8,095人とピーク時から約半数まで減少し、高齢者数も3,520人と高齢化率も約43.5%と県北地

方でも一番高い市町村の一つであります。これに伴い、結婚する人口や出生数も減少をたどっていることは承知のとおりであります。

過疎地域の指定についての条件は、人口の減少と財源問題が大きいことであります。来年度予算編成でも人口減少の課題解決と地方再生を並行して進めるため、3億8000万円の予算を組み込んでおります。

第6次国見町総合計画によると、毎年120人程度減少し、15年後の2040年には6,252人、35年後の2060年には4,029人の推計があります。

当町の人口減少をどのようにして食い止めるか、伺いたいと思います。

なお、今回の質問は、人口減少の課題解決を含め、数字で比較したほうが町の人口状況が分かると思いますので、あえて数字で質問しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、20歳から29歳及び30歳から39歳までの未婚数について伺いたいと思います。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） 10番山崎健吉議員のご質問にお答えいたします。

20歳から29歳までを20歳代、30歳から39歳までを30歳代として、その年代の未婚者数をお答えいたします。

数値は令和7年2月1日現在になります。20歳代、男性244人、女性241人、計485人。30歳代、男性194人、女性134人、合計328人でございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 同じように、同じ年齢区分で結婚している人が分かればお願ひしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

既婚者数については、20歳代、男性17人、女性22人、合計39人。30歳代、男性114人、女性144人、合計258人です。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 今答弁がありましたように、20歳から29歳までの割合は実に485人、男性と女性ですね、未婚者に対して、既婚者、これ39人きりありません。実に1%にも満たない。それから30歳から39歳まで、これは未婚者は329人に対し、既婚者が258人、割合にすると53%です。

当町の20歳から39歳、今、数字が答弁されましたけれども、それをプラスしますと、20歳から39歳までは1,100人おります。1,100人に対して未婚者が813人いるのです。どうですか、この数字は。74%が町民が未婚者だと、こういう数字になるんです。

結婚適齢期と言われている20歳から約40歳までと言われておりますが、

2022年度の全国平均は31.1歳、福島県では30.7歳、ちなみに一番高い東京でさえも32.3歳との資料があります。

この資料から、改めて当町の人口減少は何が原因か、町として人口減少を食い止めるには何がやればいいのかというのを数字で見て分かると思いますけれども、どのようにお考えですか。取りあえずお答えください。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

人口減少につきましては、近い将来、全世代にわたって、65歳以上の方にも減少傾向が現れ、顕著な減少傾向が進んでいきます。

それで、最も減少率の高い世代ということになりますと、やはり議員お質しのとおり、若い世代、20代から30代の世代が社会的減少ということで、国見町から出でいくということで、減少していく現象が進んでいるという状況でございます。

この状況を打破するためにはどのような対策を立てればいいのかということになりますが、20代、30代の転出の傾向を見ますと、主に、就職とか、結婚とか、いわゆる人生のイベントで町外に転出してしまうというような現象が顕著になっております。

それらを食い止めるためには、国見町として、魅力ある町、住み続けたい、働きたいと、そういう場をつくることによって、少しでも若い世代の人口減少を食い止めることができると町としては考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 答弁としてはもっとものことでございますけれども、それから、2番目としまして、令和元年、それから令和5年までの年度別の婚姻数と離婚数について教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

まずは婚姻届の件数になります。令和元年度12件、令和2年度9件、令和3年度14件、令和4年度10件、令和5年度7件。次に、離婚届の件数になります。令和元年度5件、令和2年度5件、令和3年度7件、令和4年度6件、令和5年度5件。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 今お答えありましたように、令和元年度から令和5年度までの婚姻数は52組だそうです。離婚数は28組、これを割り算しますと離婚率が54%なんです。半分以上がいるということ。2組に1組が離婚に至っている、そういう状況なんです。

ここでちょっと今、令和元年から令和5年まで数字が出ましたけれども、その人が離婚数が高いということではありませんので、誤解のないように聞いていただきたいと思います。

それで、令和元年の国の調査では、結婚数が59万9000件なんです。離婚数が20万9000件で離婚数の割合が34.9%なんです。令和4年の離婚数も35.5%で、全国的には3組に1つなんですよ。国見町は2組に1人、全国平均と比較すると、当町の直近の離婚率が5割を超しているというのは、当然これ個人的な問題があるかもしれない、これは当然なんですけれども、逆に、これ田舎だからって言うと怒られるけれども、当町にはいづらいのかと、いろんな面で。そういう特有の問題があるのかなというのを私ちょっとと考えました。

ちなみに隣の桑折町は住みやすさが、去年でしたか、福島県で一番だとか書かれています。どこが違うのかと。

そして、それをちょっと私なりに分析というか、考えたんですけれども、桑折町全体の人口は当然減少しているんですよ。しかし、令和4年度の18歳以上、有権者ですね、それから昨年12月末の人口を私、比較してみたんですよ。そうしたら18歳以上の人口が増えているんですよ。何でだか分かりませんけれども。これも独自にちょっと考えたんですけれども、県外に行かなくても働くところがあるねと、あとは働くために桑折町に来ているねと。だから18歳から人が増えているのだねと、こういうことだと思うんですよ。

その辺について、先ほど企画調整課長が年齢はだんだん減っていくの、なくなっていくんだという社会現象の話をしたのですけれども、それについてこの辺どうですか、お答えお願いしたい。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、婚姻と離婚率の関係でございますけれども、こちらやっぱり個人的な事情とかいろいろあるのかなというふうに考えるところでございますが、人口のビジョンにて、人口の傾向の分析によりますと、県北地方の女性というのは、就職率、いわゆる定職を持っている女性の率が非常に高いというような結果が出ております。

職をしっかりと持ち、女性が働いているという率が高いということで、経済的に自立しているというところもあり、結果として、離婚率が高まるということもあるのかなと分析していたところです。

また、18歳の若人世代が隣の町は増加して、国見町においては、そんなに増えていないというところでございますが、18歳といいますと、大学に行ったり、就職したりというような世代になります。やはり働く場所や学べる場所、そういうところが多くなければ、人口増加は望めないと分析をしていたところでございます。

よって、そういういわゆる企業とか働く場所、そういうものがやはり影響しているのかなと町としては考えていたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 次に、今いろいろお話をあったんですけども、自然増減、直近の令和4年度並びに令和5年度の出生数、それから死亡数並びに社会増減の直近の令和

4年度、令和5年度の転入、転出、これは幾らですか。分かれば教えてください。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） お答えいたします。

まずは出生者数になります。令和4年度21人、令和5年度15人。次に、死亡者数です。令和4年度161人、令和5年度142人。

転入転出についてお答えいたします。

まずは転入者数になります。令和4年度162人、令和5年度176人。転出者数です。令和4年度249人、令和5年度180人。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 今、答弁がありましたように、自然増減というのは、これは先ほどから、生まれる数と死亡者があるのですから、そのとおりで、2年間で247人も減っているのですね。

それから、社会減少、これは2年間で91人が減少しています。ですから、自然増減と社会減少を合わせて2年間で338人が減少していると。これが国見町の実態です、今の。

人口が基本的に増えない原因は、今の数字で説明したとおりなんすけれども、この数字を見て、同じような答えになるかもしれませんけれども、町としてのこの辺の対策を今後どのようにしていくか、教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

人口減少につきましては、社会減と自然減というような2通りの要素があるというふうに認識しております。

自然減につきましては、年齢を重ねて亡くなられて減少になるということで、やはりこちらは、高齢化が進む国見町にとっては、なかなか防ぎようがないといいますか、致し方ないことなのかなというふうに捉えているところでございます。一方、社会減につきましては、先ほど申しましたとおり、若い方などが転出されてしまうということ起こる減少によるものでございます。

よって、先ほどの答弁とちょっとダブるような形になって大変申し訳ございませんが、国見町において、住んで、働いて、暮らせるような仕組みをつくることこそが若年齢層の国見町にとどめるというようなことに寄与できるのかなというふうに考えていましたところでございます。

国見町から転出される方を見ますと、一番多いのが福島市と東京圏ということになっております。東京圏に行かれる方、就職等もございますが、やはり大学とか上の学校に行くという方が多いと考えております。福島市に転出されることは、こちらは結婚及び就職というのが一番多いところでございます。これらの方が、ぜひ国見町を選択していただけるような施策を打っていくということが重要であると考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） ちょっと次の入りますけれども、町は、未婚者が結婚につながる支援をどのようにしているかということなんですけれども、人口動態調査によると、令和4年福島県の婚姻件数というのは6,088組、令和3年の6,346組より258組減少しているんですね。それで、47都道府県では、残念ながら38位と、こういう数字なんですね。

人口減少の流れを止めるには、やはりこれから対策を打つのでしょうかけれども、出会い、結婚それから出産、子育て、そういった支援を、切れ目ない支援をするというのがやっぱり自然減を止めると。

それから、若者の県外や町外への流出を防ぐには、やっぱり働き場所、今お話をあつたんですけれども、働き場所、これを総合的に両方ミックスしないと、歯止めにならないと、こう思うんですけども、それが何かちょっとなくなるのがしようがないねみたいな。生まれるのは、これも結婚しないからだねみたいな、人ごとみたいに私はずっと聞こえているんですけども、その辺を具体的にどうしたいんだというふうなことは、本当にあるのかどうかをもう一度お聞きしたい。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

お質しのとおり、政策的には、特効薬的なものはないと考えております。

お質しのとおり、各場面において切れ目なく支援をしていくということで初めて人口増加につながると考えております。

お質しの中にありましたとおり、子育てであったり、教育であったり、働く場所であったり、そういうものを総合的に支援していくというような体制を整えないと、人口減少を止めることはできないと考えています。

ただ、国見町においては、いわゆる農業については、くにみ農業ビジネス訓練所のような就農するための支援教育施設もございます。また、住宅政策についても、今後強力に進めるということを伺っておりますので、そういった様々な要素が好転することによって、人口減少に歯止めをかけることができるというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） このことについて、福島県は、来年度、4月から来年度ですけれども、次期総合戦略の策定を進めていることはご存じだと思うんですけども、その上で、若者や女性にも選ばれる楽しい地方、こういうのを目指している。こういう政策を組むのだそうです。

このような計画を、何回も同じ質問になるかもしれないけれども、町は検討しているのか、教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

福島県で新しい計画をつくる、移住・定住を推進するということは伺っております。

町では、第6次国見町総合計画の中間見直しを来年度控えております。それに先立ちまして、人口ビジョンの見直しを行いまして、人口減少に対する分析・対策、そういったものを計画に盛り込むため、今取り組んでいるところでございます。

よって、第6次総合計画の後期計画において新たな施策を整えると考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 今いろいろ話あったんですけども、町としてこれは結婚した方に対する支援、これは今どのようなことがあるか教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

国見町結婚新生活支援事業補助金を支給しています。この補助金は、婚姻届を受理された夫婦に対して、居住費、引っ越し費用等に係る経費について支給を行います。支給額は、夫婦それぞれ年齢が29歳以下であれば、県から60万円、町から15万円の計75万円。年齢が44歳以下の夫婦であれば、39歳までは県から30万円、町から15万円の合計45万円、40歳から44歳までは町単費で45万円を助成しています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 今、答弁にもあったように、近隣市町村と比べても大きな差はないと言いながらも、県の補助にそれぞれ15万円ほどプラスしているということは、大きな差、生まれたお子さんについての支援はすごくいいのかなと思うんです。

今度は、結婚してから生まれたお子さんについてのどういう支援があるかということを教えていただきたい。

というのは、今度、来年度予算の中に、先ほど町長からもお話をありましたけれども、0歳から2歳までの保育料、この半額を負担するというような施策も出ておりますけれども、これは大変いいことなんですけれども、生まれた後にどういう支援をするか、ちょっとその辺も教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

お子さんが生まれた出産後については、町独自のももさぽ祝い金5万円、子育て応援給付金5万円を支給します。また、赤ちゃん訪問の際は、お祝い品としておむつ3パック、ガーゼケットを贈呈しています。

出産後、お母さんの休養を兼ね、赤ちゃんの相談ができるよう、県助産師会に委託をして、宿泊、日帰り、訪問の産後ケア事業を行っておりますが、宿泊施設が遠方ということもあり、令和6年度までは、利用実績は日帰りのみでした。令和7年度からは、福島市の医療機関とも契約して、宿泊ができるように新年度予算に計上してお

ります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 生まれてからの赤ちゃんのことを話したんですけれども、これちょっと私も見たんですけども、出生数、令和元年から令和5年まで5年間で112人しか生まれていないんですね、統計によると。

結局1年間に平均すると約22人なんですよ、これは福島県でも下のほうになっています。

そこで町長に伺いたいのですけれども、今全般的な数字を並べていろいろ議論してきましたけれども、町は、地方創生、過疎計画枠をわざわざ設けているのですね、今回ね、3億800万円。

人口減少の課題解決を地方創生を強力に進めるのだといううたい文句を作っているわけですよ。そして、結婚・出産、そして働き場所、住む場所が最重要だということも言っているわけですよ。

そうした場合、町長がいつも言う公約の中なんですけれども、企業誘致等による町の活性化が欠かせない。こう私は思っているんです。町から外に出ないと、外から人を呼ぶということについては、それに尽きると思うんですけども、再度、町の活性化について、町長のご意見ありましたらお伺いしたい。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

人口減少の時代に突入しておりますこの中で、減少幅をいかに抑制するかというふうな対策としまして、企業、工場等の誘致、これによりまして、国見町内で雇用を創出するということは、非常に重要なことと認識しています。

12月議会の答弁でもお答えしましたとおり、まずは、今町内にあるもの、遊休の土地でありますとか、使われていない建物、こういったものを有効活用するため、例えば工業団地内の私有地、利用可能なものがいいかどうか、そういうところをまずは調査しながら進めてまいりたいと考えております。

のことによりまして、大規模ではなくても中小規模の企業誘致、こういったものから進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 2つ目の質問に入りたいと思います。

国見町の人口は、今お話ししたとおり、昨年12月末現在では8,095人だということはお示しました。今年度の町内会加入世帯数は3,380世帯ということなんです。当町には、町内会未加入者世帯に対する情報をどのようにして届けているのかと。また、防災無線、これは防災行政ですからね。無線の取扱いについて、伺いたいと思います。

まず1つ目、令和元年から現在までの年度別、世帯別の町内会加入世帯数について

お伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） お答えいたします。

世帯数は、4月1日現在、町内会の加入世帯数は、毎年3月に各町内会に調査している町内会加入世帯数としてそれぞれ年度ごとにお答えいたします。

令和元年度、世帯数3,421世帯、町内会加入世帯2,986世帯、令和2年度、世帯数3,431世帯、町内会加入世帯数2,975世帯、令和3年度、世帯数3,418世帯、町内会加入世帯数2,957世帯、令和4年度、世帯数3,404世帯、町内会加入世帯2,938世帯、令和5年度、世帯数3,376世帯、町内会加入世帯数2,902世帯、令和6年度、世帯数3,383世帯、町内会加入世帯数2,864世帯。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 今答弁あったように、当然、人口減少とともに世帯数、これは減少するのは当然かもしれないんですけども、5、6年前の令和元年、世帯数が3,421世帯、町内会加入世帯が2,986世帯、この時点で435世帯が未加入なんですね。

現在、令和6年度は3,880世帯に対して町内会加入者が2,864、世帯数で519世帯が未加入者なんですよ。これに未加入者が519世帯ということは、1人住まいもいるし、3人世帯もいるかもしれませんけれども、単純に2を掛けると1,000人くらいになるでしょう、これで。情報が入っていないと、これから聞きますけれども、この町内会未加入世帯の数について、何が原因か、これはちょっとなかなか分からぬと思うんですけども、入れないからだと言うかもしれませんけれども、それについてちょっとお尋ねしたい。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） お答えいたします。

入らない理由としては、やっぱりそれぞれ個人の方の考えがあると思いますので、詳しく把握してございませんが、転入届があった際に、ごみの出し方であったり収集場所、防災行政無線の戸別受信機の設置、属する町内会、また町内会への加入の有無について、住民防災課から説明しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） それで、今519という未加入世帯があるということで、それをもとにちょっとお話ししますけれども、そうすると、この519世帯については、町からのお知らせ、例えばですよ、広報くにみ、選挙公報、それから議会だより、それから健診その他いろいろ重要なものとあると思うんですけども、これは未加入者に対するはどういうお知らせをしているのか、お答えいただきたい。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

町内会未加入世帯に対する配布物のお質しでございます。

現在、この未加入世帯への配布物につきましては、直接お届けする手段がないというようなこと、これが現状でございます。

そのため、町のほうではホームページをはじめ、フェイスブック、インスタグラム、公式LINEといった様々なSNSを含めた仕組みを活用しまして、情報発信に努めているところでございます。

ただ、皆さんがあなたパソコン使えるわけではなかったり、スマートフォンをお持ちではないというようなところもあるかと思います。そういった世帯におきましては、役場や観月台文化センターなどのいわゆる公共施設のほうに備え付けてあるチラシ、印刷物などを直接入手していただくということがメインとなってまいります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 次の質問でそれを質問しようかと思ったんですけれども、ちょっと転入者、入ってくる人については、町として転入届出すわけですから、そのときに、町内会の加入をお知らせするよと、あと、ごみの廃棄物などもやっているよと言われているんですけども、うちの町内会に限ったことではないんですけども、多分、不燃物、可燃物、曜日がちょっと間違っていたり、そういうことで結構、ごみなんですけども、ごみみたいな問題が一番問題になっているんですよね。その辺を未加入者に対してやっぱりもう少しきちっと、転入時にですか、お知らせをしていただきたいなと思っております。

それから、次の質問に入るんですけども、新聞折り込みによる住民への配布枚数等についてちょっとお聞きしたいんですけども、これは具体的に11月に町長選挙があったことはご存じのとおりです。選挙公報が最終日に新聞折り込みがありました。

このときに、どの新聞にどのくらいの枚数を配布したのか、また、新聞を取っていない世帯への配布はどのように送ったのか、今、先ほど総務課長が答えたように、規則も私、見てきたんですけども、選挙広報紙、その他のものについては役場や主要箇所にありますから取りに来なさいと、あとまた国見町のホームページに載せてあるものは見てくださいと。

結局、取りに行けない人、見られない人、これはどうしたらいいのかなと、ちょっとその辺をお答え願いたい。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） 新聞折り込みのお質しであるかと思います。

基本的に、町からのいわゆる回覧、各戸配布でお願いをしている印刷物につきましては、新聞折り込みは行っておりません。

昨年の町長選挙のときということで議員からお質しましたけれども、これはやむを得ず新聞でないともう間に合わないというような、言ってみますと最後の手段というようなことで、新聞折り込みをさせていただいたというようなことでございます。

その辺の部分に関しましては、昨年の12月に総務文教常任委員会の中で調査していただきましたので、そこでお話ししたとおりでございます。

どうしてもやっぱり届かないところが出てくる。取りにも行けないというような部分があるかと思いますけれども、現実的にはその印刷物を全くまなく届ける、これは現実的には不可能というふうに考えております。

ただ、各課のほうでお知らせすべきいろんな通知などがあると思います。これは当然郵送をかけさせていただきますので、そういった部分に関しましては、いわゆる手続、これでできませんでしたということにならないような形を各課のほうで取っておりますけれども、通常のお知らせについては、届けられない世帯も出てくるというのがこれは現実だろうというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 私、どの新聞にどのくらいの配布をしたかというのを質問しているんですけれども、それをお聞きしたい。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） 申し訳ありません。

ただいまどの新聞にという部分は、選挙公報のお話でよろしかったでしょうか。

選挙公報のときのお話ですけれども、現在、数字持ってきておりませんでしたので、ちょっと後ほどお知らせをさせていただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 残念ながら、私ここで通告書に新聞折り込みによる住民の配布枚数についてきっちと書いてあるんですけどもね。その辺の手持ちがないというのはちょっと残念だなと思っております。

それでは、それは後からお知らせするということですので、今、公正公平と言われている中で、町内会の未加入者約519と先ほど出しましたけれども、新聞を取っていない世帯へのお知らせがない、先ほど選挙公報については、当然、選挙管理委員会の事項だと思っていますけれども、そのほかのものについては、今、担当課から必要なものは個別に送っているという話はありましたけれども、結局、今後どのようにして、必要でないと言ったら変ですけれども、議会だよりとか、広報くにみ、そういう一般的なものを含めてどのようにお知らせをしていくのか、検討しているのか教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

まず、印刷物の配布に関しましては、現在のところ直接お届けをする手段というのがないということですので、それについては検討を今後していく部分ではあるかと思いますけれども、特に、私たち選挙管理委員会の事務もやっておりますので、その選挙公報という部分でちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、手法としては

郵便局のほうで、そのエリア全てに配布をする、世帯全てに配布をするというような方法もあるようございます。

当然、お金は非常にかかるものだと思いますし、あと選挙公報のお話でさせていただきますと、特に、いわゆるその町で行う選挙、町長選挙、あと町議会議員選挙になりますけれども、告示日から投票日までの日数がご存じのとおり非常に短いというような事情がございます。

その中で、立候補の届出を、ちょっとすみません、選挙の話になってしまいますけれども、立候補届出の受付をして、選挙公報の原稿を頂いて、立候補が確定をして、印刷をかけて納品いただいて、今回の町長選挙の部分で言いますと、折り込みをして届けられたのが前日と、これが多分時間的に限界なのかなというふうには思っております。

この辺の部分に関しましては、12月の総務文教常任委員会の中でも他の自治体でどういうふうな方法で、できるだけ行き渡るようにしているかというところも含めて、いい例があればぜひ見習いたいというようなお話、ちょっとさせていただいたかと思いますので、そのあたりにつきましては、令和7年度も選挙がありますので、そういったところを含めて検討はさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 次に、防災行政無線、これについてちょっとお伺いしたいんですけれども、無線局の運用は、原則として公共の利益に関するものと、2つに分かれているというのは我々も知っているのですけれども、あと、これ地域住民の放送です。これは当然、防災とか災害とかそういうことですね。あとは、今、朝はなくなりましたけれども、昼夜のチャイムというのですかね。

あと2つ目としては、一般行政に関するもの、それから緊急を要するものと、こういうふうに大別しているのですけれども、また、そのほかに国見町防災行政無線放送基準というのがあるのですよね。

これには詳細に決められているのです。これ全部言う必要はありませんけれども、9項目があるのですね。ちょっと割愛しますと、2項目めは、さっき言った選挙の投票の啓蒙に関する放送ですから、これは選挙だと思います。あと、大規模イベント、町が実施する、これは行政に関するだと思うのです。

そして、あと5から8というのは、それこそ火災とか震災とかそういうのですけれども、そのほかに9項目として、総括責任者というから、町長が必要と認める放送と、こういうふうなっているんですよ。

この町長が認める放送とは何かというの先ほどの選挙でありませんけれども、そういうのに絡んで、ちょっとお答え願いたい。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

お質しのありました国見町防災行政無線放送基準の中で、平常時の放送の中にその

他統括責任者、町長が必要と認める放送について、現在、熱中症予防、また農作物に影響する霜対策等について放送をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） すみません。

先ほどの質問のお答えということをさせていただきたいと思います。

枚数でございますが、福島民報、福島民友、合わせまして2,550部という部数でございます。

なお、先ほど枚数把握はしておりませんでしたが、選挙公報は今回のご質問とはまた別というような認識でおりましたので、そこについては、基本的には折り込みについてはお願いはしていないというような答えというふうに考えておりました。申し訳ありませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） これもちょっと先ほどの続きになりますけれども、先ほど2項目めに選挙の投票の啓蒙に関するというのは、当然選挙管理委員会がやることですから選挙の啓蒙活動と、こういうふうなことで当たり前なんですけれども、具体的にちょっとお話ししますと、選挙が11月5日あって10日が投票日なんですけれども、11月5日の17時には議会議員の補欠選挙があって、1人きり出なかったので、これは無投票当選だということは放送がありました。

これは、この放送は選挙管理委員会の啓蒙活動になるんですか。それとも町長が必要と認める放送なのか、ちょっとこれだけを判断をしていただきたい。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

その部分に関しましては、選挙管理委員会となりますけれども、本来、選挙管理委員会は、防災行政無線のいわゆる許可できる範囲には入っておりませんので、町総務課として恐らく放送したはずでございます。

かいくぐっているのかみたいなことをおっしゃられるかもしれませんけれども、いわゆる行政組織以外の放送については、免許を受けておりませんので、例えば選挙管理委員会、ほかの行政委員会については、基本的には放送できないというのが原則だろうというふうに思います。

ただ、選挙が投票になる、無投票であるという部分については、非常に大きい部分がありますので、これは選挙管理委員会の事務として選挙管理委員長の許可を得て、その結果については、そういう形でお知らせをしたということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） いろいろお話をあったんですけども、選挙委員会にはこの権限はないんですけども、結果的に総務課というか事務方がこれを、逆に私が言いますよ、

町長が認める事項、これに入るのではないかと思っています。

そうなれば、町長選挙はそのとき3名が立候補したんですね。11月10日が投票日でしたが、先ほど言ったように、補欠選挙については放送がありましたと。町長の放送はありませんでしたと、翌日の新聞は休刊日でしたと。

それで町民の方は、私もよく言われるんですけれども、何で議会議員の放送があつて、町長に対してのないんだと、これはいかがなものかと。

行政無線、防災行政だぞという観点からすれば、先ほど総務課長が言ったように、選挙管理委員会の事務方という立場からすれば、それは総務課がやったとか何か、そうすると我々は、それは町長の特認事項だろうと思っているんですよ。

ただ、それも、私は思うんですよ。町長が必要と認める事項の本質は、これやっぱり今言ったように、項目をちょっと改めるか、それでなかつたら、やっぱり皆さんに聞きたいたい放送があるわけですよ。

そういう重要なものについては、やっぱり町民目線の防災行政無線、こうあるべきだと思うんですよ。ぜひその辺を検討して、次の機会に生かしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今2点についていろいろお話を交えていろいろお話ししたんですけども、過疎地の必要条件である人口問題、これについて、いろいろ数字でお話ししてまいりました。それから、今は町民の知る権利ですよ、これは。それについて質問しました、2点について。

来年度から、過疎指定から4年目の最終年度ですよ。成果を確実なものにするために、今年度3億8000万円ですか、それを多分やったと私は思っているんですけども、それを確実に実行するよう、そして、町民が安心安全で、高齢者と若者がともに住みやすいまちづくり、これを議会も行政も一緒に、町民と一緒につくっていきたい、このように思っていますので、よろしくお願ひして、私の質問を終わります。

議長（佐藤定男君） 次に、1番斎藤 樹君。

斎藤 樹君。

（1番斎藤 樹君 登壇）

1番（斎藤 樹君） それでは、さきに通告しました内容について質問をさせていただきます。

1月末、埼玉県八潮市で道路陥没事故が発生しました。この事故で巻き込まれた人に対してお見舞いを申し上げます。

全国的に……

議長（佐藤定男君） 斎藤 樹君、マイクの方向、口元のマイク、こっち、そうそう。

1番（斎藤 樹君） 全国的に年間で2,600件以上陥没事故が発生しているとの報道があります。現在は全国的に日々増加している傾向があって不安と思われます。

そこで、町の上下水道について問います。

まず最初に、下水道事業について。

陥没事故は、東日本震災を除いて、その後発生はしなかったのか、お伺いします。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 1番 斎藤 樹 議員のご質問にお答えいたします。

これまで国見町内における下水道管の陥没による事故については、発生はしておりません。

また、県が管理します阿武隈川上流流域下水道県北処理区においても、下水道の破損による陥没事故は発生していないと報告がありました。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 斎藤 樹君。

1番（斎藤 樹君） では、事故のないように管理をお願いします。

続きまして、町の下水道使用開始年度をお伺いします。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

国見町の下水道は、福島市、伊達市、桑折町の2市2町からなります阿武隈川上流流域下水道県北処理区関連公共下水道としまして、平成8年4月に同時に供用を開始しております、今年4月で29年を迎えます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 斎藤 樹君。

1番（斎藤 樹君） 町内に下水道のポンプ、ポンプアップする箇所は何か所か教えてください。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

下水道のポンプのご質問でございますが、下水道は自然流下で処理場まで流れていますが、地形上の問題で自然流下できない箇所につきましては、マンホールポンプを設置しております。マンホールポンプの設置につきましては、山崎滝山地内と小坂農村総合管理センター手前の2か所に設置しております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 斎藤 樹君。

1番（斎藤 樹君） 参考までに、下水道をポンプアップしたり、曲がり角等にあるところは、硫化水素が発生する場所が多いんです。そのために劣化する、これが年間1ミリから2ミリ劣化すると考えられます。そのために、管径350、町の管は350くらいあります。すると40ミリしか厚みがないから、年に1ミリずつで50年と想定した場合、29年では約11ミリしか残っていない。それで耐久率は2分の1以下になると考えられます。

これは、大学の土木学会で発表されていますから。ただ私は、これは、質問することはないけれども、ただそういうことで、十分にそういう点を理解して管理をしてもらいたい。

下水道維持管理はどのように行っているのか、お伺いします。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

下水道の維持管理につきましては、国見町下水道ストックマネジメント計画に基づきまして、計画的に点検調査を実施しております。

具体的には、腐食のおそれが大きい箇所のコンクリート管及びマンホールについては、5年に1回点検を実施しまして、10年に1回、テレビカメラによる管内部の調査を実施しております。

布設後20年を経過した管渠及びマンホールについては、7年に1回点検を実施しまして、15年に1回、テレビカメラによります管内部の調査を実施しております。また、マンホールポンプ2基につきましては、7年に1回分解調査を実施しております。

町としては、今後も引き続き確実に点検、調査を実施しまして、その結果に基づきまして、速やかに必要な対策を実施していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 斎藤 樹君。

1番（斎藤 樹君） 当町では、維持管理しても、点検を幾らやっても、もし万が一のときはちゃんと災害の保険に入っているのか入っていないのか伺います。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

町では、万が一に備えまして、毎年、下水道の賠償責任保険に加入はしております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 斎藤 樹君。

1番（斎藤 樹君） 森江野町民センターがあるんです。その交差点のところは、流域下水道幹線が通っております。あそこは約15メートルくらい深い。15メートル深いということは、それで発生すれば、例えば5センチ10センチの穴空いても15メートルの穴を掘るということは、どれほどの面積が必要になるか、想像を絶すると思います。埼玉県の八潮市は深さ10メートルなんですね。あそこは15メートルというと、周りの田んぼが全部掘るようだと、そういう可能性がある、そのような箇所は、流域下水道事務所から連絡があったのかないのか、教えてください。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

下水道管路施設に対します緊急点検の質問だと思いますが、令和7年1月30日に福島県下水道課から各市町村に対しまして通知がありました。

内容につきましては、下水道法の規定による点検を行うとともに、点検により異常が把握された場合は、補修などを行うなど適切な施設管理の徹底と道路陥没の未然防止に関するもので、県から市町村に対しまして、緊急点検を要請するものではございませんでした。

県が管理します流域下水道の緊急点検につきましては、国が緊急点検の対象としております規模の施設はないものの、県独自の対応といたしまして、大きな事故につな

がるおそれがある口径2メートル以上の下水道管を対象に点検を実施したものでございます。

県北流域下水道建設事務所に問合せをしたところ、県北処理区におきましては、該当する箇所がないため、実施していないとの回答があつたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 斎藤 樹君。

1番（斎藤 樹君） これは流域下水道、県に要望してもらうと思うんですが、森江野町民センターの交差点から下流に向かって流域下水道事務所あります。藤田方面から農免道路下って徳江大橋の手前、向かって左側にあそこにも1,600ミリメートルの管が埋まっていますから、流域下水道の、そこカーブになっていますから。

そのカーブのところが現在、建設課長もいると思うんだけれども、道路舗装工事、昨年だから2年くらいしかたっていないです。2年で舗装に亀裂が入っていますから。あれの亀裂は舗装業者の施工が、腕が悪いから亀裂入ったのではないですから。あるいは地下で何か地滑りか何かの現象が起きて道路にひびが入っているんです。

もう一度、流域水道事務所のほうに現場を見てもって、そこでボーリング調査するなり、何かするなりしないと、あそこはいずれ陥没か地滑りは必ず出ます。あそこは本来地滑りするような場所ではないんです。両側が山で、その真ん中だから、そこにカーブに入っているということは、これ必ず何か支障がある。そこは流域下水道の管がカーブしたところのちょうど真上ですから、そこは流域下水道事務所に言って、詳しく調べてもらわう。

県で調べてもらって、異常がないという保証をもらうようにしないと、万が一あそこで地滑りでも何でも起きれば徳江大橋が通行止めになりますから、それはしっかり対応してもらいたい。

以上です。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） ありがとうございます。お答えいたします。

今のお話につきましては、ちょっと今お伺いしたことあります。現場を調査しまして早急に確認なり対応したいと思います。

以上です。

議長（佐藤定男君） 斎藤 樹君。

1番（斎藤 樹君） 今の件について、建設課長も現場、把握しているかしていないか、お答えください。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

昨年度、舗装改良工事を実施しました。一部舗装の路面に細いちょっとしたクラック状のものは確認しています。その原因が何かについては、ちょっとまだ確定されおりませんが、ちょっと現状のほう経過観察ということで、経過観察を続けたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 斎藤 樹君。

1番（斎藤 樹君） そういうことで、あれは舗装が悪いから亀裂が入ったんではないといふことで、言わないと、何だ、樹君が議員になっておかしいこと言っているんではないかなんて、舗装業者からにらまれて困るもんだから、ちょっとそれで言いました。続いて上水道に入ります。

当町の使用開始から何年なのかお答えください。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

国見町の水道につきましては、昭和32年9月に福島県の認可を受け創設しまして、昭和34年12月1日に初めて給水を開始したのが水道事業の始まりであります。今年で66年となります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 斎藤 樹君。

1番（斎藤 樹君） 当町の水道が入っている世帯数をお答えください。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

直近の令和7年1月分のデータであります、工場や公共施設等を含めた水道の給水件数につきましては3,455件であります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 斎藤 樹君。

1番（斎藤 樹君） 現在、空き家の件数は把握していないですか。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

空き家の状態で、掃除などをするために管理の都合上、給水を開栓している世帯数につきましては73件でございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 斎藤 樹君。

1番（斎藤 樹君） 町では空き家対策をやってるから、入り交じって勘違いすると困るから、私が言っている空き家は、敷地内に水道のメーターがついているかつていなかの確認ですから、決して住民が出たり入ったりするのとは違います。

それで、宅地内の漏水は、検針メーターを早期発見することができ、本管から水道管が宅地までに100メートルから300メートルくらい離れている場合があるんです。往々にしてそこが漏水があって、表面に出にくく見逃すことが多くなって、潜在的に漏水を早期に発見することが困難なんです。結局、漏水を止めることは、一番の原因ですから、道路から家屋まで離れているところに枝線が入ってくると、そこから漏れていても管理ができないんです。隣の畠の境へ行ったり枝分かれしている、そういうところが往々にして漏水すると。

そういうところが、去年の暮れも2、3件あるんです。そういう漏水をなくすのが先決なんです。そこをなくしてもらうには、この空き家のメーターのところの手前に取水栓がついているはずなんです。取水栓と道路の間が遠いから、そこで見ると、空き家の漏水している水道でもメーターは回っていないですから、管が。

その管は漏れても、ただの無駄遣いになる。私は、そういうところは、町の本管から引いてくる場合、それが長ければ、民地は上下水道課では管理できないというけれども、道路から民地に入ったところに止水栓をつけておけば、必ず管理できるんです。そこをちゃんと報告してもらいたい。

次に入ります。

上水道の漏水の状況は今どうなっているのか教えてもらいたい。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 漏水の状況でよろしいですか。お答えいたします。

漏水の状況につきましては有収率で示されております。直近の有収率は8.3%となっております。よりまして17%が漏水している状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 斎藤 樹君。

1番（斎藤 樹君） 17%漏水するということは、ただの17%の水漏れだと皆さんを考えているけれども、そうではないんです。私から言わせれば、17%は消費税に例えれば、17%消費税で取られたのでは、町民にとってはとんでもなくなる。

だから私は、漏水はあくまでもゼロにしたい。ゼロに向かって努力しないと、毎日毎日17%、ただゼロにはできないけれども、極力ゼロを目指さなければ、ゼロにはならないんだから。そこを私は強く言いたいです。

だから、必ず漏水は一人一人、無駄遣いでなく、道路歩いているときも、その目で漏水がないのかあるのか、ちょっとした心遣いで町民が皆で漏水を止めることは可能なんです。そういうふうに、皆で力を合わせて漏水率を限りなくゼロ%に持って行くというのが私の目標なんです。

次に、取替えや年間の経費は幾らになっているか教えてください。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

水道の建設工事、建設改良工事につきましては、国からの補助金を活用しまして、非常時の給水拠点確保のため、避難所等への配水管や旧簡易水道地区において耐震性のある管に布設替えを行っております。

また、単独事業としまして、老朽化した配水管の布設替えを計画的に実施しております、施設の強靭化を図っているところでございます。令和5年度の事業費は約1億1900万円でありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 斎藤 樹君。

1番（斎藤 樹君） 漏水率を止めれば、17%は駄目でも大体、せめて2、3%くらい

はあってもいいから、そこで留めれば、工事費も何でも浮いてくるんです。

そこをちゃんとやってもらう、そのために最近は新聞報道で県内の18市町村合わせて43キロ腐食とか、書かれているんです、国土交通省によると。これは、新聞各社も大体値上げ目標として、水道料、下水道値上げしないと維持管理できないという状態になっているのを、これは私から言うと、刷り込みと同じで、そういうふうに周知しておいて、いざ値上げとなれば、これはしようがないかと国民がみんな思うように、報道機関まで巻き込んでそういうことやる。そういうに新聞に踊っていることは、全部分かるから、町民は。いずれは値上げされるだろうということでは困るから、私は漏水率をちゃんと少なくして、そして国見町は漏水率が2%、1%になれば、これは威張って喜んでも、どこに行っても言えるんです。

そういう水道事業になるように、町長はじめみんなで漏水率がゼロ%になるように努力してもらうようにして、私の質問を終わります。

議長（佐藤定男君） 次に、6番蒲倉 孝君。

蒲倉 孝君。

（6番蒲倉 孝君 登壇）

6番（蒲倉 孝君） 令和7年第2回国見町議会定例会にあたり、さきに通告いたしました内容について質問いたします。

小学校及び中学校は、毎年、学校評価を実施し、学校運営の改善や発展を図るために学校や教育活動の成果を検証し、子どもたちがよい教育を受けられるように、文部科学省がこのようなガイドラインを作成しております。

そこで小中学校の学校評価についてお伺いします。

まず1つ目、学校評価とは一体どういうものでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） 6番蒲倉 孝議員のご質問にお答えいたします。

学校評価につきましては、議員お質しのとおり、児童生徒がよりよい教育活動等を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組です。

具体的には、各学校の教育活動、その他の学校運営の状況について、目指すべき目標を設定し、自己評価、保護者などの学校関係者による評価を行い、結果を公表するとともに、設置者に報告するものです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） ありがとうございます。そのとおりですね。

この評価には、1つ目が自己評価、2つ目が学校関係者評価、3つ目、第三者評価という3つがございます。

この評価について、町民へはどのように公表、説明を行っているのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

評価の形態として、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の3つの形態があります。自己評価は、学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的な計画等に照らし、その達成状況や目標達成に向けた取組の適切さ等について評価を行います。

一般的には、保護者のアンケート評価を通じ、学校教育に関する理解、意見、要望を把握し、自己評価を行うまでの資料としております。

結果の公表については、学校教育法施行規則において義務づけされており、国見小学校、県北中学校ともに学校のホームページに掲載しております。

学校関係者評価は、保護者や地域住民などにより構成された委員会等が自己評価の結果について評価することを基本とし、町では、学校運営協議会において自己評価結果を基に評価を行っております。公表は努力義務とされておりますが、国見学園コミュニティ・スクールだよりに掲載する形で公表しているところです。

第三者評価につきましては、その学校に直接関わりを持たない専門家等が専門的、客観的立場から評価を行うもので、何らかの評価すべき必要性が生じた場合に行います。法令での義務づけはされておりませんので、町では実施しておりません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　蒲倉　孝君。

6番（蒲倉　孝君）　今、課長からご説明があった小学校のアンケート集計結果表ってこういうのありますね。こういうのがホームページにはアップされている。ただホームページ見れない人は見れない。全員には周知徹底は今のところは難しい。

もう一つが、今お話があった国見学園コミュニティ・スクールだより、これでたしか配布だと思ったんですが、回覧ではないですよね、多分ね。

こういったものが町民の皆さんには出されている、こういうことで公表、説明を行っているということによろしいですか。

議長（佐藤定男君）　教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君）　お答えいたします。

ただいま議員おっしゃったとおり、学校評価の公表については、ホームページのほうで公表しております。コミュニティ・スクールだよりにつきましては、各戸配布とともに町のホームページに掲載しておるところです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　蒲倉　孝君。

6番（蒲倉　孝君）　実は、この中に、このガイドラインの中に、課長は見ていらっしゃると思います。積極的な情報提供というのがあるので、ぜひホームページとかそういったもの以外でも公表できるようにご検討をお願いして、次の質問に移ります。

この評価から、令和7年度どのように取り組む方針かお分かりでしょうか。

議長（佐藤定男君）　教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君）　お答えいたします。

学校では、現在、令和6年度の評価に基づき、令和7年度の教育活動を組み立て、教育計画の編成を進めております。3月末までには教育委員会に報告となります。

定期的に評価・検証を行い、必要に応じてその都度修正を加えながら、子どもたちがよりよい教育を享受すべく努めております。

教育委員会としましても、各学校の評価結果を基に、必要な支援や教育条件整備に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　蒲倉　孝君。

6番（蒲倉　孝君）　2番目に行きます。

全国と福島県で実施している学力調査についてお伺いいたします。

1つ目が学力調査について、福島県の結果報告は公表されております。また、福島市や郡山市などは独自に県と比較をして結果報告も公表しております。

昨年の9月議会で宍戸議員が質問に対して、比較していると課長のほうから答弁がありました。具体的にはどのように分析を行ったのかお伺いします。

議長（佐藤定男君）　教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君）　お答えします。

全国学力・学習状況調査の結果につきましては、平均正答率、平均正答数の状況、設問ごとの得点分布状況、領域・観点・問題形式別の状況について分析、また質問紙結果からは、教科との関連を見るクロス集計分析を行っております。

分析結果としましては、小中学校ともに二極化傾向にあり、基礎的な知識、技能の理解定着に課題がある階層につきましては、個別の支援が必要と考えております。

なお、結果につきましては、校長会議の中で共有し、小中学校の学力向上対策の一助としておるところです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　蒲倉　孝君。

6番（蒲倉　孝君）　課長、今お話しのは、こういったホームページには載っておりませんけれども、この学力、正答率とか随分低い、そのほかに、質疑の内容とか解説とかこういったもの、これも結局ホームページとかでしか見られない。

全ての方に情報提供というのは、今のところ難しいということですが、福島市や郡山市では、他県と比較しているんですけども、ここがいいとかここが悪いとか、学力についても。この辺はなぜ国見町は行えないんでしょうか。

議長（佐藤定男君）　教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君）　お答えします。

9月議会の一般質問でお答えしましたとおり、全国学力・学習状況調査の結果につきましては、当町は小中学校が1校ずつであり、個人の特定につながるおそれもあるため、素点そのものは公表しておりません。全国学力調査の結果の概要については公表しております。

福島市では多くの小中学校がありますので、公表内容も県の公表内容と類似するものと承知しておるところです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 分かりました。

国見町は小学校、中学校1校ずつしかないんで、やはり何々が悪いとなると個人攻撃になりかねないということですね。

ただ、学校評価もこの学力調査も学校と教育委員会は対策とか検討協議会は行っていると思うんですけども、何がよくて何が悪いのか、議員のほうも、議会のほうも分からないと、議員としてもですけれども、町民としても、何をお手伝いしたらいいか、どういったことをご提案したらいいのかというのが分からなくて、できないと思うんですが、こういったものを1町に1校ずつしかないという、個人攻撃になるという理由は分かりますけれども、話せる範囲内で説明というものはできないものでしようか。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

今年度の8月の議員懇談会で全国学力・学習状況調査の結果の概要という形で報告させていただきました。平均正答率について全国、県との比較について公表させていただいたところです。

ただいま申し上げましたとおり、国見町では小中学校が1校ずつですので、個人の特定につながるおそれがあるということで、素点そのものについては、公表はしておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 最後に、昨年ご説明はありましたけれども、指摘しているわけではなくて、私たちがお手伝いをしたいという気持ちだけは分かっていただいて、今後、いろんな説明する際にご説明いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 2時45分まで休議いたします。

（午後2時33分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午後2時45分）

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） 一般質問を続けます。

次に、7番八巻喜治郎君。

八巻喜治郎君。

（7番八巻喜治郎君 登壇）

7番（八巻喜治郎君） 第2回国見町議会定例会にあたり、さきに通告してある通告書に

従って質問を行います。

人口減少対策などについてです。

昨年は、国見町合併70周年を迎えた。我々の先人たちは、多くの課題を乗り越えて国見町の発展のために貢献してきました。しかし、現在の国見町は、若者の県外への流出と出生数低下により、町の人口減に歯止めがかかる状況です。

民間有識者でつくる人口戦略会議が公表した報告書では、福島県内の約7割にも当たる33市町村が将来的に消滅可能性があるとの報告を示した。人口減によって市町村としての運営、維持ができなくなると言っているのです。

その報告書の中に、当町も消滅可能性があると挙げられております。期間は2020年から2050年までの僅かの30年とされています。急激な人口減であり、その対策は急務です。

そこで、町では消滅可能性を脱却するために、どのような対策を計画しているのかを伺います。

まず、初めにですが、子育て環境の改善についてであります。

子育て世代に対する支援として、出産前・出産・育児などの支援を当町でも強化していますが、紙おむつの無償化など、さらなる支援の強化などは検討しているのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 7番八巻喜治郎議員のご質問にお答えいたします。

妊娠された方に対し、出産応援給付金を5万円、妊婦訪問時におむつ3パック、絵本のプレゼント、出産後は、町独自のももさぼ祝い金5万円、子育て応援給付金5万円を給付しています。赤ちゃん訪問の際は、お祝い品としておむつ3パック、ガーゼケットを贈呈しています。

出産後のお母さんの休養を兼ね、赤ちゃんの相談ができるよう、県助産師会に委託をして、宿泊・日帰り・訪問の産後ケアの事業を行っていましたが、宿泊施設につきましては、遠方ということもあります。令和6年度までは、利用実績は日帰りのみの利用となっていました。令和7年度からは、福島市内の医療機関にでも宿泊利用ができるよう新年度予算に計上しています。また、妊婦さんやご家族がいつでも相談できるようにLINEのやり取りも行っております。

そのほか令和7年度からは、遠方の分娩取扱い施設で出産する必要がある妊婦に対し、交通費、宿泊費の一部を助成できるよう予算に計上しております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） ありがとうございます。

現在の子育て世代は、共働きの核家族世帯が大半です。出産育児関連のサポートがないと、勤務先の職場で経験を積んだ女性が出産を機に職場を辞めたり、業務の停止や人手不足につながり、企業にとりましても大損失となります。

また、国の令和3年度子育て社会対策白書によると、男女の平均初婚年齢は、男性

は31.2歳、女子は29.6歳となっております。

また第1子の出産時の母親の全国の平均年齢は30.7歳となっております。男女とも30代前半であり、月収もまだ少なく、家賃やローン返済などで苦しいときの年代であります。そこに出産、育児の費用がかかります。だからこそ子育て世代に対する支援が必要なのです。

次に移ります。

2つ目ですが、出産後に女性が職場復帰するために必要な託児所、保育所、幼稚園などの支援強化、例えば保育料の減額などの計画があるのかをお伺いします。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

議員お質しのように、女性が職場復帰するためには、保育所等の整備や子育て支援の充実が重要と考えております。町ではゼロ歳児から保育所に、3歳児からは幼稚園に入所、入園できるように環境を整えております。

また、預かり保育も月曜から土曜まで開設し、預かりの時間も午前7時から午後7時半まで受け入れております。現在、待機児童はありませんので、希望者は全員が利用可能な状況となっております。

小学生につきましても、放課後の児童を預かる子どもクラブを開設し、下校後から午後7時半まで利用できるようにしております。土曜日は午前7時半から午後6時半まで、長期休業日は午前7時半から午後7時まで利用できるようになっておりますので、女性の職場復帰を手厚く支援していると考えております。

ほかにも幼児教育の無償化、給食費の無償化、入園入学祝金事業など、子育て支援に努めております。保育料の減額につきましては、新年度から保育料を軽減する予算を計上しております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） 私たちが住む福島県県北地区、旧伊達郡内で認定こども園のない市町村は国見町だけです。伊達市、川俣町、桑折町には認定こども園があります。川俣町では、認定こども園の給食費の無償化、利用料、保育料の無償化を実施しております。子育て世代の若い方々が今後、移住・定住先を考えたら、どこの市や町を選択するでしょうか。

若い夫婦の質問したことがあります、まず若い夫婦の答えは、「子育てや教育費にお金がかかり過ぎるから」というのが56%、約6割の方々がおりました。そのほか「高年齢で産むのが嫌だから」「育児の心理的、肉体的に耐えられない」という話もありました。

現在、親としての責任、親の子育て、教育の責任期間は20年以上となっています。高校を卒業するまで、生まれてから18年間、専門学校を卒業するまでは20年間プラス仕送り、大学では22年間プラス仕送り、それが親として保護者としての責任感です。

次の質問に移ります。

若年層の流出についてであります。

若年層が流出、転出する理由として、「低賃金」「地元ではやりたい仕事、やりがいのある仕事が見つからない」「働く場の多様性に欠けている」などが挙げられています。

若年層の流出について、町ではどのように捉えているのか、お伺いします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

日本の人口は、2008年、平成20年にピークとなりまして、その後減少に転じております。国見町においても、1985年、昭和60年頃より人口減少が進んでまいりました。1995年の平成7年から、さらに人口減少が進み、2020年、令和2年度からは、老人人口の減少傾向も顕著となっております。今後、全世代にわたる人口減少がさらに進むと見込まれております。

人口移動の傾向を分析しますと、15歳から19歳、20歳から24歳になる年において大幅な転出超過になる傾向がございます。進学や就職による転出が主な理由と考えております。なお、転出や転入において男女の違いはないものと考えております。

議員お質しのとおり、10歳代の後半から20代前半の世代が国見町を選択するためには、国見町に魅力を感じ、働き、住みたくなるようなまちづくりを進めが必要です。

具体的には、引き続き移住定住の支援、子育て、教育環境の充実、企業誘致などをさらに促進し、主力産業である農業においても魅力を向上させていくことが重要であるというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） ありがとうございます。

中学、高校生の将来の仕事への夢に、心の中には、初めから地元への意識が少ないのでないかというふうに思われます。

子育て支援で有名な、日本一なんですが、千葉県流山市の少子化対策を見ると、市外、町の外で働きながら、町で子育てができる町を、あとは子どものそばで働けるまちと、働くという言葉がキーワードになっております。

つまり安定した収入を確保して、育児をして、心理的肉体的、経済的な負担の減少を図っているようです。もちろんインフラや環境整備にも配慮して、交通の利便性、景観の向上にも努めているようです。

次に移ります。

職場体験の充実化についてであります。

国見町で働いている方には、学生時代の職場体験がきっかけで、そのために資格を取得して、国見町で仕事をすることになったと言う方もおります。

当町の職場体験の期間は2日間で、必ずしも希望する職場に体験に行けるとは限ら

ないとのことですが、職場体験をより充実化させる必要があると感じます。

そこで質問いたします。

体験期間を延長し、数日ずつに分け、できるだけ全員が第1希望の職場で体験することはできないのか、お伺いします。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

職場体験等を含めて、キャリア形成のためのキャリア教育は、大変重要な教育と考えております。そのため、小学校段階から計画的にキャリア教育を実施しております。

具体的には、町探検での商店街探索、消防署等の公共機関の見学などを実施しております。

中学校でも計画的に進めており、様々な仕事を知ることや高校説明会など、キャリア教育を実施しております。

職場体験につきましては、中学2年生が町内の事業所で2日間の体験をしております。できるだけ生徒が希望どおり体験できるよう調整しながら進めているところですが、ご指摘のとおり、必ずしも全員が第1希望の職種を体験できるとは限らないのが実情です。受入れ先となる町内事業所につきましても、受入れ人数の上限があること、また、授業時数確保などの教育課程の編成課題もありまして、日数を増やすことも難しい状況です。

職場体験の実施にあたっては、関係事業所等の協力を得ながら、できるだけ生徒が希望する職場体験をできるよう調整しながら進めてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） 私の職場体験のやはり目的というのは、将来夢を持つ子どもたちに、この国見町にも魅力のある職場があることを認識してもらうことが重要であると考えるからです。希望の職場体験を通じて、地元で働くという意欲の芽の成長を養うのも大切かと思います。

次の質間に移ります。

職場体験とは別に職場見学会を実施してはどうか伺います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えします。

キャリア教育の一環として、中学1年生は職場見学、あるいは職業人に聞くという授業を実施しております。

今年度は職場見学に代えて、町内事業所から6人の方に学校へ来ていただき、職業についてお話をいただきました。

生徒は希望する2つの事業所の方の話を聞いております。複数の事業所の方から仕事に就いたきっかけ、苦労、やりがいなどを直接聞いて、自分の生き方や働くことについて考える機会になりました。

今年度の事業を検証し、次年度は職場見学も含めて具体的な授業を検討してまいり

ます。

キャリア教育につきましては、子どもたちが様々な仕事を知り、自分の力で生き方を選択できるよう、様々な機会を捉えて進めていくことが大切です。教育委員会として、子どもたちの将来の選択肢を広げ、自己決定を応援してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） 職場見学会であり、必ずしも町内の企業へこだわることなく、広く見聞をして、自分の未来を見詰めることも大切であります。

先ほどと重複しますが、町外で働きながら町内に住み、子育てできるまちにもつながります。つまり、住みやすい、住み心地のよい国見町につながっていくのです。

次に移ります。

町の地元産業への支援は、具体的にどのようなものがあるのか伺います。

当町の中堅企業の経営者は、今年の賀詞交換会でも、求人しても従業員が集まらないと言っていました。他の市町村では、新規学卒者雇用奨励金及び雇用促進奨励金を交付して、また、地元産業の雇用を促進させて確保している、そういう自治体があります。雇用促進のために社宅や個人住宅取得への支援も協力している自治体もございます。

そこで質問です。

雇用する企業への支援は、どのようなものがあるのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

雇用する商工業者に対する支援策としては、中小企業庁の各種支援策や福島県の雇用促進奨励金などがあります。今後、国見町商工会と連携の上、町内の商工業者に中小企業庁や福島県が行っている支援策の概要を周知していきたいと考えています。

なお、去る2月28日、初めての円卓会議として、人材確保をテーマとしたセミナーと意見交換会を開催し、優秀な人材の確保や働きやすい職場づくりなどに関して活発な意見交換が行われたところです。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） 今は雇用する企業ですが、今度は、雇用された社員の支援はどのようなものがあるのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

町では、町内の商工業者が果たす役割の重要性に鑑み、商工業の振興に関する理念条例となります国見町中小企業・小規模企業振興条例を令和5年度に制定しました。

この条例に基づき実施しています企業訪問では、製造業及び建設業の皆さんから人材の確保や育成に関する課題が多く挙げられています。

これを受け、町では、令和6年度から町内の商工業者の従業員に対して、経験や能力向上のための資格取得やスキルアップ等に要する費用の50%、2分の1を支援する人材育成に特化した新規事業を開始したところです。

地域活性化には、地元の商工業者の維持発展が必要不可欠ですので、引き続き人材の確保、育成に向けた支援策に取り組んでまいります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） ただいま回答していただきましたが、要するに、町内在住の新規学卒者が町内の事業所に就労した場合、町内在住の新規学卒者が町外の事業所に就労した場合、また、町外に住んでいる新規学卒者が国見町内の事業所に就労した場合、いろいろの支援も変わってくると思います。

したがって、そういういた国見町で支援があるということを当町の産業への周知はどのような手法で、こういうのやってますよというのは、実施しているのか、お伺いします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

令和4年度から販路拡大等を目的に同意をいただいた町内の事業所32件の一押しポイントなどを記載した事業所ガイドを町のホームページに掲載しています。

また、令和6年9月からは、広報くにみに町内の事業所で働いている若手社員にインタビューを行い、入社のきっかけ、仕事の内容、大変なこと、仕事へのやりがいなどの特集記事を毎月掲載することで、町内の事業所も就職活動中の学生などの就職先として選択してもらえるように後押しする取組も行っています。さらに、各事業所の一押し商品などを含めた魅力を情報発信する費用の50%、2分の1を補助する新規事業を令和7年度の当初予算に計上しています。

今後は、道の駅国見あつかしの郷の道路情報コーナーに設置していますデジタルサイネージに国見町内の商工業者や農業者にスポットを当てた動画を流す取組を行うことができないか検討するなど、国見町の産業振興に向けた情報発信に努めてまいります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） ただいま担当者のほうからお答えいただきましたが、町の広報、SNSを含めて、企業紹介コーナー等を設けて情報を発信していくということですが、これは大変よいことと考えます。それを発展していく、生かせていただきたいと思います。それが国見町が生き残る、そして国見町の魅力を増大させる一歩となるからです。

結びに、国見町の産業が活性化すれば、雇用の創出や関連人口の増加につながります。そうすることによって、町の税収も上がり、住民への還元をして、さらなる国見町の活性化につなげていくこともできるのです。大変重要であると思います。

これで私の質問を終わります。

議長（佐藤定男君） 最後に、5番佐藤 孝君。

佐藤 孝君。

（5番佐藤 孝君 登壇）

5番（佐藤 孝君） 通告しております項目について質問いたします。

子育て支援の政策につきましては、人口減少対策の観点からも、まちづくり、人づくりの観点からも最重要政策課題だと、このように認識をしています。

同時に様々な施策の組合せあるいは組立てをしなければ、私たちが目指すところの結果は表れないと、このようにも思っております。

今回の質問は、私が過去の予算審議で質問をしていましたひとり親世帯、これ医療費助成についてお聞きをいたします。

ひとり親世帯の支援策の現状をまずお聞かせください。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 5番佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

現在、ひとり親世帯への支援は、県補助事業の児童扶養手当、県、町補助のひとり親等家庭医療費、就学奨励金の支援を行っております。

児童扶養手当、ひとり親等家庭医療費については、受給者及び生計同一の家族の所得により判断し、児童扶養手当については、減額支給、却下を決定、ひとり親等家庭医療費につきましては、支給、却下を決定しています。

ひとり親家庭医療費は、月額の自己負担分を除いた金額を支給しています。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 現在、ひとり親世帯の支援として、医療費助成、これ親本人ですね、親本人が医療機関を受診したときは支払う医療費のうち、高額医療費に該当しない費用を町が補填する、戻すと、つまり後で本人に助成をするという、こういう制度ですね。ただ全額でなくて、今申し上げたように、課長が、最終的に本人が負担する金額、これ月1,000円、間違いますか。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

1,000円で間違います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 私の手元に令和5年度ね、令和6年度まだ途中ですから、令和5年度1年分、それから今年度は12月までの支払いの実績資料があります。令和5年度、1年前の年度の対象世帯は44世帯で延べ401件、105万9000円です。

6年度は12月までの実績ですが、対象43世帯で351件、約91万円。これが助成実績です。

そこで、令和5年度で結構ですから、最も支払った月、令和5年度のうちね、それ

から最も少なかった月、この助成実績をお答えください。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

令和5年度で最も支払った月は、令和5年4月支払い分で16万9485円、最も少なかった月は、10月の支払い分としまして3万4450円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 今の答弁で明らかにように、令和5年度で最も多い月で17万円弱、17万円です。

手許の資料によりますと、1年の平均ですと月、約8万9000円、8万8000円ちょいです。これが町が支払っている月平均。

一方、本人が負担する金額、先ほどの答弁で月1,000円ですから1人、これが全体で19万5000円です。これを多いと見るか少ないと見るかということなんですが、私は制度の趣旨を考えれば、本人が負担した19万5000円、令和5年度分ね、この金額を町が何出し渋っちゃってんのと、こういう思いなんですよ。今年の対象は43世帯、今私が申し上げました。1人の親で子育てを頑張っているわけですね。その本人負担、月額1,000円、これ医者に行った場合ですよ。これ子育て支援の拡充策として、この1,000円の負担規定、これ外せませんか。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

現段階で1,000円の撤廃については考えていません。理由としては、ひとり親だけではありませんが、令和5年度、令和6年度に非課税世帯、均等割世帯に特別給付金として、子ども1人当たり5万円の支給がされていること、近隣市町村にも検討の有無を確認いたしましたが、検討している市町村がなかったことです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 昨年の3月議会で同じような質問を私しているんですよ。一般質問ではなくて予算審議で。その際の答弁ですと、これ町長が答弁しておりましたが、給付とサービス両面で検討して、令和6年度中には結論を出したいと、こういう回答がありました。

今の答弁は、検討を加えた結果ではなくて、以前の考え方、これ答えているということですか。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

1,000円の撤廃については、近隣市町村及び県への聞き取りを行い、課内の検討のみでした。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 実は、去年もおととしも同じような質問しています。そのときも検討するという答弁なんですけれども、2年間同じような答弁繰り返して、結果して、当該担当課の議論しかされていないと。これでは、ちょっと私も何と言っていいか分からんんです。

ぜひ、補正予算に仮に間に合わなくても、議論としてですよ、今年の12月までにしっかりとした議論をして、生産的な議論をして、課内だけではなくて関係する課、あるいは副町長なり町長との協議をぜひしていただきたい。強く申し上げておきます。所得制限について伺います。

これまで何度も申し上げておりますが、他の制度との関係で所得制限を加えていると理解しています。該当しているのは、令和5年度で45世帯中1世帯です。今年度は46世帯中の3世帯がこの所得制限に引っかかっている。令和5年度でいくと、一世帯平均の町が支払った分ね、平均で2万5000円ですよ。たった2万5000円ですよ、年間だよ。これを3世帯ですから令和5年度、該当されているのが。3世帯掛けても7万5000円なんです。7万5000円が町の持ち出しとして増えるということなんです。

ここは町長の政治的判断ですよ、大げさに言うと。先ほどの自己負担分月1,000円の撤廃と合わせて所得制限の撤廃、これ撤廃して政策充実しませんか。どうぞ。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

現段階で除外規定を外す予定はございません。理由は、ひとり親等家庭医療費の所得規定は、児童扶養手当と同じ基準になっていること、ひとり親及び扶養義務者で生計を同じくする者の前年度所得のほかに、子ども、ひとり親に対して支払われる養育費等につきましても、一定の率を掛け所得として合算して判断を行うこと、また近隣市町村でも外している市町村がないことです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 言っていることは分かるんですけども、そこはやっぱり政策的な判断なんですよね。単費で幾らでもできるわけですから。これが何千万円も負担するようであれば、ちょっとこれは議論しなくちゃならないですよ。

私申し上げたように、今年度あるいは前年度、私、今前々年度の話をしました。僅か7万5000円出すだけでできるわけですよ、所得制限はね。1人1,000円の負担については、それこそ何万円の世界ですよ。ぜひ2つ合わせて議論していただきたい。

これは2年間、私質問して、前の町長、答弁いただいたんですが、全くこれされていないもんですから、今さら前の町政のことを批判しても始まりませんので、ぜひ村上町長、1,000円負担と個人所得制限の撤廃、これ真剣に議論をしていただきたい、このように思います。

ちょっとこれ余計な話なんですけれども、3000万円以上もする救急車、12台ですよ。ただでくれたわけですから、ほかの町に。私議論しているのは何万、何十万の話ですから、ぜひ繰り返しますが、真剣な議論をしていただきたいと思います。

新型コロナウイルス関連について質問いたします。

現在、新型コロナウイルスプラス季節性のインフルエンザ、それからマイコプラズマ、ちょっと収まったという話を伺っておりますが、このトリプルパンチでこれまで以上の注意喚起が必要と言われております。

昨年9月の補正予算の審議で感染法上の規定が5類になったと、その関係で質問いたしました。結果して、その後の経緯として接種費用1万5300円、これ任意ですから、保険診療外1万5300円ね、これが65歳以上国見町在住者は自己負担が2,100円です。1万3200円は、ほかの、国なりなんなりで払うということだったですね。

私がその際に併せてお願いしたのは、65歳未満の方の接種費用、これ今申し上げた1万5300円ですよ。これ全額自己負担ですから大変な金額です。聞くところによると、65歳以上の接種率も非常に悪い。後でほけん課長、参考までに教えていただきたいんですけども、15、6%だと思います。

65歳未満の中で、医療、教育、介護などの従事者に何らかの助成をしてほしいと、こういうお話をさせていただきましたが、そのときは、近隣町村を調べて、ちょっとそれを見たいというお話をしたが、その調査結果をお答えください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

伊達管内及び福島市の状況を確認したところ、医療、介護、教育、保育などの従事者に対するコロナワクチン接種費用を助成している市町はありません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 調査結果を受けた役場内の検討の状況を教えてください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えします。

新型コロナウイルスが蔓延した当時、住民の生活に欠かせない業務に従事する医療、介護、教育などの従事者に対し、ワクチン接種を優先的に行いました。これは国の指示により各市町村が同じく取り組んだことで、医療や介護の現場において感染の流行を抑える一定の効果があったと考えます。

感染の流行が落ち着き、5類相当となった現在、65歳未満の方の医療従事者に対する助成は、インフルエンザ同様、事業所内の感染予防として、各事業所において対応するのが望ましいと考えます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 当初は医療や介護現場の混乱を避ける意味でこの優先接種をした、

今、課長おっしゃったとおりですね。同時に集団免疫の側面もあったわけです。私だけではなくて多くの人が大変な効果があったと評価をされていると認識をします。

今の答弁ですと、5類になったので、一義的には事業所の自己負担で対応したほうがいいよと、こういう答弁ですね。私はちょっとそれ納得、同意できないんですよ。

比較する意味でちょっと言いたいんですけども、社会保険加入者の配偶者ね、社会保険加入者の配偶者、これの健康診断の受診率、非常に悪いんですよ。これは、全てと言いませんが、自己責任プラス事業所の責任ということで片づけられて、同じ発想なんです。今課長がおっしゃったのが。

これ行政として感染防止に努める、これは社会保険がどこに行っているかとかそれ関係なくこれ原則なわけですね。

もう一度、集団免疫のことも含めてお答えいただけますか。

あわせて先ほどの65歳以上の接種率も今数字持つていればお答えください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

まず初めに、65歳以上の接種率であります、1月末現在、対象者3,476人に対して569人が接種しておりますので、16.4%の接種率となっております。

一般的に集団免疫についてであります、こちらにつきましては、社会全体の抵抗力をつけることあります、その社会、例えば医療機関におきまして、病院の施設にいる多くの人が予防接種等により免疫を持つことが必要であります。

このため、町が助成を行い、国見町民の医療従事者等だけが予防接種を受ける人が多く、免疫を持ったとしても、集団免疫としての効果が上がらないと考えられます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 1万5300円の高額の接種費用を払う側ですね、65歳未満の方々、この集団免疫効果が小さいと町が言っちゃうと、接種する動機付けに水を差します。接種を促して感染を少しでも防止をすると、この問題と集団免疫の効果ね、これは別問題と私は考えます。接種することによって感染拡大の防止と感染のリスクを低減させる、この両面があるわけです。

今日の答弁ですと、感染が落ち着いたから、5類になったから、あるいはその集団免疫効果が薄いから助成は考えないと、これでは行政として、感染リスクを減らして町民の健康を守る視点はちょっとずれているんではないかと指摘せざるを得ません。

いろいろ判断材料ありますよ。感染防止を可能な範囲で取り組むと、私はこれが必要だと思っています。

参考までにですが、数多い病院、薬局、いわゆる医療関係機関に従事する方、これ調べるの大変でしたので、税務課のほうに事前に調べていただきました。

確定申告期間でもあって、特定の病院に絞って私調べていただきましたが、藤田総合病院、大原病院、それから福島医大、これ3つ調べさせていただきました。

町民の方でここに勤めている方は、直近で藤田病院が98名、医大附属病院が8名、

大原病院が12名です。合計で118名ですか。意外に多いなと、私、印象なんですがれども、そのほかにもたくさんの医療機関ありますから、併せて学校、それから介護事業所ありますので、相当数の町民が勤務されていると。

したがって、これ1万5300円の幾ら助成するって議論しますと、膨大な金額ですから話をしませんが、前提を設けないで議論の材料として、やっぱりこれを議論すると、議論していくと。

当然、年齢の刻みとかあると思うんです。5歳刻みとか10歳刻みとか、いろんなバリエーションありますから、ぜひ内部協議だけは進めていただきたいんですよ。すぐにやるとか、いつからやるとかということではなくて、費用負担がどれだけあれば可能なのかと、その選択を是非する意味で議論をしていただきたい。この考えはないですか。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

現状において、新型コロナウイルスにつきましては5類相当ということで、比較的感染の流行が落ち着いております。しかし、再び感染が流行する場合など、状況に応じました近隣市町とも連携しまして、接種の対象や助成金額等、弾力的に運用する方向で考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 1つの結論を前提としないで、ぜひ自由な立場で内部検討を進めていただきたいんです。

先ほど私が言つたいろいろな背景がありますから、感染防止という意味で、ぜひ真剣な議論を進めていただきたいと思います。

公有財産処分について伺います。

町で保有する財産のうち処分可能ないわゆる普通財産、令和3年度から令和6年度、この4年間の処分実績を聞きたいと思います。

できれば、まとめて件数、面積、金額、この3つ教えていただけますか。それから相手の特性ですね。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

処分実績というお質しでございます。まず令和3年度については1件、令和4年度については3件、令和5年度については1件ということになっております。

なお、面積や金額などにつきましては、取引件数少ないということがありますので、個人情報に触れる可能性があるため差し控えさせていただきたいと思います。

あと用途でしたね、そちらについてもちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 単年のことだと1件のところありますからね。これ令和3年と令和5年度は1件ですから、これは特定情報に入っちゃうので、令和3、4、5年と、この実績のある3か年間、これまとめた数字言ってください。面積と金額。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

ちょっとばらばらには出てはいるんですが、ちょっとお待ちください。

面積がトータルで約320平米程度、ちょっと正確には申し上げられませんが、320程度、あと金額ですが、トータル150万円程度ということでおよしくお願ひいたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） では、私のほうから言います。

合計で、全部で5件、326.55平米、金額が145万8630円という数字なんですよ。これをどうこうするという質問ではございません。

実は、この手順なんですけれども、処分をするまでの手順ね、どういう手順でこの土地が選ばれ、あるいは内部で売るかどうかの協議をするテーブルに乗っかって、契約までどういうプロセスを経るのか、それをお答えください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

処分の手順ということでございますが、普通財産の処分につきましては、手順はふたとおりということになります。

まず、入札の場合につきましては、町が売払いの公告を行いまして、入札参加者を公募して入札を行います。その後、落札者と契約を結び、売り払うということになります。このような流れとなります。

あともう一つ、随意契約の場合、売払いを希望する方からの申請を受けまして、町で売払いを決定した後、いわゆる買受人と契約を結び、売り払うということのふたとおりとなります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 先ほどの5件の処分案件、私のところに年度ごとの数字はあるんですけども、これ入札の実績があるのかないのか。

それから、入札と隨契についての数を教えていただけますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

いずれも非公募、いわゆる随意契約というような形でございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 町の要綱を見れば、原則入札、いわゆる公募なので、なぜ公募しなかったのかお答えいただけますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 今回のこの処分につきましては、いずれも随意契約で行ったわけであります。これは国見町普通財産売払いに関する要綱第13条の第6項に該当するというような判断をしたため、随意契約としたということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 具体の内容が今示されませんので、私のほうから申し上げたいと思います。

今、答弁があつた売払い要綱の第13条の6項にはこう書かれています。

普通財産の隣地所有者が最も有効利用できると認めたとき、これは入札されなくて随意契約できること、こういうことなんですよ。

ただ原則は公募、つまり入札です。当然、個別案件ごとに違いますから何とも言えませんが、隣接者が何名いるのか、あるいは隣接者だけではなくて、近隣の方にも知らせることがどうなのかということですね。

売却相手が最も有効利用できると、こう要綱にも書かれている、判断材料もそうなっていると思うんです。

そこで、入札に付きなかった、随意契約した経緯、理由ね、これは町の財務規則上、明確に記録しなきゃならないと書かれているんですね。公文書にもちろんそれらは全て記載されていると、こういう理解でよろしいですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

町の普通財産売払いに関する要綱13条各項に該当する場合、随意契約により売払いができるということとなっております。

公文書への明示につきましては、根拠となる要綱に基づき売払い決定するため、要件に該当するための内容について明示をされているというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） あとで申し上げますけれども、今日はこれ以上あまり詳しい話をしません。

結局、隣接者が1人なのか3人なのか分からないわけですよ。個人情報なんだから。法務局に行って調べれば別ですよ。

そういう経過が公文書に書かれているんですね、という私質問したんですけども、それでよろしいですね。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 先ほど答弁したとおりでございます。

要件に該当するための内容については明示をされているというふうに理解をしております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 公用地管理台帳、これも規定で書かれております。義務づけられています。備付け台帳が義務づけられております。

私が先ほど繰り返し聞いている令和3年から令和6年、今年度か、令和6年度までの4年間で、閲覧状況、この実績と、それから参考までに閲覧方法も教えてお知らせいただけますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

町が所有する土地の財産台帳であります固定資産台帳につきましては、国の統一的な基準による地方公会計の整備促進に基づいて整備をしているところでございますが、台帳の公表、閲覧はしておりません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 閲覧はできないということね。では、どうやって知るんですか。その土地、町の土地売れるかどうか、どうやって分かるの。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

一般的には、必要な土地の情報については、法務局のほうで調べることが可能だということでございます。

法務局で調べた上で所有者である町へ問合せ、また、例えば道水路、旧の道水路などでございましたらば、建設課のほうに相談などをするようになるというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 当然そういう回答になると思いますが、実際分からぬよ。それが売却されて、急に畠になったとか物が建ったとか、駐車場になったとなつて、あら、では売ったのかなと分かるだけで、実際は分からぬよ。

だから、今日、事務的あるいはその事実関係のみ聞いておりますが、実は、この間の売却案件で非常に理解しにくい案件がありました。このことを含めて、今の5件の処分について、6月になるか9月になるかまだ私も資料そろっていませんから、何とも言えないのですけれども、詳しい質疑をさせていただきたいと思っています。

この随意契約、公募しなかった理由の合理性あるいは経緯、例えば、隣接者だけでなく近隣の方が公募されると思っていた。それから、その土地は町が売却しない土地だと思っていた。こういう実は話を聞いているんです。売却した後の話ね。だから、あれ町で売ることできたんですかって話を実は聞いているんですよ。

そういうことが起こり得る、起こっているので、繰り返しになりますけれども、改めてそれらのことを次回以降、しっかりと聞くということを申し添えて、次の質問に移りたいと思います。

救急車開発事業の不祥事によって、小林議員、同僚議員も質問されておりましたけれども、昨年の11月22日に内閣府によって国見町の地域再生計画の認定が取り消されました。これ制度発足以来全国で初めての全くの不祥事です。本当に残念でありまして、私も町政に携わる1人として本当に町民の皆さんに申し訳ない気持ちでいっぱいです。

この処分された同じ日に、町長が前の町長がコメントを発表しました。

この内容、多くの人が見て、人ごとだとという感想を持っているという話も聞いています。

町はこの処分を本当に深刻に、あるいは重大だと認識しているのか疑ってしまうんですよ。内閣府のこの処分に対する町の具体的認識、先ほど小林議員にもお答えしておりますが、もう一度、お答えしていただけますか。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

先ほど小林議員の質問にお答えしていたことでございますけれども、今回の救急車をめぐる一連の事象について、地域再生計画が取消しになったというふうなことは、この制度開始後初めてのことであり、極めて重大なことであると認識しております。また、町民に対して、大変申し訳ないことであったと認識しております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 11月22日の引地前町長のコメントはこういう内容なんですね。

「町としましては、この内容を厳粛に受け止め、今後同様の事態が発生しないよう対応していくこととします」という内容です。町民へのおわびも真相解明の決意も何もない。今日のような答弁、コメントがあれば大変よかったですと思いますが、何でこういうコメントを当時、発表したのか、不思議でならないんですよ。

国の制度の根幹を揺るがしたこの開発事業、救急車の開発事業、これ全国の市町村に不安を与えました。

もしかすると、企業版ふるさと納税が制度としてなくなっちゃうのではないのという話が実はあった。国会でも参議院の代表質問でもこの問題取り上げられた。当然、所管の委員会でも取り上げられている。それだけ大きな実は不祥事だったわけです。

企業版ふるさと納税、これ今年の3月で終了する法律でしたが、政府方針では3年延ばして令和10年の3月までとなります。今度の通常国会で法案が通れば。

ただ今回の処分によって、この国見町はその事業に2年間参加できないのではないかと私は考えております。

ちょっと議長すみません、質問が長くなるんで、ちょっと申し訳ないんですけども、町の見解を聞きたいんです。

この地方創生応援税制、これが企業版ふるさと納税の正式名称になります。昨年12月22日、これ小林議員も指摘しておりましたが、政府与党の自公の自民党、公明党の税制大綱、ここで示されて、この制度が3年間延びたと私が言いました。

それを受けた2月27日、仕事を納めの前の日ですね。これ与党の税制大綱を受けた石破内閣が閣議決定をしたんです。基本的に同じ内容です。与党の税制大綱と同じ内容の閣議決定をしたんです。

この中で書かれているのは、国見町のような地域再生計画の取消処分がされた場合、2年間は再申請が認められないペナルティーが加えられました。また、企業の匿名寄附、今回の国見のように企業から寄附があったということを匿名ですると、これについては厳しい制限が加えられるという内容になっています。今回の国見の事件が大きく関係しているわけあります。

そこでですが、2年間のペナルティーがあくまでも関係法令が可決した以降の適用になるわけですね、法法令の解釈上は。したがって今年の4月以降なんですね。

ただ、昨年の11月22日に取り消された国見町の処分が新しい法律になったらチャラになりますよと、そういうことには私ならないのではないかと思っています。これは国の私、役人でも何でもないので断定的なことは言えませんが、そういう解釈ができると思っています。国はそのことを肯定も否定も今のところしていません。

仮に適用されないと、法的に、今の法律での処分だから新しい法律はこれ適用しませんよとなっても、これまでの経緯を考えれば、繰り返しますが、去年の処分はチャラだよと、私はならないと思う。

具体的な法律改正がまだなので、現時点では確定的なことは言えませんが、2年間のペナルティーが適用されると、あるいはされなくても、実質2年間、事実上ですよ、2年間はペナルティーが科されて、国見町の事業申請を仮にしても2年間は認めないと、こういう取扱いになるのが自然だと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画につきまして、再度計画申請することができるかどうかということにつきましては、議員おっしゃるとおりの中身だろうというふうに私も考えております。

その点につきましては、町としましては、早期に企業版ふるさと納税を受けることができる状況へ戻したいと考えております。そのためには、まず前提として、国や県と連絡を密にして、時間をかけて皆様から信頼の回復に努めていかなくてはならないと考えているところです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 私の認識と町の認識がほとんど一致をしていると思います。

今後の対応なんですかけれども、最悪をやっぱり想定して考えないとまずいと思うんですね。

実質的には、法制度上は2年間のペナルティーは新しい法律での適用ですから、私たちの場合は前の法律の処分ですよね。ただ、実質的に、繰り返しますけれども、2年間のペナルティーが発動される可能性が大きいと。幾ら申請しても認定そのものは延ばされると、先延ばしされるという認識になろうかと思います。つまり2年間で

すから、令和8年、来年の11月22日以降でないと認定されない確率が高いということに、最悪の場合ですね、なると思います。

そうしますと、それ以降、申請して認定されて、企業版ふるさと納税を受け入れて、事業を展開すると、こうなると、実際の事業期間は非常に短くなるんですよ。それでも町は提出すると、こういうことですね。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

事業期間の期間の中身、長さでございますけれども、その辺につきましては、いかに短くなろうとも、早期にふるさと納税を受け入れる状況へ戻していきたいというふうな考えで進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 寄附企業が私たちが示す事業に賛同するかどうか私、分かりませんけれども、財政が厳しい現状を考えれば、様々なツールといいますか、門戸を開けておくべきだと考えていますので、今の町長の答弁のように進めていただければと思います。

ただ、厳しい環境であることに間違いはありませんので、県などを通じて、国の信頼回復に努めていただくと、重ねてお願ひしたいと思います。

私たち議員も私も1議員で、かつよく言えば、政治家の端くれなんですよ。私も含めて、議員それぞれが持っているこの政治的なチャンネルってありますから、これフル活用して、申請した場合に事業認定が早期にされるように私も最善の努力をしたいと思っています。

そこで、今の議論で想定できるのは、認定されたとしても実施期間が短いということになります。

申請する事業内容をこれから議論していくわけですけれども、幅広くすることを基本にしつつも、今回の申請準備にあたっては、やっぱり子育てとか教育とか、あるいは介護といった緊急かつ重要な政策に絞った選択もあるかと思っています。

申請までの協議決定ですね、どういう議論を重ねてどの場でやって出していくんだと、プロセスをお答えいただけますか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

申請におきましては、先ほど町長が答弁したとおりでございますが、まずは府内の体制や合意形成の仕組みを整えまして、国、県、市民の皆様から信頼の回復を図っていきたいと考えております。

その上で、必要とされる政策や事業を管理本部会議や審議会などで議論し、必要に応じて事業計画を策定し、目的や過程を明確にしていきたいと考えております。

さらに、様々な場面において、市民の皆様へ丁寧な説明が必要と考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 今回は失敗が許されないわけですね。

したがって、丁寧な議論なり協議の積み重ねが極めて大事になってきます。今まで以上の丁寧なプロセスを踏んでいかないと、なかなか国や県からの信頼回復が難しいだろうと思っていますが、改めて、具体的なプロセス、もうちょっと今の段階である部分だけでいいですから、もう少し踏み込んだ考えといいますか、方向性を出していただけますか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

必要とされる政策、事業、目的をはっきりと明確化するというところでございます。その際に、専門家の意見、専門部会などを設置しまして、議論を重ねるということも必要があるのではないかと考えています。

さらに、先ほど申しましたとおり、町民の皆様へ丁寧な説明を必ず行うということが必要と考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 総合計画審議会、これちょうど6次総計の後半年に向けた見直し作業を1年間かけてやるわけですよ。教育委員会のほうでは何か教育ビジョンの2021の見直しもあるというお話、聞いておりますから、いい機会、いい機会という言い方ないですね、集中していろんな人の話を聞いたり、内部協議ができる時間があると私は認識をします。

パブリックコメントとかアンケート、それから町民懇談会とか様々な手法もあると思うんです。それを今ここでどうこうということになりませんけれども、様々な機会を捉えてしっかりと議論を積み重ねていくと、そのことが大事ですし、何も企業版ふるさと納税を受けるための地域再生計画をつくるための議論ではなくて、各年度ごとの政策をつくっていくという意味でも私はいい機会だと思っていますので、繰り返しになりますが、丁寧な議論をお願いをしたいと思います。

私たちも今回のこの様々な救急車問題の中で、議会も全く関与していないというわけではありませんので、反省を込めつつ、同様にしっかりと議論を議会でも私もしたいと、このことを申し上げて質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（佐藤定男君） これで一般質問を終わります。



◇散会の宣告

議長（佐藤定男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

5日水曜日は午前10時より議案調査会を委員会室で行いますので、ご参集ください。

6日は午前10時から本会議を開きます。

なお、本日午後4時10分より広報常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

皆様、長時間にわたり、ご苦労さまでした。

(午後4時03分)

第 3 日

令和 7 年第 2 回国見町議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）午前 10 時開議

- 第 1 報告第 1 号 専決処分の報告について
第 2 報告第 2 号 その他の債権の放棄について
第 3 議案第 4 号 国見町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例
第 4 議案第 5 号 国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例
第 5 議案第 6 号 国見町情報公開条例の一部を改正する条例
第 6 議案第 7 号 国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
第 7 議案第 8 号 国見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第 8 議案第 9 号 国見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第 9 議案第 10 号 国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 10 議案第 11 号 国見町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
第 11 議案第 12 号 国見町税条例の一部を改正する条例
第 12 議案第 13 号 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
第 13 議案第 14 号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
第 14 議案第 15 号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
第 15 議案第 16 号 国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
第 16 議案第 17 号 国見町水道条例の一部を改正する条例
第 17 議案第 18 号 国見町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例を廃止する条例
第 18 議案第 19 号 工事請負契約の変更について
第 19 議案第 20 号 和解について
第 20 議案第 21 号 令和 6 年度国見町一般会計補正予算（第 6 号）
第 21 議案第 22 号 令和 6 年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第 22 議案第 23 号 令和 6 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 23 議案第 24 号 令和 6 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 24 議案第 25 号 令和 6 年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第 1 号）
第 25 議案第 26 号 令和 6 年度国見町水道事業会計補正予算（第 3 号）
第 26 議案第 27 号 令和 6 年度国見町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 27 施政方針に対する質問

・出席議員（11名）

1番 斎藤 樹君	2番 佐藤多真恵君	3番 菊地勝芳君
4番 (欠番)	5番 佐藤 孝君	6番 蒲倉 孝君
7番 八巻喜治郎君	8番 宮戸武志君	9番 (欠番)
10番 山崎健吉君	11番 小林聖治君	13番 松浦常雄君
14番 佐藤定男君		

・欠席議員（1名）

12番 渡辺勝弘君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 村上利通君	教職務代理者 高橋幸子君
総務課長 濵谷康弘君	企画調整課長 大勝宏二君
税務課長 佐藤光男君	住民防災課長 榊英則君
ほけん課長 佐藤温史君	福祉課長 黒田典子君
産業振興課長 佐藤智昭君	農業委員会会長 佐藤智宏君
建設課長 村上幸平君	上下水道課長 宮戸浩寿君
会計管理者兼会計課長 阿部善徳君	教育総務課長 大勝晴美君
教育施設課長 中條伸喜君	生涯学習課長 小野笑子君
農業委員会会长 八島富一君	代表監査委員 佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長 実沢隆之君	書記 八島章君
書記 豊野好洋君	書記 木村恒夫君
書記 丹治琴音君	

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇報告第1号 専決処分の報告について

議長（佐藤定男君） 日程第1、報告第1号「専決処分の報告について」の件を議題いたします。

本報告について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（村上幸平君） 報告第1号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） この報告は地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分のため、報告のみにいたします。

◇

◇

◇

◇報告第2号 その他の債権の放棄について

議長（佐藤定男君） 日程第2、報告第2号「その他の債権の放棄について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 報告第2号、その他の債権の放棄についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） この報告は地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、報告のみにいたします。

◇

◇

◇

◇議案第4号 国見町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第3、議案第4号「国見町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） 議案第4号、国見町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 資料の8ページをご覧いただいて、新旧対照表……

議長（佐藤定男君） 蒲倉君、マイクを……

6番（蒲倉 孝君） すみませんでした。

資料の8ページをご覧いただいて、改正はホームページありきで、表示も行えるとなっておりますが、国見町ではまだホームページを見られない方が数多くいらっしゃると思うので、掲示がメインでホームページもできるというふうに、逆ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

確かにホームページ、いまだ見られない方、まだと言いますか、見られない、見る環境のない方ですか、おいでになると思います。

今回のこの公告式の部分に関しましては、いわゆる掲示場が町の役場のすぐ前にございますけれども、そこを見るにしても、いずれにしても役場に来ないと見られないということになります。ホームページをメインにした場合に、役場に見に来ていた方が、例えばですけれども、総務課のほうにおいでいただいて閲覧をしていただく。これは十分可能かと思います。

それから、今まで役場のところに見に来ていましたけれどもホームページを見る方につきましては、ご自宅で見ることができるというような部分での利便性は上がるものというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第5号 国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第4、議案第5号「国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） 議案第5号、国見町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） この条例、6月1日より刑法が改正されて、従来の懲役と禁錮刑が一本化されて、拘禁刑に統一されると思うんですね。国見町が独自に改正するわけではないので、そういう説明をこの条例の中に説明、明記をしなくてよいのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

通常、条例改正する場合ですけれども、概要等で通常示すのが一般的かというふうに思いますので、この本文のほうにそれを盛り込むというのは、通常、法制上はしておりませんので、ご了承いただければというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第6号 国見町情報公開条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第5、議案第6号「国見町情報公開条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） 議案第6号、国見町情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 第18条、7ページですか、新旧対照表、「フィルム」を削るのは

分かるんですけども、「写真」も削られているんですね。写真というのはデータもあると思うので、これは、データとかそういうのを明記しなくてよろしいんでしょうか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

第16条のほうに「電磁的記録」というふうな記載がございます。こちらがいわゆるデータにあたるものというふうに理解をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 変なことを聞きますが、なぜ、今いろいろな問題が起きている中で、このタイミングで、この情報公開の条例改正というのはなぜするんでしょうか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

このタイミングといいますのは、いわゆる国の法改正があったからということが一番の原因でございますので、法改正に沿って町の条例についても改正をすべきというような判断に立って改正をしたいとするものでございます。ご理解いただきますようにお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。3回目。

6番（蒲倉 孝君） 今の課長の答弁だと、今の問題とは全く関係ないということで捉えてよろしいんですね。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◇議案第7号 国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正

する条例

議長（佐藤定男君）　日程第6、議案第7号「国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君）　議案第7号、国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君）　討論なしと認めます。

これから議案第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君）　起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第8号　国見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君）　日程第7、議案第8号「国見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君）　議案第8号、国見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君）　討論なしと認めます。

これから議案第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第9号 国見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第8、議案第9号「国見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） 議案第9号、国見町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第10号 国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第9、議案第10号「国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） 議案第10号、国見町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 今の説明で、最初から県に準拠したと、こう言わると、なかなか質問しづらいんですけども、結局、先ほど第12条で、現行の通勤手当は6万4000円なんですね。これを、今まででは、これを超えたものについては2分の1ですか、そういう制度があったんですけども、一挙にこれが、今回は15万円、こういうことになっているんですよ。

ですから、15万円というのは、私もちよつと計算してみたんですけども、国見町の人が、多分、そんなに遠くから通うと思わないんですけども、これ、計算すると宇都宮からなんですよ。宇都宮からだと14万5000円くらい、新幹線で1時間半くらいから通勤可能だと。これは多分、福島県の県庁職員をメインにしてやったかなんかかなと私は思っているんですけども、この辺は今後、国見町が広範囲に職員を採用するというような前触れになっちゃうと困るので、ぜひその辺は、今後、職員を採用する場合についても、その辺はある程度考慮しながらやっていただきたい。こういうふうに思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

確かに県人事委員会勧告に沿ってというような、その勧告を受けた処遇の改正というようなことで今回お願ひしているところでございますが、国見町は人事委員会を持っておりませんので、県の人事委員会に倣って、勧告に沿って改正するというのが一番その根拠的には正しいというふうに思います。そうでないと、実際にどういう基準でどうするのか、そういう議論を、人事委員会を設置して、しなくちゃならないということになるかと思います。

あと、採用の部分に関してですけれども、今は、申し訳ありませんけれども、人がいわゆる足りないような状況が、どこの、自治体だけではなくて、民間も含めて人が足りないんだというような状況がどこでもあると思います。はっきり言って取り合いの状態ですので、やはりそういう意味で、実際そういうところから通えるかどうかというところはまた別にして、そういう条件の部分では、やっぱり門戸を広げておくべきだろうというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） 新旧対照表の44ページ、7級職、これが、旧では「総務課長」が入っているんですけども、新では「総務課長」が抜けています。この意図、意味、どういうような解釈をしたらよろしいんでしょうか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

今回、この新旧対照表で「総務課長」を外してあります。総務課長というのは、いわゆる、ほかの各課の課長と同じく、役職ではなくてその部署の名前なので、今回は、そこは役職という部分で整理をしたというふうにご理解をいただければと思います。

その部分で言いますと、例えば3級でも、「主査」とありましたけれども、きちんと「係長」というふうに位置づけをさせていただいたところですし、4級でも、「主任主査」だけではなくて「課長補佐」という位置づけもさせていただいたところです。そのような形で、いわゆる職務の内容で整理をしたというふうにご理解をいただければと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宮戸武志君。

8番（宮戸武志君） それでは、統括という形で全体を見るということでよろしいんですね、総務課長は。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） ここで言う総括参事という部分に関しましては、基本的にはそういうことになるんだろうというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宮戸武志君。

8番（宮戸武志君） 総務課長は、今までよりも一段上の形で全体を見るというような解釈でよろしいんでしょうか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） 総務課長自体は今までと変わらないのかなというふうには考えております。7級のところになるかと思いますので、そこは今までどおりかというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第11号 国見町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第10、議案第11号「国見町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） 議案第11号、国見町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 1ページにあります「第3条第2号中」の（4）から（6）、あと「第3条に第1号」とかというの、（1）から（2）、有害とか危険物の、危険現場とかという手当は分かるんですけれども、（6）の用地交渉というのは、その部署の担当になつたら、これ、普通の会社だったらそうなると思うんですけれども、担当になつたら普通の業務だと思うんですが、手当を与える必要があるんでしょうか。これ、通常の仕事だと思うんですけれどもね。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

用地交渉手当ということで今回明記されるということになりましたけれども、確かに、その部署に行けばそのような業務に携わるというのは、これはあることだと思います。

ただ、用地交渉、私も何度も足を運ばせていただいた部分もありますけれども、やはり交渉先の相手方の、いわゆる本当は触れられたくないようなところにも触れざるを得ないような、そういう部分も、そういう交渉の部分もございますので、非常に精神的に、苦痛というとあれですけれども、精神的にやっぱりつらい業務であるというのは、これは間違いないというふうに思っております。

そういう部分で、この手当の支給というのは妥当だというふうに思っておりますし、また、県条例でも、これ、こここの部分は定められておりますので、このような位置づけといいますか、この部分に関しましては妥当なものだというふうに判断をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 課長のおっしゃることは分かりますが、これも県ですよね。先ほども県、この前も県、県に沿って条例改正するのはよろしいかとは思いますが、これ、国見町の条例ですから、国見町にあった条例というのも検討する必要があると思うので、今後そのような検討というのは行っていくつもりはあるでしょうか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

県条例に準拠という部分、かなり多いと思います。国見町のように小さい自治体ですと、やはりそういう検討に要する時間というのがなかなか取りにくかったり、そういう部分が非常にやっぱり多いのかなというふうには思っております。そういう部分からも、やはりきちんとしたその根拠、県からも示されている部分もありますので、そういうところに沿っていく。

また、町でそれが全然業務としてありませんという部分であれば、それは外すということは当然あるかと思いますけれども、基本的には、同様の業務があるということであれば、県に沿って条例の改正をしていく、その部分を検討していくということは、これ、十分妥当性のあるものだというふうに考えておりますので、ご理解いただけれ

ばなというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君）討論なしと認めます。

これから議案第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君）起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第12号 国見町税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君）日程第11、議案第12号「国見町税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

税務課長。

税務課長（佐藤光男君）議案第12号、国見町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君）これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君）討論なしと認めます。

これから議案第12号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君）起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第13号 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君）日程第12、議案第13号「国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」の件を議題

といたします。

本議案について説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） 議案第13号、国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第14号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第13、議案第14号「国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 議案第14号、国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第15号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第14、議案第15号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（村上幸平君） 議案第15号、国見町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第16号 国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第15、議案第16号「国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 議案第16号、国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第17号 国見町水道条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第16、議案第17号「国見町水道条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第17号、国見町水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第18号 国見町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例を廃止する条例

議長（佐藤定男君） 日程第17、議案第18号「国見町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） 議案第18号、国見町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例を廃止する条例について説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） これまでの採用形態、後で聞きますけれども、基本的に労働条件、勤務条件は就業規則ですけれども、これ、役所ですから条例規則になります。条例を

廃止するということは、これまでの雇用形態を変えると、こういうことでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

英語指導助手につきましては、派遣元の事業所との取決めの中で会計年度任用職員として任用することということとしておりますので、今回、条例廃止をするものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） これまでの雇用形態、今の派遣元との契約状態と、来月、4月1日以降の契約、あれ、雇用形態、変わるという理解ですか。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

これまで嘱託職員として雇用しておりますけれども、会計年度任用職員として任用するというものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 一般論として言えば、嘱託と会計年度任用職員、違いますよね。私の認識でいくと、会計年度任用職員というのは不安定雇用労働者なんです。分かりますよね、不安定雇用。厳密の意味で不安定雇用労働者なのかという議論は別ですよ。嘱託と会計年度、安定感が違います。パートと同じような、言わば見方がされると、私はそう思うんですよ。間違いないですか、それで。会計年度職員だから。1年単位ででしょう。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、派遣元事業所があります。そちらのほうの取決めで、この事業所で派遣する全国の英語指導助手につきましては、統一でこのような会計で、会計年度任用職員として任用するということの取決めがされておりましたので、これに沿って町のほうで会計年度任用職員として採用しておるものでございます。

議長（佐藤定男君） では、4回目。

5番（佐藤 孝君） もう一回聞きます。

今までの契約と来年度の契約、変わるということね。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

契約、勤務、雇用内容については変わらないような内容となっております。

以上、答弁といたします。

（「総務課長、答えて」「期間は変わるか」の声あり）

議長（佐藤定男君） この条例を廃止して何が変わるというのは。

（「答弁のと違うぞ」の声あり）

議長（佐藤定男君）では、ちょっと回答を調整してください。よろしいですか。

教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君）お答えいたします。

会計年度任用職員の制度が令和2年から導入されまして、申し訳ありません。先ほど、嘱託職員として雇用していたものを今回、会計年度任用職員として採用するということでお話ししてしまいましたけれども、令和2年の会計年度任用職員制度が導入されたときから、英語指導助手につきましては会計年度任用職員として採用しております。この条例についても残ってありましたので、今回廃止をするというものでございます。勤務、雇用形態については変わらないというところでございます。

議長（佐藤定男君）今までの雇用形態は変わらないということですか。

総務課長。ごめんなさい。では、まず教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君）お答えいたします。

会計年度任用職員として任用しておりますので、町で国見町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例を使用しておりましたので、今回、外国青年の給与に関する条例を今回廃止したいというものです。

議長（佐藤定男君）では、佐藤孝君。

5番（佐藤孝君）今まで議論してきた根拠の条例が、言わば、平たく言えば間違っていたと。今度、新たにより正確な会計年度任用職員の労働条件を定めたものに移すと、こういう説明だよね。違うのか。

議長（佐藤定男君）教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君）国見町語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例につきましては、給与を定めております。この内容につきましては、現在の会計年度任用職員で定める条例と同じ内容になっておりますので、不要だというところで今回廃止するということになります。

議長（佐藤定男君）では、よろしいですね。

ほかにありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君）討論なしと認めます。

これから議案第18号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君）起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◇議案第19号 工事請負契約の変更について

議長（佐藤定男君）　日程第18、議案第19号「工事請負契約の変更について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（村上幸平君）　議案第19号、工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君）　討論なしと認めます。

これから議案第19号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君）　起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第20号　和解について

議長（佐藤定男君）　日程第19、議案第20号「和解について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（黒田典子君）　議案第20号、和解について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤　孝君。

5番（佐藤　孝君）　事件の経緯、できればしゃべっていただきたかったんですけども、すいません。平成29年5月24日にこの事故が発生した。これは、前に、昨年の議会で課長のほうから説明があったわけですけれども、その後、症状固定なりして、示談が成立をして、522万8000円の請求に対して、令和3年に227万3000円、細かい数字は別にして、残ったのが295万4000円ですよ。これで裁判かけたわけですよね。

議長（佐藤定男君）　福祉課長。

福祉課長（黒田典子君）　議員お質しのとおりです。

議長（佐藤定男君）　佐藤　孝君。

5番（佐藤　孝君）　今回の和解で192万円、率にして70%ぐらいですかね。この減

額された理由を納得をして和解に応じたということでしょうが、減額の理由を教えてください。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 被害を受けられた方に既存障害があったことも事実でしたので、それに応じ、裁判所から、35%の減額を提示されました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） つまり、その既往障害があったことを役場は知らなかったということでの今の話だと思うんですけれども、細かいことは別にして、基本的に町の主張が認められたと、こういう理解でよろしいですか。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

和解勧告書におきまして、町で当初から主張しておりました示談日まで支払うことについての明記されていることもあります、一定程度、町の主張が通ったと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 11時15分まで休議いたします。

（午前11時05分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇ ◇ ◇

◇議案第21号 令和6年度国見町一般会計補正予算（第6号）

議長（佐藤定男君） 日程第20、議案第21号「令和6年度国見町一般会計補正予算」

の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） 議案第21号、令和6年度国見町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） 来年度に繰越明許される補正で商工費、道の駅国見あつかしの郷第2駐車場整備事業、新しく駐車場を設けるということです。これ、大変好ましいですよね。駐車場が足りなくなつて、新しく駐車場を造るということで、昨日、説明がございました。どのような形で駐車場を造つたらいいのか、またはどのような形になるのかということで説明いただきまして、その場で疑問点なりということで言われたのですけれども、私、ちょっと家に帰つてもう一度見てみました。これは、やはり駐車場は、お客様、ご利用の皆様が気持ちよく駐車できるという観点から、第2駐車場を増設したと思うのです。その中身は、若干今までの駐車スペースよりも広いという形になっております、見た限りにおいては。

それともう一つ、私の要望もあるのですけれども、直角でバック駐車するというのは本当につらいのですよね。私なんか特に運転が下手なので、斜めに駐車場を造っていただきますとスムーズに入るという、この辺もご配慮をお願いしたいなと思います。

ただし、今の車はバックビューモニターとかそういうのがあって、そういう新しい車はスムーズに駐車できると思うのですけれども、その辺、ない車です。または老人、または女性の方を考慮して駐車場を造つていただきたいなと思います。この辺も含めましてお伺いします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

今回の補正予算で道の駅国見あつかしの郷の第2駐車場の工事請負費7000万円を予算計上した上で、新年度に繰越明許の設定をお願いしているところです。

道の駅国見あつかしの郷の駐車場につきましては、多くの方が利用するため、その方々にとって停めやすい駐車場でなければなりません。もちろん安全対策も施した上で、利用しやすい駐車場にしていきたいと考えてございます。

今、議員からお話しいただいた停めやすい駐車場ですが、ライン引きする際に、どういった区画線が最も駐車しやすいのかに十分配慮しながら、今後進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） コロナワクチンの関係、伺います。

37ページの衛生費の中で予防費、下から3行目に各種予防接種1528万8000円の減額であります。うちコロナワクチンの関係でお聞きます。

昨年9月の補正で、対象ざっくり、65歳以上対象者3,400名のうち、資料では2,200名、高齢者65%で積算をして当初予算を通しました。

今回、事前の資料ですと1,100名、いわゆる半分の予算に減らすと、こういうことであります。先般、16.何がしの接種率を伺ったのですけれども、直近、大分時間が経って動いていると思いますので、最新の接種者数、率、どちらでもいいですから、お答えしていただいて、1,100名程度に修正するこの根拠をお知らせいただきたいと思います。

議長（佐藤定男君）ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君）5番佐藤議員の質問にお答えいたします。

最新の接種率でありますが、705名、20.3%となっております。これを受けまして1,100人という形で今回補正を組んだところであります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君）1,100名ですから、あと400名の差が、余裕があるわけですね。これから接種される方も当然いらっしゃるわけですから、これは余裕をもって予算を残すというのは当然だと思います。

ただ、接種率が20.3%、これが私の直感では低いような気するのですけれども、参考までに近隣町村の接種率、分かれば教えてください。

議長（佐藤定男君）ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君）お答えいたします。

調査しましたところ、桑折町22.4%、川俣町16.0%となっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君）65歳以上で20%前後ですか、どこのまちも。やっぱり躊躇、急にゼロ円から2,100円になったと、国見の場合。桑折も川俣も同じだと思いますが、そのやっぱり影響があると思うのですよ。

そこで、新年度予算の審議でも議論しますが、65歳以下、一般質問でも私やりましたけれども、65歳以下は今のペースでいくと1万5300円ですよ、負担。我々65歳以上とすると7倍以上なのだよね。これ受けるかといったら、相当ハードル高いと思うのです。その話は別にやりますから、この20.3%、国見の接種率。これ、分析当然やっていると思うのです、なぜ低いのか。ぜひ新年度予算審議する17日まで細かい分析はできなくても、ほけん課で調査あるいは検討する素材があるはずですから、それをちょっとまとめていただきたいのですが、それをまとめることはできますか。その時点での分析。それを踏まえて、令和7年度の予算の審議のときに意見交換をさせていただきたいと思います。

議長（佐藤定男君）ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

当初予算の審議のときまでに、ほけん課内のほうで近隣も含めまして調査・分析をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ございませんか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 補正予算の27ページ、2款1項8目12節委託料、先ほども話ありましたが、ふるさと納税業務委託3903万6000円が増えておりますが、これはなぜ委託料が増えているのかご説明ください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

ふるさと納税業務委託につきましては、そのふるさと納税の額によって委託料がそのまま同調して増えていくという、そんなようなことになります。今年度、令和6年度の見込みでございますけれども、まだ正確なもちろん数字、年度途中ですのではっきりしておりませんが、堅く見ても3億1500万になるのではないかというような見込みでございます。当初から見まして大分金額的には大きくなっていると、その部分での委託の補正ということでお願いをしたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） そうすると、今の課長のご説明だと、歩合制みたいに納税額が上がっていくと委託料も上がっていくということでよろしいでしょうか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えします。

議員お見込みのとおりでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 別な質問よろしいですか。

議長（佐藤定男君） どうぞ。

6番（蒲倉 孝君） 51ページの10款5項3目14節工事請負費、文化センターのトイレ修繕工事2000万円減になっておりますが、これ、なぜ2000万円も減っているのかご説明ください。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

こちらの工事請負費につきましては、観月台文化センタートイレ改修工事の予算を減額するものとなっております。観月台文化センターの地下1階、2階トイレの内装や設備の一部改修を予定しておりましたが、今年度の30周年記念事業、70周年記念事業など様々な事業を実施した中で多くの方々にご利用いただき、ユニバーサルデザインへの配慮など様々な気づきやご意見をいただいたところです。そのため、一度、

工事を見直すこととしております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　蒲倉　孝君。

6番（蒲倉　孝君）　一度見直すということは、今回の当初予算には計上されているのですか。

議長（佐藤定男君）　生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君）　お答えいたします。

令和7年度当初予算には計上をしておりません。改修の見通しがついた時点で、予算の計上をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　蒲倉　孝君。

6番（蒲倉　孝君）　ということは、令和7年度補正でそれまでいろいろ検討して計上するということは、その前にご説明があるということでおろしいでしょうか。

議長（佐藤定男君）　生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君）　これから検討させていただきまして、整い次第、ご説明させていただきまして、計上させていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君）　討論なしと認めます。

これから議案第21号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君）　起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第22号　令和6年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤定男君）　日程第21、議案第22号「令和6年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君）　議案第22号、令和6年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第23号 令和6年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤定男君） 日程第22、議案第23号「令和6年度国見町国民健康保険特別会計補正予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 議案第23号、令和6年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

小林聖治君。

11番（小林聖治君） 2ページの歳入の1款1項の国民健康保険税810万8000円の補正額が減額となっておりますが、その減額となった理由を教えてください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 11番小林議員の質問にお答えいたします。

こちらの減額の理由につきましては、国民健康保険の被保険者数の減によるものが理由となっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） これ、いわゆる健康保険税の収納率というのはどのくらいだったでしょうか。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

令和5年度の実績におきましては、99.5%となっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

11番（小林聖治君） 99.5%と、この収納率高いと私は思うのですけれども、その高い理由というのはどこにあったのか分かれば教えてください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

高い収納率の理由は、分析しますと主に2つあると考えられます。

1つ目につきましては、町民の皆さんの納税意識の高さにあると思われます。

もう一点につきましては、税務課と連携した収納対策を行っていることにあると考えられます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第24号 令和6年度国見町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤定男君） 日程第23、議案第24号「令和6年度国見町介護保険特別会計補正予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 議案第24号、令和6年度国見町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◇議案第25号 令和6年度国見町渴水対策施設特別会計補正予算（第1号）
議長（佐藤定男君） 日程第24、議案第25号「令和6年度国見町渴水対策施設特別会計補正予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第25号、令和6年度国見町渴水対策施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◇議案第26号 令和6年度国見町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（佐藤定男君） 日程第25、議案第26号「令和6年度国見町水道事業会計補正予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第26号、令和6年度国見町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第27号 令和6年度国見町下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（佐藤定男君） 日程第26、議案第27号「令和6年度国見町下水道事業会計補正予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第27号、令和6年度国見町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 先日、議案調査会でもご説明受けましたが、分からぬのでもう一度お答えください。

5ページのキャッシュフロー計算書、下のほうに今、説明ありました。期首残高を3655万円、これを支出、要するに食って、期末1579万円にまで減っている説明を、この数字から、キャッシュフロー計算書から読み取ってくれというふうなご説明受けたのですが、すみません、損益計算書もないのに数字をどうやって読むのでしょうか。一般会計であれば、キャッシュフローもある、貸借対照表もある。だったら損益を入れてチェックをさせていただいたほうが、これどうやって議員は、議会はチェックすればいいのですか。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

議員お質しの減額、かなり現金が3655万円ほど減っている理由でございますが、具体的に申し上げさせていただきたいと思います。

令和5年度の企業債が大きく影響をしております。具体的に申し上げますと、令和5年度の企業債の償還につきましては、通常3月末が支払日になっていますが、昨年度につきましては、3月31日が日曜日で、令和5年度分の支払いが、4月1日が支払日になりました、昨年はそれで、このキャッシュフローがその分、令和6年度多くのお金がなくなったということが一番の原因でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 支払いが年度を越したから残高が残ったと取っていいのですか。

議長（佐藤定男君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 年度を越しましたので、現金が多く減ったということになります。

キャッシュフローにつきましては、4月1日から3月31日までの現金主義になり

ますので、通常、水道とか下水道は発生主義なのですが、キャッシュフローにつきましては現金主義になりますので、4月1日に令和5年度を払いますので、その分、多く現金がなくなったということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（佐藤定男君）　蒲倉　孝君。

6番（蒲倉　孝君）　再三、しつこいのですみませんが、要望です。

チェックさせていただくのであれば添付義務はないのでしょうかけれども、損益計算書、これ出せますよね。これ添付というのはできないものでしょうか。

議長（佐藤定男君）　上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君）　お答えいたします。

決算書、予算書につきましては、地方公営企業法に基づいて決算、予算をつくりておりますので、これ以上のものは出せません。そのルールに決まった帳票ですので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（佐藤定男君）　蒲倉　孝君。

6番（蒲倉　孝君）　理解させていただきました。

では、その都度、課長にお伺いしますので、よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤定男君）　ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君）　討論なしと認めます。

これから議案第27号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君）　起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君）　午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君）　再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

◇施政方針に対する質問

議長（佐藤定男君）　日程第27、「施政方針に対する質問」を行います。

期限までに申出があったのは、山崎健吉君、蒲倉　孝君、佐藤　孝君の3人であり

ます。

発言は全体で 60 分までは認めることといたします。時間配分は発言者間で調整をお願いいたします。

質問は一括質問とし、答弁も一括で答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

では、最初に 10 番山崎健吉君。

(10 番山崎健吉君 登壇)

10 番（山崎健吉君） それでは、初日に村上町長がお話しした施政方針に対する質問を行いたいと思います。

村上町長が就任して初めての施政方針でありますので、改めて内容について伺いたいと思います。町民への公約として挙げたものと承知しておりますので、来年度から取り組むものと数年にわたって取り組むことが含まれているものと承知しております。

施政方針 5 点について、一括して質問いたします。

まず、住民主役の信頼される自治体づくりであります。

町民ニーズに基づいた効果的な施策を展開するために、前町長はタウンミーティングと称して小まめに町民の意見を聞いたようですが、村上町長は町長の声を政策に反映するとしていますが、どのようにして町民の声を聞くのかお伺いしたいと思います。

また、救急車問題等で国見町の信頼が失われていましたが、国見町、町民並びに議会、職員が一体となって関係機関と連携を行い、公正かつ透明な行政運営を目指すこととしておりますが、どのように進めていくのか伺いたいと思います。

2 つ目として、安全・安心で、いつまでも住み続けられるまちづくり。

1 つ目として、東日本大震災が発生して 3 月 14 日で 10 年を迎えます。令和 3 年並びに 4 年と続けて震度 6 強の地震が発生しております。町民の地震に対する不安は増すばかりであります。今後いつ来るか分からない災害に町民を守ることは最重要であります。

町長が公約で観月台文化センタ一体育館跡地に災害時に対応できる多目的施設を公約に挙げましたが、これらの整備を含め、今後どのように進めていくのか伺いたいと思います。

2 つ目として、当町は県北地方でも高齢者数が 43 % を超す高齢者が多い町であります。藤田総合病院はあるものの、町内には 2 件の開業医だけで、将来ともに医師不足が心配であります。医師不足や看護師の確保はどのように考えているか伺いたいと思います。

また、高齢のために自家用車を手離さなければならないことがあります。高齢者の交通手段として現在はまちなかタクシーを採用しておりますが、タクシー会社も人手不足か、予約してもなかなか来ないという話を聞きます。一般ドライバーが有償で乗客を送迎できるライドシェアの取組をしている自治体があります。当町は、今後どのようにして交通弱者が利用しやすい生活交通にしていくのか伺いたいと思います。

3 つ目に、互いに支え合う・助け合う・思いやる地域づくりであります。

高齢者の健康推進プログラムや活動プランも充実して健康長寿を推し進めるとあるが、個別に健康推進プログラムをつくって指導していくのか、または、町が立ち上げた現在ある通いの場が19か所活動しておりますが、その機能に健康推進プログラムを入れて個別に指導していくのか伺いたいと思います。

また、当町の小中学生の学力が低下していることはご存じであります。現在は町が運営する公営塾ハルはありますけれども、子どもたちの学習、スポーツ環境の充実を図り、健やかなる成育をサポートするとあるが、どのようにこれを実現するのかお伺いしたいと思います。

4つ目として、誰もが生き生きと活躍できる地域づくりであります。

農業者や新規の就業者への支援を充実し、稼げる農業を目指し、特産品のプロモーションを積極的に行い、地域経済の発展を推進、促進するとありますが、具体的に稼げる農業を行うビジョンとはどのようなものか伺いたいと思います。

商工業の支援充実と企業誘致、観光誘致を行い、地域経済の活性化と雇用の確保を図ることとしておりますが、来年度予算にも具体策が見当たりませんが、どのように今後進めていくのか伺いたいと思います。

最後の5つ目としまして、住んでよかった、選んでよかったと実感できる地域づくりであります。

住民同士が交流できる趣味、教養の場を充実して、みんなが集まる場、町の駅構想、コミュニティーの活性化をどのように検討しているのか伺いたいと思います。

人口減少の課題解決と地方創生を進めるため、移住、起業、新規就業、子育て、住宅事業等の対策として、来年度の予算枠を設けてあります。そして、地域の立地環境、特性を生かした地域整備の人口の人口減少に歯止めをかけているとしておりますが、どのように進めているか、この5点について伺いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） 10番山崎健吉議員の質問にお答えいたします。

まず、どのようにして町民の声を聞くのかというお質しでございますけれども、一般質問でもお答えしていますが、これまで各種団体の会合に出席させていただいて、その際に意見交換等をさせていただいてきました。今後、町民との懇談会など、直接ご意見などをお聞きする場面をつくってまいりたいと考えております。

次に、公正かつ透明な行政運営をどのように進めていくのかというお質しでございますが、一般質問でもお答えしておりますけれども、信頼回復のため、内部統制に関する方針、コンプライアンス推進指針等を策定し、事務事業に当たってまいりたいと考えております。また、議会に対して十分な説明を尽くし、納得いただいた上で町政の執行に当たってまいりたいと考えております。

次に、医療・福祉・介護従事者の確保につきましては、伊達医師会や藤田病院、地元の開業医等と連携して進めていきますとともに、福祉・介護従事者の確保については、町では、直接的な介護業務ではなく、清掃や配膳、下膳などの介護の周辺業務を

行っていただく福祉資格や経験が不要の介護助手について、募集広告を広報くにみに掲載しております。

生活交通の充実につきましては、先進地の視察を行い、利用者の利便性の向上を高めるため、地域密着型の交通サービスを慎重に検討していきたいと考えております。

続きまして、防災・減災の具体的な取組というお質しですけれども、自然災害はいつ発生するか分からず、これに対処するため防災・減災対策を強化し、町民の生命と財産を守ることが急務と考えております。そのため、国見町で策定した国土強靭化地域計画、そして地域防災計画、業務継続計画、これらに基づき確実に取り組んでまいります。

続きまして、高齢者の健康推進につきまして、現在、国の施策である高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を展開しております。この事業は大きく2つに分けられます。

1つは、地域の高齢者全般を対象とした通いの場の事業、もう一つは保健師等が個別に健康に関する相談や指導を行う事業になります。

また、令和7年度から第2次となる国見町健康増進計画におきましても、高齢者の健康づくりに関する事業展開を行ってまいります。

次に、子どもたちの学習・スポーツ環境のお質しですけれども、子どもたちの学習環境については、不登校や不登校傾向の児童生徒への支援として、教育支援センターの開設、ICT教育推進に係る支援員を配置し、教育環境の充実を図ります。

また、地域学校協働本部事業として、学校支援、家庭教育支援の充実を図るとともに、公営塾として放課後塾ハル、質問のできる学習室、高校入試対策講座等、学習支援の充実を図り、学力向上の取組を進めます。

スポーツ環境については、休日の部活動の地域移行にあたり、令和6年4月に設置した国見コミュニティークラブの活動を推進します。

次に、稼げる農業についてでございますけれども、稼げる農業を実現するためには、連携と継続が重要です。町としては、新規就農者の確保、持続可能な農業経営に向けた支援策の実施、さらに特産品のブランド化やトップセールスを行ってまいります。

農業団体には、技術指導、農産物集荷等販路拡大、そして生産者には、消費者に喜ばれる高品質な農産物の安定生産など、連携しながらしっかりと役割を果たすことを継続してまいります。このサイクルが消費者の信頼を得て、農産物販売価格に反映されることで、稼げる農業につなげてまいります。

併せて、国が進めている適正な農産物の販売価格の形成に関する法整備にも注視してまいります。

次に、商工業の支援、企業誘致、観光誘客、雇用確保の取組についてでございますけれども、国見町中小企業小規模企業振興条例に基づく支援策として、人材育成、新商品開発、設備投資、情報発信の町単独支援事業を実施いたします。

企業誘致については、今ある土地と建物を活用できないか調査を進め、雇用の確保につなげてまいります。

観光については、道の駅を核に、文化財、郷土料理、収穫体験など国見町オシリーワンの要素を詰め込んだツアー事業を継続し、交流人口の増加と地域活性化を進めます。

次に、住民同士が交流できる趣味、教養の場の拡充につきましては、町民の文化の向上と健康福祉の増進及びスポーツの振興を図るため設立されました観月台文化センターを活用しまして、国見っこわんぱく広場、子育てリフレッシュ教室などの地域学校協働本部事業、くにみ観月台カレッジ、地域課題解決型町民講座、スポーツ教室、ホールでのコンサートなど、子どもから高齢者まで多くの町民の皆さんのが集う生涯学習の場としての事業を展開していきたいと考えております。

また、町民が自由に集える「まちの駅」整備に向け、藤田商店街の空き店舗などの現地調査を実施してまいります。

次に、地域の立地環境特性を生かした地域整備についてでございます。

国見町の良好な交通環境を生かして企業誘致を進め、さらに歴史を生かしたまちづくりによる魅力の向上や就農支援、農業担い手の育成など、地場産業の育成を図り、人口減少に歯止めをかけていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君、何かありますか。

10番（山崎健吉君） 最後に、村上町長が町民に約束したことを忘れず実行していくことを期待しております。

また、私たち議会も両輪となって国見町のために頑張りますので、初心を忘れず、村上町長の下、職員と共に頑張っていきたいと思います。

これで私の施政方針に対する質問を終わります。

以上です。

議長（佐藤定男君） 次に、6番蒲倉 孝君。

水差し替えますので、ちょっとお待ちください。

（6番蒲倉 孝君 登壇）

6番（蒲倉 孝君） 初めてですよね、施政方針に対しての質問が。どのように始めていいか分かりませんが、一般質問と同じように、令和7年第2回国見町議会定例会にあたり、さきに通告いたしました町長の施政方針について質問させていただきます。

令和7年第2回国見町議会定例会提案理由説明の施政方針及び令和7年度当初予算には、認定こども園について言葉すらないようです。

昨年12月議会定例会にて、私が一般質問にての町長の答弁は、できるだけ早いうちに進めていきたいと考えていると答弁していただいておりますが、しかし、施政方針にも当初予算にもない認定こども園、これをどのように検討していくのかお伺いいたします。

私の質問は以上です。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） 6番蒲倉 孝議員のご質問にお答えいたします。

認定こども園につきましては、まず、令和7年度に教育ビジョンの中間の見直しがありますので、その中で教育の在り方について議論を進めてまいります。その中で十分に検討し、施設面に關しましては、施設の健全度調査の結果も踏まえた上で方向性を示す必要があるので、その内容も含めて第6次総合計画の中間見直し、これと連動させて進めてまいりたいと考えております。まずは教育ビジョンに位置づけて、総合計画に位置づけてまいりたいということでございます。

第6次総合計画及び教育ビジョンでは、基本的な方向性を示し、その後の基本構想や基本計画においてより具体的に方針を検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、丁寧な議論と合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　蒲倉　孝君。

6番（蒲倉　孝君）　町長のご説明は分かりました。

しかし、残念だったのが、施政方針に今、答弁していただいたことが明記されていなかったことがすごく残念でなりません。

今年度、今答弁のとおり、6次計画の見直しも含めて行っていただけるということを確約いただきましたので、期待させていただきまして終わりたいと思いますが、皆さんご存じのとおり、桑折町は青空こども園を竣工式行って4月1日に開園します。こちらも2年から3年、もっとですか、年数がかかっているのです。時間がないのです。早くしないと子どもたちは大きくなっていくのです。スピードを上げて行っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤定男君）　最後に、5番佐藤　孝君。

（5番佐藤　孝君　登壇）

5番（佐藤　孝君）　町長の施政方針に対し、基本的考え方などその所見を伺いたいと思います。

村上町長、昨年11月に町長に就任されて3か月が過ぎましたが、職員との信頼関係は築くことができてありますか。どんな立派な政策を提起しても、どのような大きな予算を投入しても、実際に業務を進めるのは職員の方々です。職員との信頼関係がなければ、仕事は前には進みません。同時に町民からの信用、信頼がなければ政策の遂行が厳しくなることは、この間の不祥事を見れば明らかであります。まずは職員との信頼関係を築き、町の方針を全職員が共有して、それぞれが町民と直接、直に接し、語りかけ、耳を傾けて理解を求めていく、それらを通じて政治が一歩一歩前に進むものと考えております。

町長の思い、教育委員会であれば教育長の思い、つまりはリーダーの思いを具現化するのが、仲間である職員の皆さんです。これからも職員の声に耳を傾け、より一層、強い信頼が醸成できるよう期待をしておりますし、そのことを基盤に町民の声を真摯に聞き、政策の優先順位をしっかりと定めていくことをお願いをするものであります。

令和7年度予算のうち、町税について伺います。

圧倒的多くの自治体は脆弱な財政基盤に立つ行政を強いられて、俗に3割自治とやゆされている現状です。国見町も新年度予算総額63億8000万円のうち、自主財源は29億9000万円余りであります。そのうち不安定財源であるふるさと納税見込額の2億2400万円を考慮しなければ、自主財源は歳入全体の30.8%にすぎません。

その自主財源で最大の町税9億5400万円で令和6年度との比較では296万円の増、率にして0.3%の伸び、実質的には横ばいであります。この根拠の一つに収納率があるのでしょうか。町の収納率はほぼ100%で、十数年にわたり県内のトップクラスであります。まさに町民の納税意識の高さ、そして税務関係職員のたゆまぬ努力の結果として評価をされ、改めてそのことに敬意を表するものであります。

他方、県の予算を見ると、県税収入は昨年比で97億円の増、率にして4.1%の伸びを示しています。単純比較をすることはできませんが、県税の伸び4.1%を一つの目安と見ても、国見町の伸び率、実質ゼロとは大きな差があります。ほぼ100%の国見町の収納率を見込んでの積算であるにしても、経済活動や消費動向が県内市町村で極端な濃淡や開きがあるとは考えにくく、町税の伸びを実質ゼロとした根拠が分かりません。具体的な背景や積算根拠をお答えください。

ふるさと納税について伺います。

新年度予算は、令和6年度比較で1300万円の増、率にして6.1%の伸びとされています。2億2400万円を計上しました。一方、返礼品は委託料総額で7477万円を見込んでいます。令和5年度実績は5,237名の方から寄附が寄せられ、その額は2億4430万円です。しかし、希望する返礼品の金額ベースでは、町内企業のエアウィーヴ製品が群を抜き、返礼総額の実に66.4%、1億6200万円となっています。一方、件数は1,207件と少なくて、全体の僅か22.2%にすぎません。表現が不適切かもしれません、小口の寄附者は農産品やその加工品を希望し、大口の方がエアウィーヴ製品ということです。

国見町の基幹産業、そして国見町の売りは果物や米などの農産物と加工品です。味も品質も抜けている国見町の農産物を全国に発信をして、より多くの方々から応援をいただき、自主財源を確保していく、ひいては基幹産業である農業収益の拡大につなげていくためにも、イメージダウンした国見町の名をこれまで以上に高めていくことが喫緊の重要課題であります。

時を同じくして、町の新しいロゴも決まりました。それらを活用して、多くの方々から選んでいただける魅了ある農産品の需要拡大、そしてふるさと納税返礼品に選択される、それらをどう組み立てていくのか、町長が持つ中期的戦略をお答えください。

関連して、新規農業者対策であるくにみ農業ビジネス訓練所について伺います。

ビジネス訓練所は、平成30年4月にスタートして、今月末で7年が過ぎます。開校以来の長期研修卒業者は17名で、今年、新たに長期研修生2名が卒業されます。新規農業者を育て、移住・定住につなげる構想で始まったこの訓練所、費用対効果として町単独での運営に無理があるとの意見が以前からあることはご案内のとおりであ

ります。

しかし、教育機関として位置づけるとの明確な方針で国の補助が打ち切られた令和5年以降も、ほぼ全額町負担での運営が続いています。新年度も、県補助が一部あるにしても、約3100万円の運営費のうち3000万円が町の持ち出し支出です。当初計画は自走方式、自ら走る方式、つまり訓練所で生産をした農産物を販売して運営財源に充てるとの構想でありました。しかし、現状は、農産品販売が全体経費の僅か25%程度で、経費の50%を捻出するとした当初計画そのものが破綻をしています。民間なら経営が成立しない域に達していると言えます。

引地前町長も私も、訓練所運営を抜本的に見直すべきとの公約を掲げて、5年前の町長選挙を戦った記憶があります。しかし、引地前町長が昨年9月議会で、この間、運営形態の見直しの論議はしていないと答弁されました。

そこで伺います。教育機関の役割であるとの理念を理解しつつも、町の体力にも限界があります。県や広域圏あるいは農業団体などへの運営移譲を含め、あらゆる選択肢を念頭に訓練所運営の抜本的見直しを進める考えがあるか否か、明確にお答えください。

子育て支援について伺います。

町長の選挙公約の柱に子育て支援があります。新年度では具体的な政策として子育て応援保育料負担軽減事業の645万円が計上されました。0歳児から2歳児までの保険料をこれまでの半額にする新しい制度です。

少子化が進み、町の出生者数も年々減少する現状は深刻であります。一昨日の一般質問でも、2名の同僚議員が人口減少対策を取り上げております。子育て支援の拡充はその対策の大きな柱です。新年度の0歳から2歳児まではおおむね55名のことですが、人口増加が見込めない現状では、収益的見通しとしてもこの50名前後で推移すると考えております。複合的な政策展開が最も重要である子育て支援ですが、公約をした0歳児から2歳までの保育料無償化をまずはどう実現していくかです。

そこで伺います。財源確保を含め、保育料無償化を目指す第一歩としての新年度予算であるならば、任期中の実現を描いた具体的ロードマップをお答えください。

くにみ学園構想凍結後の学習環境整備について伺います。

令和3年度が初年度の第6次総合計画では、子育て支援施策として認定こども園整備が示されていました。しかし、突如、くにみ学園構想が提起をされ、町民全体での議論が不十分な中、令和4年度に総合計画が一部修正をされました。その内容は、認定こども園は小中学校と一体的に整備をするというものです。子育て支援施策に連動する学習環境の充実の計画項目でも、幼保幼小中一貫教育施設の整備と安全・安心な教育環境整備との新しい項を設け、認定こども園と9年生の小中一貫校を一体的に整備するという内容に変わりました。

令和5年4月に救急車事業問題で開催をした救急車事業とくにみ学園構想の町民説明会では、多くの意見が噴出し、説明会が紛糾する事態となりました。救急車問題とくにみ学園構想と一緒にした説明会そのものに、行政運営のセンスのなさを感じます

し、くにみ学園構想そのものを町民に対して十分周知、説明していないことにも問題がありました。いずれにしても、ワンテーブル主導ではないかとの本質的な政策議論以前の不信感や疑念が晴れず、結果としてこの町民説明会の後の6月議会で前引地前町長は、町民の理解が得られていないとして、事実上の白紙撤回を表明しました。

詳細は時間の関係で申し上げませんし、先ほど同僚の蒲倉議員もお話をしておりますが、現在の第6次総合計画では、今ほど申し上げた0歳から15歳までの一貫校構想がいまだに明記されたままです。現在、町民の中には、まずは認定こども園を整備すべきだとの声がある一方、0歳から中学校までの一貫校構想を進めるべきとの声があるなど、考え方は様々あります。

総合計画を上位計画とした町教育ビジョン2021も、先ほどの町長答弁でありますように、新しい年度、来年度で見直し協議となり、総合計画見直しと時期が一緒であります。ソフト・ハード両面の教育環境の充実は、相当の時間をかけた議論と合意形成が不可欠であります。時代を担う子どもたちを育てるための政策づくりは、実際にそこで学ぶ子どもたち本意で考えることは当然にしても、今の保護者だけではなく、子育てが終わった世代、これから子育てをする世代の声、学校周辺の町並みをはじめとした周辺環境あるいは地域コミュニティーの役割、防災上の位置づけなどなど、広範囲に影響する課題であります。

第6次総合計画の見直し作業と並行する教育ビジョン2021の見直し議論、当然、幅広い方々の意見を受けながら、るべき姿をしっかりとまとめるべきだし、教育ビジョン2021見直し後の具体的な事業計画においても、町民説明会をはじめとした丁寧な議論の積み重ね、時間をかけて具体案を策定すべきと考えます。

そこで伺います。総合計画と教育ビジョン2021の見直し、その後の個別具体的な事業策定までの作業工程を、今日段階でどのように考えているのかお答えをください。

体育関連施設再編について伺います。

稼働率の高かった観月台体育館は、大規模地震の被害によって取壊しが行われました。また、町民プールも、何年にもわたり開場されていない現状でもあります。併設する上野台体育館も老朽化が進むなど、町が管理運営する体育施設の再編が以前から指摘をされてきました。

今さら言うまでもなく、体育施設は単に運動施設の機能だけではなくて、防災上も極めて大事な施設であります。多発する自然災害への対応も含め、体育施設再編へ早急なる対応が求められます。とりわけ観月台体育館跡地利用は、観月台公園や文化センターとの一体利用、駅前と商店街、道の駅を結ぶ動線上極めて重要な位置になります。予算の適切な執行と有効活用の観点から、また、まちづくりの観点からも、全ての体育施設の再編計画策定が急がれます。その基本的骨格とプロセスを具体的にどうお考えなのかお答えください。

最後に、市街化調整区域の均衡ある開発について基本的考え方をお聞きします。

町の市街化区域拡大は、都市マスタープランの変更が必要ですが、現状では相当ハーダルが高いと理解をしています。実質的な市街化区域への用途変更は、例えば道の

駅あつかしの郷のような地区計画で変更することが可能です。国見インター周辺では、農村工業導入促進法、俗に言う農工法により工業団地造成が可能ですが、農業関連の5業種に限定されたり、農業従事者の就業機会の確保など、様々な制約があります。

そこで聞きたいのは、経済産業省の地域未来投資促進法に基づく開発についてであります。法律の趣旨を詳細申し上げませんが、時代をリードする先端産業やものづくり産業、研究機関などを想定した開発エリアを指定するものです。

隣町の桑折町は、インター周辺を開発エリアとして申請し、国から指定をされ、須賀川市などの各都市でも同様の指定がされている現状であります。国見町の一部は、県が指定するそのエリアに入っています。町が第一段階の基本計画を提出すれば、経済産業省の承認ハードルは、他の自治体と比較して低いものと私は考えています。

この地域未来投資促進法は、当初計画策定期階では、都市計画法上の用途区域や農業振興地域に関する法律、いわゆる農振法の赤地や白地にかかわらず、網をかぶせることができます。実際の開発段階になれば、地権者の同意は当然にしても、農地転用などの諸手続は国が行う仕組みと聞いています。

そこでお聞きします。市街化調整区域の開発を望む声は、この間ずっと寄せられております。取り分けてもJR藤田駅西側周辺、国道4号線とJR東北本線の間にある山崎、石母田地域は特にその要望が多数あります。あらかじめ知事が基本計画で区域設定したエリアに国見町の一部が入っていることを考慮すれば、地域未来促進法に基づく開発を目指すことも選択肢と考えられますが、現実的で申請の考えがあるのかどうかお答えください。

以上7点を申し上げましたが、政策執行に共通するのは、貴重な予算をいかに透明かつ公正に配分をしていくかです。その前提はしっかりと議論と情報開示にあります。透明性と公平さが担保されないと、救急車事業やくにみ学園構想で地に落ちた町の信頼回復はできません。新年度でもこの基本を忘れず、町民の声に耳を傾けて、その声を反映する町政執行を強く求めて質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤定男君）　町長。

町長（村上利通君）　5番佐藤　孝議員のご質問にお答えいたします。

新年度予算の町税収入の件でございますけれども、町税全体のうち景気を反映する個人住民税においては、所得に変化はないものの、生産年齢人口の減少があり減額、前年度比1%減として積算しているところでございます。

続きまして、ふるさと納税につきましては、今後、人口減少に伴う町税の減収が見込まれる中、町の財源確保の一つの手段として無視できない存在であると認識しております。そのような観点から、町のPRに大いに活用していくものと考えております。

現在、ふるさと納税返礼品の取扱件数では農産物が最多となっており、特に国見町には全国に自慢できるモモをはじめとしたおいしい農産物があります。他市町村との差別化を図りながら、寄附を考えている方々に国見町の農産物を選択してもらえるように、魅力ある返礼品を拡充し、町の特産品である農産物をPRしていきたいと考えております。

続いて、くにみ農業ビジネス訓練所につきましては、野菜で新規就農を志す方の研修施設として、また、農業版の移住・定住対策として一定の成果を上げてきたものと認識しています。

一方、財政面では、農産物の販売収入が当初計画額に届かず、不足額をふるさと振興基金からの繰入金等で補っているのが現状ではございます。

今後の管理運営方針については、引き続き町が直営で運営するのか、県、広域圏、農業団体等に運営をお願いするのか、相手方もあるため早急に結論を導き出すことは困難ではございますけれども、町の基幹産業である農業振興をより推進するためにどのような方法が望ましいのか、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、保育料の負担軽減についてでございます。

選挙公約の中でも、次世代を担う子どもたちの子育て支援について、子育て支援の充実を図っていきたいと考えておりますけれども、そうした中で、令和7年度当初予算編成で保育料無償化の検討をしてまいりましたが、保育所運営事業については、全て町負担、一般財源でございます。町の財政も厳しい中にあって、令和7年度、あらゆる分野の様々な事業に取り組む予算編成をいたしました。このように財源がない中で、何とか子育て支援を拡充したいと考え、令和7年度については、保育料を半額としたものでございます。公約では完全無償化を目指すとしておりますので、今後も実現できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、総合計画と教育ビジョンのお質しでございます。

教育ビジョンの中間見直しについては令和7年度に行うこととし、当初予算に関連費用を盛り込んでおります。教育ビジョンの上位計画となる第6次総合計画の中間見直しも令和7年度に行うこととなりますので、連動して進めてまいります。

第6次総合計画及び教育ビジョンにおいては、基本的な方向性を示し、その方針に基づき具体的な構想や計画の策定に着手してまいりたいと考えています。

議員お質しのとおり、町並み、地域コミュニティー、防災など、あらゆる範囲に影響する課題でございますので、多角的に協議検討を進めていく必要があると考えております。相応の時間を要するものと考えますが、多くの方のご意見を伺いながら、教育環境の充実に努めてまいります。

次に、町の体育関連施設については、議員お質しのとおり、老朽化が進んでいる施設も多く、改修費用、維持管理費用の増加も見込まれるため、施設の利用頻度や費用対効果などを確認しながら、施設の統廃合を検討してまいります。そのためには、施設利用者はもとより、体育協会、スポーツ推進委員など、町民の意見を広く聞き、総合的に判断し進めてまいります。

また、老朽化が進んでいるのは体育関連施設だけではありませんので、公共施設全体の再編についても検討を進めていかなければならぬと考えております。

次に、地域未来投資促進法のお質しでございますけれども、私は企業誘致による地域経済の活性化と雇用の確保、これは重要な施策として取り組みたいと考えております。

議員お質しの市街化調整区域の開発について、各種法令等において規制されておりますけれども、企業立地を可能とする様々な制度の一つである地域未来投資促進法の活用についても、情報収集を図り、その可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） これをもちまして施政方針に対する質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（佐藤定男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

10月曜日は午前10時より議案調査会を委員会室で開催いたします。

なお、本日午後2時より全員協議会を委員会室で開催いたしますので、ご参集ください。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後1時54分）

第 4 日

令和7年第2回国見町議会定例会議事日程（第4号）

令和7年3月17日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第28号 令和7年度国見町一般会計予算
第 2 議案第29号 令和7年度国見町大木戸財産区特別会計予算
第 3 議案第30号 令和7年度国見町入山財産区特別会計予算
第 4 議案第31号 令和7年度国見町石母田財産区特別会計予算
第 5 議案第32号 令和7年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
第 6 議案第33号 令和7年度国見町国民健康保険特別会計予算
第 7 議案第34号 令和7年度国見町介護保険特別会計予算
第 8 議案第35号 令和7年度国見町土地開発事業特別会計予算
第 9 議案第36号 令和7年度国見町渇水対策施設特別会計予算
第10 議案第37号 令和7年度国見町水道事業会計予算
第11 議案第38号 令和7年度国見町下水道事業会計予算
第12 常任委員長報告
請願第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
陳情第 1号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情
陳情第 2号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」提出についての陳情

(追加日程)

- 第13 同意第 1号 副町長の選任につき同意を求ることについて
第14 同意第 2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求ることについて
第15 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
第16 発議第 2号 国見町議会の会期等に関する条例
第17 発議第 3号 国見町議会委員会条例の一部を改正する条例
第18 発議第 4号 国見町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例
第19 発議第 5号 国見町議会会議規則の一部を改正する規則
第20 議員の派遣について
第21 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（10名）

1番 斎藤 樹君	2番 佐藤多真恵君	4番 (欠番)
5番 佐藤 孝君	6番 蒲倉 孝君	7番 八巻喜治郎君
8番 宮戸 武志君	9番 (欠番)	10番 山崎 健吉君
11番 小林聖治君	13番 松浦常雄君	14番 佐藤定男君

・欠席議員（2名）

3番 菊地勝芳君	12番 渡辺勝弘君
----------	-----------

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 村上利通君	教職務育長	高橋幸子君
総務課長 濵谷康弘君	企画調整課長	大勝宏二君
税務課長 佐藤光男君	住民防災課長	榎英則君
ほけん課長 佐藤温史君	福祉課長	黒田典子君
産業振興課長 佐藤智昭君	農業委員会長	佐藤智宏君
建設課長 村上幸平君	上下水道課長	宮戸浩寿君
会計管理者兼 会計課長 阿部善徳君	教育総務課長	大勝晴美君
教育施設課長 中條伸喜君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会长 八島富一君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長 実沢隆之君	書記	八島章君
書記 豊野好洋君	書記	木村恒夫君
書記 丹治琴音君		

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）



議長（佐藤定男君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、菊地勝芳議員より入院治療のため、本日の定例会を欠席する旨、届出がありました。

また、渡辺勝弘委員は、引き続き療養のため欠席となりますので、報告いたします。



◇議案第28号 令和7年度国見町一般会計予算

議長（佐藤定男君） 日程第1、議案第28号「令和7年度国見町一般会計予算」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 議案第28号、令和7年度国見町一般会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。

本議案に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って、最後に全体的な質疑を行います。

なお、質疑にあたっては、議席番号及び質疑事項のページ、答弁者を告げて1件ずつ質疑されるようお願いいたします。

それでは、初めに歳入について質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 6日の施政方針に関する質問でも行いました件です。

歳入の町税、二百何十万円の増になっております。予算規模、町税全体の予算からすると、ほぼ横ばいです、0.03%の伸びですから、ほぼ横ばい。県の新年度予算案は4.1%の伸びを示しています。これに対して、町長答弁では、生産人口の数が、人口数が減ってきたのでこういう数字になったというご回答でございました。

ただ、それ以外にも理由があるということは、さきの議案調査会でも明らかになっておりますけれども、この生産人口が減ったほかの主たる理由、これもう一度お願ひできますか。

議長（佐藤定男君） 税務課長。

税務課長（佐藤光男君） お答えいたします。

予算編成にあたりまして算定基礎とした数字は、昨年1年間、正確には11か月分

ですけれども、人口の減少によるものとして 1 %、生産年齢の人口が減っているものとして 1 % の減収で見込んだものです。

なお、調査会の説明のとおりではありますけれども、比較対象といたしました県税の分の減収、県税は増として見ておりますけれども、県税の中で大きなシェアを占めます県民税、町では町民税を課税と、同じ課税資料をもって課税しているところではありますが、その比較対象となった県民税においては、令和 6 年度の当初算定の段階で定額減税分を 10 % 減として計上していたものですから、町と比較すれば、その分が町では減収。数値的にはマイナス 1 % を見ているところです。

なお、県税全体ではプラス 4 % 増として令和 7 年度においては計上しておりますけれども、そのうち県民税に関しては 10 % 増として令和 7 年度を計上して、その 10 % の町との比較ではありますけれども、8 % が定額減税の戻し分、純粋な増収という部分では 2 % ということで県では計上しているようです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 細かい数字を今、羅列をされておりまして、私も即座に反論というか、話すことはできないのですけれども、つまり、県の積算は令和 7 年度は 2 %、県民税が伸びると。この定額減税分とか、いろいろ加味しても、今年はないですから、それでも 2 % 伸びると。ただ、国見町はマイナスなのだよね。町税全体では 0.03 % 伸びているけれども、町民税そのものは下がっているわけだよね。そうすると、3 月 6 日も話しましたが、経済情勢はそんなに違わないわけですよ、県内全体で、ピンポイントで見れば、話は別ですけれども。だから、その 2 % の差、あのときは 4 % と言いましたけれども、その定額減税のことは入っていなかったから。これだけ違うというのは相当大きいのだよね。それだけの理由なのですか。先ほど、課長答弁した内容だけということね、背景は。

議長（佐藤定男君） 税務課長。

税務課長（佐藤光男君） 県民税では、県税のうちの経済動向に影響される部分は県民税ということで、そこを特定しているわけですけれども、県民税は福島県内全域の数字ということでプラス 2 %。一方、国見町においては、県全体から見れば一部分ということで、マイナス 1 % の減。人口減少が大きいものとして推計はしておりますが、リアルタイムの数字は、あくまでも推計にすぎない段階での予算の計上ということで、また、実績から、令和 5 年度までの実績としても、人口減の部分で町民税に関しては減収ということになっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかにはありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、歳入関係の質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

初めに、1 款議会費、2 款総務費について質疑を行います。

ページ数、35ページから59ページです。

質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 2款1項5目、予算書でいきますと42ページ、主要施策ですと11ページ、公用車維持管理事業608万1000円ですが、令和5年、令和6年度というのは車両の代替えが多かったように記憶しているのですが、今回の当初予算には代替えの予算計上がないように思います。古い車になると、メンテナンス費用も増加していると思います。管理車両にはかなり古いお車があると思いますが、今後、代替えの予定はあるのか伺います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

公用車の定期的な買換えということのお質しかと思います。公用車管理規定の中にも、何年以上、何キロ以上のような基準ももちろんございます。そのような中で、本来であれば、この規則どおりに沿って買換えをするというのが、もちろん一番ということではございますけれども、令和7年度当初予算に関しましては、歳入歳出の、言ってみますと、その帳尻を合わせる、これが大変作業的に難しかった部分でございました。そのような中で、当初に見込むことができなかつたというようなことでございます。ただ、公用車、もちろん、その間にも古くなっていきますので、できれば補正予算などで対応させていただいて、必要な車両について、そのような形で対応させていただければなというふうに考えております。今の段階でいつ云々という話はできませんけれども、そのようなことで令和7年度は対応できればというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 3款教育総務、藤田保育所運営事業。

議長（佐藤定男君） 山崎君、今、1、2款なので、次にお願いします。

10番（山崎健吉君） ごめんなさい。

議長（佐藤定男君） ございませんか。

2款、はい。

10番（山崎健吉君） 2款の地域交通支援事業、個別施策では42ページですけれども、総務費の1項総務管理費、12節で委託料、まちなかタクシー運行費1700万円、同じく19節にももたん事業扶助費として120万円が計上されていますので、同じページなものですから、1回で質問してよろしいですか。

議長（佐藤定男君） どうぞ。

10番（山崎健吉君） まちなかタクシーの件なのですけれども、1700万円。これ現在、聞くところによると2,200人の会員がいるというふうに聞いておりますけれども、今年度、直近までの利用者は何人であるか、または行き先別はどの辺が主だっ

たか、分かれば教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） 10番山崎健吉議員のご質問にお答えします。

まちなかタクシーの事業のお質しでございますが、直近の利用者数としまして、今年度4月から2月までの利用人数でお答えいたします。延べ1万3731人でございます。

また、主な行き先につきましては、主に医療機関、銀行、商店等への利用となってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 主なところは近場というか、こういうところなのでしょうけれども、それで、一緒に聞きたいのですけれども、ももたんパス事業、これが扶助費ということで計上はされているのですけれども、120万円。これは、去年、おととしさかね、令和5年10月に発足したのですけれども、現在の会員数は325名と聞いているのですけれども、これまでの利用者と補助額ですかね、これも一緒にお聞きしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） お答えいたします。

タクシー利用補助の関係でございますが、昨年度、令和5年10月から令和7年2月までの17か月間でお答えいたします。延べ1,476人でございます。補助額につきましては114万9570円となってございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 今、ももたんパスについて、始まって、まだちょっとなものですから少ないのですけれども、料金は、まちなかタクシーと違って町内一律500円だと、こういう設定をしてありますけれども、昨年度の補助額を今、おっしゃってもらったのですけれども、営業時間というのは大体どの辺の時間帯を狙って営業しているのか、再度教えていただければ。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榎 英則君） タクシー利用補助、いわゆるももたんパス事業の利用時間でございますが、1年を通して、お盆と年末年始を除きまして平日7時から8時半まで、また16時から19時まで、休日祝日につきましては7時から19時までとなってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 山崎君、4回目です。

10番（山崎健吉君） 今、お話をあったように、まちなかタクシーとももたんパスですか、これは使い分けをして時間をやっていると思うのですけれども、特にまちなかタクシーの利用者から、利便性があり、待ち時間が長いという話があるのですけれども、

これタクシーの台数を増やすとか、これはタクシー会社にも限度があると思うのですけれども、その辺については、何か町民の意見を聞きながら、もっと早く送迎できることができないものかと思いますけれども、その辺についてはいかがですか。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

待ち時間の関係でございますが、短くするには、運転手の確保であったり、また台数の確保、それに応じた契約金額の増が考えられるかと思います。

議員お質しの改善も含め、公共交通の充実に向け検討したいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 続けて、2款1項9目、予算書でいきますと50ページ、主要施策ですと24ページ、デジタル変革（DX）推進事業2億334万9000円なのですが、こちらの概要と国からの支援補助について説明お願ひいたします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

今回のシステムの標準化につきましては、国より、デジタル法に基づきまして、標準化法に定められた20業務について、令和7年度末までに全国統一のシステムに変更しなさいというようなことで進められております。

目的としましては、低コストの調達や人材不足の解消、行政の効率化、セキュリティ対策の強化というものを主な目的としております。

20業務につきましては、住基台帳や後期高齢者医療、介護、児童手当、印鑑登録等々の20業務、あと税務の関係となっております。

財源につきましては、今回、歳出につきまして約2億円程度ということで見込んでおります。

それで、歳入につきましては1億7000万円程度ということで見込んでいるところでございます。それ以外の部分につきましては、若干対象に含まれない部分がございます。中身を精査しますと、今回の予算全部の金額のうち、1億8000万円程度が標準化に係るものということになります。そのうち1億7000万円を歳入として見込んでおりますので、約950万円程度、主に下水道のシステムということになりますが、こちらにつきまして改修の対象とならない、いわゆる財源措置の対象とならないというような形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 今の自治体情報標準化システムの関係です。交付税措置のことは分かりましたので、これは質問しません。

それで、20業務の話ね。住民基本台帳、戸籍の関係、介護保険、いろいろありま

すよね、20業務。その中の、今回、国が法律を定めて全国一律の標準化システムをつくると。金が当然国から来るということになっているわけですよ。ただ、住民基本台帳、これ全国ネットワークされていますよね。今回、住民基本台帳も含めて標準化した場合、言葉はちょっと違うかもしれません、ダブルスタンダードなのではないかと。住民基本ネットワークもある、標準化システムで確立されたシステムもある。これでは、何か国が最初に想定したことと相反することが進むのではないかと思うのですが、その点についてお答えいただけますか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

今回、20業務の標準化を進めるということでございますが、その標準システムのうち、接続に関する部分、サーバーに係る部分、ガバメントクラウド上に構築するという部分については努力義務ということで示されております。

それで、今まで使用している住基ネット、住基システムの接続については、現状ではそのまま継続して接続することでお話を受けているところでございます。標準システムにつきましては、現状の20業務の中で標準化を進めるということですが、現行の住基のシステムについては改修等は行わないで、そのまま使用するということで伺っておりますので、一応、このような2つでやるような形になると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） ですから、その最後の部分を聞きたいのですよ。2つのものが出来上がって走るわけですよね。意味がないのではないかと聞いています、私は。国はどういう説明なのですか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

今、私が確認している情報では、標準化は標準化で進めるという形ですが、住基については、今、接続とか、新たに改修するという話については伺っていないということですので、現状のまま、住基と標準化をそれぞれ進めるような形になるのかなと考えていたところでございます。

それで、統一的になるのかどうかというのは、ちょっとまだ定かではないところではございますが、システム上、同じようなシステムで動くような形にはなるのかなと考えていたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 標準化システムを導入しても、住民基本台帳のように現行使っているものを優先して、日常生活の中でそれが利用されると。結局、2億円つき込む。国から1億7000万円余の金が来ると。実際の町民生活でどういう利便性が高まるのか、具体的に今、事例を挙げていただけますか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、標準化を進めるにあたりまして、現行のシステム、住民の皆さんに行う手続については変更等はないというような形になっております。将来的に全国統一のシステムを使うことによりまして、どこの市町村でも同じような仕様で手續ができるという形になりますので、住民の皆様の利便性が上がると。全国どこの市町村に行っても、同じような申請で同じようなサービスを受けることができるというようになるのかなというふうに考えていたところでございます。

また、マイナンバーカードを今、皆様持っていると思いますけれども、そちらのほうの連携ということで、各種手当や給付の関係の迅速な対応が可能になってくると考えていたところでございます。

いずれにしましても、これから人口減少を迎えるにあたりまして、人材不足の解消やサービスの低下を防ぐために、今回、標準システムを入れて、住民の皆様の利便性の向上を図りたいというふうに考えていたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） ほかにはありませんか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 別の質問ですが、2款3項1目、予算書でいきますと55ページ、主要施策ですと43ページ、戸籍事務2638万3000円とございますが、その他の財源のところに小さくデジタル基盤改革支援補助金400万円とございますが、今ほど質問させていただいたDXの補助金と思われるのですが、これは流用してもよろしいのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

今回、標準化によりまして、企画調整課分とほけん課分、住民防災課分ということで、それぞれ歳入を見込んでいるということになります。歳出の部分につきましては、一括して企画でシステム改修を行うということでございます。歳入は、それぞれ予算立てを行いまして、それぞれのシステムの変更に充当という形になりますので、流用等については問題ないというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） ということは、デジタル変革のシステムを後押しする1億7000万円だか1億8000万円の中に、この戸籍事務の400万円も含まれるということですか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかにはありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、次に、3款民生費について質疑を行います。

60ページから75ページです。

質疑ありませんか。

山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） では、新規事業なのですけれども、藤田保育所の運営事業、予算書で17ページですか、個別主要では129ページに書いてあるのですけれども、3款民生費、2項児童福祉費。これ収入が減ということですので、ここの中には、項目には反映していないのですが、その他の収入で、今まで693万4000円ほど入ってきたのが今度半額になるので、半額ですよという説明は前にあったのですけれども、今年度4月から保育料を現在の金額から、世帯収入にかかわらず一律半額として、子育て支援世帯の負担を軽減するということについては間違いないのでしょうか。

それと、ここの中に、徴収の中に保育標準時間、それから、短時間の時間ということで若干1,000円ほど差額があるのですけれども、それらも合わせて一緒に半額になるのか教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

保育料を新年度、2分の1減額ということでお願いしておるところでございますけれども、規則で定めます保育料、まず、その内容によって算定をいたします。全て算定をいたしまして、算定後の結果を2分の1にするという形にしたいと考えておるところです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） もう1つの保育時間の半分、ちょっと短い人と標準だという人の部分についての減額はどのようにになっていますか。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

短時間につきましても、まず、短時間の利用料が算出されます。その結果、最終的に2分の1をするという形になります。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 今までそうなのでしょうけれども、この適用は藤田保育所に通う児童に対してなのでしょうけれども、ほかのというか、桑折とか、誰にもどうしても預けざるを得ないという人にも、この半額というか、それは対象になるのかお答え願いたい。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

町に住所があつて町外の認可保育園、認定こども園を利用している方につきまして

も、町で保育料をこの規則に沿って算定をしております。町に利用料を収めていただいておりまして、町外の施設については負担金として町からお支払いをしている状況でございます。ですので、町で利用料を算定している部分については、最終的に2分の1とすると、半額にするというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）ほかにありませんか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君）今の山崎議員の保育料の件、別の件でちょっと聞きたいのですが、決算書でいうと69ページですか、3款2項2目、合計で1億1500万円。財源のところに同じ645万円の予算計上だと思うのですけれども、ふるさと振興基金、これふるさと納税だと思うのですが、と明記はされているのですが、もう一回聞きます。今、聞いたのかもしれないですけれども、すみません。予算書には、どこにもこの645万円という数字は計上されていないのですが、これはどういうふうに計上されているのかお伺いします。

議長（佐藤定男君）総務課長。

総務課長（澁谷康弘君）お答えいたします。

基金からの繰入れという部分かと思います。ふるさと振興基金からの繰入金としまして、かなり項目がいっぱいございますが、その中で保育所保育料の半額の事業に充当したいというようなことで計上をしたところでございます。それが645万円というような内容でございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）ほかにありませんか。

佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君）70ページ、障害者の関係なのですけれども、これいいのですよね、3款ですよね。

議長（佐藤定男君）はい。

5番（佐藤 孝君）昨年9月の決算以降、直近までのヘルプマークの交付状況を教えてください。

議長（佐藤定男君）福祉課長。

福祉課長（黒田典子君）5番佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

今年度、ヘルプマークは全体で18名の方に交付しています。数が多いのが、肢体不自由の方が6名、その他で難病の方が3名です。令和6年度が18名、全体数について65名です。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君）佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君）私が何回も質問して、ようやく広報なんかにも時々載るようになりますし、感謝しております。ただ、ぜひカラーでお願いします。

実は、東京のほうに時々出張するのですけれども、東京の電車の中はほとんど、ほ

とんどというか、各車両にヘルプマークのちゃんと表示あるわけだね、赤いマークが。それできさえも、私、常につけていますが、譲られたことありません、誰からも。でも、私、譲られても、私は目が悪いからいいですよとむしろ断りますけれども、東京できさえもそうなの。地方のほうでは、ヘルプマークを見たことない人だっているはずなのですよ。ですから、広報のあり方をもうちょっと考えていただかないと、なかなかこれは普及しないだろうと思うのですが、いかがですか、その考え方。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

現在、町の広報誌のほうに年2回、ヘルプマークの記事を掲載していますが、今後、総務課の広報担当と協議を進めます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 3款1項1目、予算書でいきますと62ページ、主要施策の69ページ、社会福祉事業、その中に中度難聴者補聴器購入補助金30万円の計上とあります、これ課長、お分かりのとおり、一般的な補聴器というのは片耳でも25万円以上する高額なものです。お聞きしたところ、補助金は3万円で、ちょっと少な過ぎるのではないかなど。よく新聞、あとテレビ等でも安価なものは出ておりますが、これは集音器です。補聴器ではありません。ただ単に音を大きくしているだけです。ですので、今後、補助の増額とか、そういうことを検討されていくのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 6番蒲倉 孝議員のご質問にお答えいたします。

今回、今年度初めて予算に計上しました。今後、基準についても、公立藤田総合病院に照会をかけています。病院から医師の意見書等が必要になるということで、藤田病院の医師だけではなくて、伊達市内の耳鼻科医にも照会をかけています。

金額は、今現在1人3万円上限で検討していますが、状況に応じて今後検討いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） これ4款いいのでしたよね、4款。

議長（佐藤定男君） ちょっと待ってください。4款はちょっと待ってください。

ほかにありませんか。

宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） 3款はよろしいですよね。

議長（佐藤定男君） はい、3款で、今、3款です。

8番（宍戸武志君） 3款民生費、2項児童福祉費、2目常設保育所施設費、節でいいま
すと1、2、3ですね。お聞きしたいのは、それと、主要施策の概要129ページの

藤田保育所運営事業の概要ということなのですけれども、2点ほどございます。

まず1点は、予算が対前年比1558万5000円の増なのですね。その中で、後で若干述べさせていただきたいと思うのですけれども、正職員の転換ということが過去に行われています。それから見ると、2つ目としましては、正職員化が図られたと思うのですけれども、それがどんな影響を及ぼしているのかということで、若干この内容につきまして述べたいと思うのですけれども、令和3年3月議会にこういうことがございました。条例定数を121人から131人にしたいと。その中身は、なぜかというと、教育関係、保育所関係で保育所の先生が、極論を言えば集まらないので、正職員の転換をしたいと。ですから、条例定数を10人増やすと。中で、教育関係は7名増やしたいということになっていまして、今現在、増えているかどうかはちょっと分からぬのですけれども、私はこれに反対しました。ということは、今の経済情勢、少子化等を踏まえれば、将来的に見れば正職員化はちょっと安易過ぎるのではないかということで反対しました。この件につきまして、まず、対前年比1558万5000円の予算の増、この辺お伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

対前年比2695万8000円増の予算になっております。こちらにつきましては、主に会計年度任用職員の給与改定、それから、共済組合負担金などの増による人件費の増という内容でございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宮戸武志君。

8番（宮戸武志君） これは、正職員化が図られていないということで理解してよろしいのですか。それとも、いつだったかは分からぬのですけれども、この保育所の先生については正職員化がはじめないということは、時間が不規則なために会計年度任用職員で対応せざるを得ないということで、正職員化の転換は難しいというようなことも聞いております。その辺も含めてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

令和3年4月に職員定数の改正によりまして、保育所、幼稚園のほうの現場職につきましては1名増というような内容で採用をいたしました。その後、昨年、幼稚園、保育所の職員が行政研修のために現場から事務局へ異動配置となっておりまして、現場の職員数については、増減は今、ないという状況にあります。

保育所では早番、中番、遅番という形でシフト制になっておりますので、交代要員として複数名の人が必要だというところが、まず一つあります。

それから、小学校、中学校でも特別支援学級の学級数が増えております。特別支援学級でなくても、通常クラスでも支援の必要な児童生徒が増えている現状にあります。ですので、小中学校で突然こういうような状況が生まれるわけではなくて、保育所、幼稚園に通う子どもたちにも、支援が必要な子どもたちが増えているという現状があ

ります。1歳児、2歳児でも、常に保育士が抱っこしているような子どもさんもおります。そうしますと1対1ということになっております。ですので、子どもが何人だから先生が何人でいいという状況では、今、なくて、子どもたちが安全に過ごすために必要な保育士の数をお願いしておるところでございます。

また、現在、保育所、幼稚園の正職員につきましては、産休育休を取得している職員が複数名おります。この部分をフルタイムの会計年度任用職員として増員のほうをお願いしておるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宮戸武志君。

8番（宮戸武志君） 私、この職場は人事管理が本当に難しいと思うのですよね。桑折町は認定こども園、これ民間がどうかということで、決まったかどうかは分からぬのですけれども、そういうことで、令和3年3月の議会の中での教育長の答弁、中身は分からぬです、何を言っているか、私も専門知識がないので。この正職員化が図られた、これ効果というのではないのではないかと。それと今後の見通し、これ跳ね上がっていくのか、予算が、その辺の見通しをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） お答えいたします。

先ほど、定員数の条例改正におきまして幼稚園、保育所の職員数を増としたいというような、令和3年3月の教育長の答弁の中でありましたけれども、今ほど私も申し上げましたが、そのときの答弁ですけれども、幼稚園、保育所職員の行政研修のために現場から事務局のほうへ持ってきて現場研修をして、後に保育所長であったり、幼稚園長であったり、今現状では会計年度任用職員の幼稚園長が配置になっております。これを正職員で配置したいというところもあって、行政経験を積む必要があるということで、現場の人数を増やして、そういうことで対応を今後していくかというような答弁をしていたかと思います。

今後につきましては、産休育休を取得する若い職員がおりますので、そこについては、それが明ければ復帰するという現状もあります。現在は会計年度任用職員のほうで対応をお願いしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかには。

宮戸武志君。

8番（宮戸武志君） では、今後の予算の見通し、このまま右肩上がりになって増えていくのか、その辺と、今の答弁、ちょっと私、理解し難いので、この辺はもうこのくらいにしておきます。課題としておきます。今後、予算が右肩上がりになっていくのかどうか、その辺どういうようなシミュレーションをしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（瀧谷康弘君） お答えいたします。

予算の部分ということで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。特に人件費の部分ですけれども、保育所の先生に限らず、県の人事委員会の勧告がござりますれば、それに沿って上げていく必要があるのかなというふうには思っております。

右肩上がりということでしたけれども、確かに令和6年度にありました人事委員会の勧告では当然上がっているような状況で、それが今回の令和7年度の当初予算にも反映はされているというような状況かと思います。大きく人数の変更という部分に関しては、先生の変更という部分、そういう部分に関しては、教育総務課長が答弁したとおりだと思いますけれども、純粋な人件費としては人事委員会勧告が、例えば令和7年度にどういう形で出てくるかで増えてくるのか、大きく減るということは多分ないのかなというふうには思ってはいるのですが、そのような状況になるのではないのかなというふうに思っております。その辺については、十分見極めて予算の対応なりを進めいかなければならぬというふうには考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）ほかにはありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君）なければ、次に4款衛生費について質疑を行います。

75ページから83ページです。

質疑ありませんか。

山崎健吉君。

10番（山崎健吉君）では、4款にいきます。

これも新規事業なのですけれども、後期高齢者人間ドック助成ということで、予算書の193ページにあるのですけれども、4款保健事業費、1項保健事業費、12節委託料として1067万5000円が上がっているのですけれども、この中に75歳以上からの人間ドックの金額は上がっていらないのですよね。ただ……

議長（佐藤定男君）山崎議員、今、ページ数を言ったのは個別の主要施策概要ですか。

10番（山崎健吉君）予算書。

議長（佐藤定男君）予算書。何ページ。

10番（山崎健吉君）193。

議長（佐藤定男君）193は衛生費ですか。

特別会計ですか。

10番（山崎健吉君）特別会計だね。まだか。

議長（佐藤定男君）特別会計については、後でまたやりますので。

ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君）なければ、次に5款労働費について……ごめんなさい、あるか。

（発言する者あり）

議長（佐藤定男君） 後で全般的なものもやりますので。

なければ、次に 5 款労働費について質疑を行います。

8 3 ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、次に 6 款農林水産業費について質疑を行います。

8 3 ページから 9 4 ページです。

質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 農産物の販売の P R 事業の関係なのですけれども。

議長（佐藤定男君） マイク……

5 番（佐藤 孝君） 農產品の P R の関係だから、ページ数は 8 6 ページですね。

昨年の 9 月議会で、生産者の方が現地に行って、P R 事業の現場に行って、一緒に町の農産品をアピールすると。ただ、農家の方もそれぞれ忙しいですから、なかなか行けない方も多いと。そうすると、では違う方というふうになりますから、私が提案したのは、その方の生産者の等身大のパネルを作つて顔写真をくっつけて、それで、生産者はこの人ですよということをやってちょうだいねという話をしたのですけれども、それは令和 7 年度の予算に入っていますか。それとも、もう既に何らかの形で取り組んでいるのか。経過を含めてお答えいただけますか。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

個別の主要施策の概要 8 6 ページ、町産農産物の P R 事業の件ですが、昨年お話をいただいた等身大のパネルにつきましては、昨年作らせていただいて、実際 P R 事業の際に使わせていただきました。買いに来られた方から大変好評でしたので、今年度につきましても、委託料の中から必要に応じて第 2 弾のパネルを作れればと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5 番（佐藤 孝君） 生産者が直接行けば一番いいのですけれども、なかなかそうもいかないので、そういうパネルがあればね。いろんなところでそういう事例がありますから、ぜひ農家の登録数を増やしていただいて、実際に現場に行かなくても、そういう形で P R していくと。消費者が安心できるような姿をぜひつくっていただきたいと思います。

8 9 ページの大枝湛水防除に關係してお聞きいたします。

令和 7 年度から令和 11 年度の 5 か年計画で全面改修を行うと。今年度は設計費が入っておりますけれども、5 か年間の国見町が負担すべき割合、額、今、つかんでいればお答えください。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

個別の主要施策の概要 8 9 ページ、大枝湛水防除施設事業の概要として、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年間、大枝排水機場の設備関係の大規模更新工事を県営事業で行うことになってございます。

現時点で国見町が負担すべき率につきましては、総事業費の 4.76% になります。この 4.76% の総額については 8095 万 9000 円の金額に現時点ではなってございます。その内訳としまして、令和 7 年度については 48 万円、令和 8 年度については 2706 万 6000 円、令和 9 年度については 1842 万 8000 円、令和 10 年度については 2528 万 8000 円、最終年度の令和 11 年度は 969 万 7000 円、この 5 か年間の総負担額が 8095 万 9000 円となってございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

松浦常雄君。

13 番（松浦常雄君） 9 3 ページの林業振興費、これ 2 目ですね。節で言うと 12 委託料、ふくしま森林再生事業 3116 万 4000 円とあります、ここはどこにどのような樹木を植栽するのか伺います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 松浦議員のご質問にお答えします。

個別の主要施策の概要 9 2 ページ、林業振興事業の中の委託料として、ふくしま森林再生事業 3116 万 4000 円を委託料で計上してございます。

この中身になりますが、まず場所については石母田地区を予定してございます。内容としましては、石母田地区の山林の間伐を行うことになってございます。ふくしま森林再生事業につきましては、国からの震災復興の予算から頂いていまして、令和 7 年度までになりますので、令和 7 年度は新植はできないで、間伐を行う予定になつてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） ほかにはありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、次に 7 款商工費について質疑を行います。

9 4 ページから 9 8 ページです。

質疑はありませんか。

蒲倉 孝君。

6 番（蒲倉 孝君） 7 款 1 項 4 目、予算書でいきますと 9 7 ページ、主要施策の 9 6 ページ、道の駅推進事業 3560 万 5000 円ですが、報告いただいたとおり、今月末ですね、3 月 31 日まで、コンビニは閉店するということですけれども、これ前にもお話ししましたが、コンビニというのは駐車場が一番なのですね。ですので、専用の駐車場もない、利便性の最も悪い、このコンビニに独立採算を求めるのは難しいと思うのですね。道の駅に来ているお客様、利用者様のことを考えて、道の駅全体、

プールとして考えることは、まちづくり株式会社は考えていただけなかつたのでしょうかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 蒲倉議員のご質問にお答えします。

個別の主要施策の概要96ページ、道の駅推進事業の概要の内容でございますが、まず、コンビニエンスストアのミニストップにつきましては、今年4月末で閉店となり、新しいテナントの募集が3月末で締切りと形になってございます。

ミニストップにつきましては、開業から一度も黒字がなく、赤字が続いています。当然利用者がいますので、利用者がいる以上、その施設がなくなることは、利便性の低下につながることはもちろんあるかと思いますが、会社の経営上、一企業の経営で考えた際に、やはりトータルで収益、利益を追求していくことも大事なことかと思います。そういう中で、コンビニの部分の赤字をほかの部門でカバーしてきましたが、コンビニの部分につきまして、いろんな改善策を施してきましたが、なかなか黒字が見えてこないことから、このたび、契約期間が切れる4月末をもって一区切りとする会社の判断になり、町としてもその判断については了承している形になってございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） ほかには質疑ありませんか。

山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 何回もフライングして7款でいいのですよね。

7款の商工費の中の予算書の96ページで、個別施策の94ページになりますけれども、7款商工費、1項商工費、18節負担金補助及び交付金の中で、これも新規なのですけれども、街路灯灯具更新1335万4000円を計上されています。これは、私もあれなのですけれども、防犯灯と街路灯というのは違うというのは何年か前にやっと分かったのですけれども、防犯灯については、今年と来年度によって900基が、照明灯をLEDへと、こういうふうに替わるのですけれども、特に今、言った街路灯、これは藤田町商店街とか駅前、これは町と商工会の事業と、こういうふうに私は聞いているのですけれども、今回は街路灯の灯具だと、交換だという話を聞いているのですけれども、防犯灯と同じく街路灯は大体100以上あるというふうに聞いているのですけれども、このLED化については今回行わないのか教えていただけますか。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

個別の主要施策の概要94ページ、商工振興事業の中の街路灯灯具更新事業、補助事業として1335万4000円の補助金を計上してございます。内容としましては、藤田商店街を中心に設置している106基の街路灯、この106基の街路灯については、商工会の中にある街路灯管理委員会が所有管理している街路灯になりますが、その灯具の部分が老朽化でがたついていることから、今回更新をかけたいとするものです。

なお、ランプについては、平成25年度に既にLEDに交換済みになってございます。しかしながら、平成25年から10年以上経過して、LEDが切れているところ、あるいはLEDの明るさがちょっと暗いのではないかとのお話もいただいてございますので、商工会と相談しながら、LEDの照度についても十分担保できるような仕様のものに今回更新したいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 今、LEDの更新事業について、平成25年にやって約10年たったという話なのですけれども、今回、結果的にLEDには交換すると。この間、予算のときには、商工会と打合せしながらやるというような話があったのですけれども、街路灯の電気代については、以前から商工会、商店街からの広告料で取って貰われたと私も聞いているのですけれども、今回、街路灯の維持、これが33万8000円が商工会に補填というか、補助になっているのですけれども、結果的に、商工会は何をもって、この補助金を使うのかなというのがちょっと分からぬのですけれども、この辺説明していただければ。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

一般会計の予算書95ページ、18節の補助金の中に街路灯維持費として33万6000円の補助金が計上しております。この33万6000円の補助金が、商店街の街路灯106基の電気代を、町で街路灯管理委員会に補助金を支出している中身になってございます。今回の更新事業についても、商工会内の街路灯管理委員会につきましては、あくまで収入がない組織になりますので、街路灯の更新事業についても、町で過疎債を活用しながら10分の10の補助で支援してまいります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） ほかにはありませんか。

（発言する者なし）



◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） ここで11時20分まで休議します。

（午前11時10分）



◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午前11時20分）



議長（佐藤定男君） 次に、8款土木費について質疑を行います。

98ページから106ページです。

質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 8款4項3目、予算書104ページ、主要施策の111ページ、都市再生整備計画推進事業5000万円とありますが、ご説明いただきまして、藤田駅前ロータリー等の整備工事の予算でございますが、来年度、令和7年度はどのような計画になっているのかお聞きします。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 蒲倉議員の質問にお答えいたします。

都市再生整備計画推進事業におきまして、駅前のロータリー、広場整備を行いたいと考えております。

令和7年度におきましては、まずは土地開発公社で先行取得しました土地、その買戻しの予算及び工事請負費としまして整地工を一部行っていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかにはありませんか。

山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） では、予算書の105ページで、個別主要施策112ページなのですけれども、8款土木費、5項住宅費、12節委託料になっているのですけれども、この中に地域優良住宅建設事業の設計で2200万円ほど上がっているのですけれども、この事業というはどういう事業なのか教えてください。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

この地域優良賃貸住宅ということのお質しでございますが、この事業の目的でございます。まずは、子育て世帯に対して良好な居住環境の住宅を提供するために整備したいとするものでございます。おおむね入居ターゲットと申しますか、その方につきましては子育て世帯の中堅世帯、そういうことをターゲットにして整備したいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） そうすると、まだ入居条件などは決まっていないのでしょうかけれども、今のニュータウンに4世帯でしたか、ありましたけれども、ああいったものを一つのベースとしてどの辺につくるか教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、今、板橋南にございます子育て住宅、そのようなことでイメージしております。

なお、整備する場所でございます。現在想定している場所でございますが、藤田駅前の国見デバイスさんの前の町有地を有効利用のため活用したいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、次に9款消防費について質疑を行います。

106ページから111ページです。

質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 9款1項3目、予算書の108ページ、主要施策の56ページ、消防施設整備事業6225万円のうち、防火水槽設置1基1100万円とございますが、これはどこに設置する計画なのかをお聞きします。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

防火水槽1基の設置箇所でございますが、例年、秋頃の消防団の幹部会議の中で協議しまして、設置を決定し進めるというような流れとなってございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかにはありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、次に10款教育費について質疑を行います。

111ページから144ページです。

質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） スポーツ大会の賞品の関係を伺いたいと思います。

当然参加者数が違いますし、競技も団体から個人から様々あると思いますけれども、一部で、どうも賞品が少ない、バランスが取れていないのではないかという指摘があるのですけれども、来年度の予算の62万6000円のバランスはどういう形で取っているのかお答えください。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

10款6項1目7節の62万6000円のスポーツ大会の賞品につきまして、内訳は、町長杯スポーツ大会の12競技と国見町駅伝競走大会の賞品に係るものとなっております。

内容としましては、賞品としましてトロフィー、メダル、商品券等の副賞、また参加賞としまして商品券、ティッシュボックス、タオルなどをお渡ししているものとなっております。

近年、スポーツが多様化しております、町長杯の種目も様々になっております。団体競技、個人競技がございまして、男女別、年齢別ということで様々に分けて表彰させていただくなど、予算の範囲内で工夫して賞品を贈呈させていただいているところですが、議員お質しのとおり、団体競技ですか個人競技に関しまして、それぞれ参加する人数、受賞する人数が変わってまいります。大会前に必ず代表者会議を開催

させていただいているので、その中でご意見をいただきながら検討させていただきたいと考えております。なるべく不平等にならないような形で検討させていただければと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） そのようにお願いします。

6施設、小学校、保育所、幼稚園、給食センター等々のLED化。私が積み上げた数字では、744万円が今年度、設計費として計上されています。

LEDは200ボルト、いわゆる動力ではなくて、一般の100ボルトだと思いまして、何でこんなにいっぱいお金がかかるのかなと不思議でしようがないのですよ。灯具をつける場所を変えるというのと配線を変えるということもあるのかどうかも含めて、この概要を教えていただきたいのです。何でこんなにかかるのかちょっと分からぬのですけれども。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

今回、保育所、幼稚園、小中学校、子どもクラブ、そして給食センターの施設のLED化改修に関する実施設計の予算を計上させていただいております。

施設ごとに、その金額というものは違うのですけれども、今回実施設計で成果として求めるものといたしましては、まず配置図になります。中学校、小学校でいきますと約500から600基の照明がございます。対象面積も多く、その個数も多いというふうなことで、そして、その種類も多様にわたっているというふうなところで、今後入札、工事の発注においては、この配置図は必須というふうに考えてございます。

その上で、例えば、この照明をLED化した場合に今の灯具のサイズと合うのか、合わないのか。いわゆる灯具の型番。これが例えばAの何番という灯具に対して、LED化に対応する灯具は何型の何番とかというふうな一覧をまず整理し、電灯設備図といった図面を作らなければなりません。さらには、現在の灯具とLEDの灯具のサイズが若干違う場合があります。そうした場合に、天井の工事が必要になる場合がございます。そういう建築工事も発生する場合もあります。そういうたらもろもろについて、各施設それぞれ現地調査を行って、どういった建築工事が発生するか、あと高所作業になりますので足場が必要か否か、そういうところを調査し、工事費の概算を積算させるといった業務が主なものでございます。

配線の部分について、今、議員のほうからお質しましたとおり、灯具の交換になりますので、配線の大幅な変更というものは、今のところは想定してございません。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 給食センターが100万円なのだよね。保育所74万円、小学校200万円とずっとあるのですけれども、これ実施設計の設計業者は、これは一括ですか、ばらばらですか。入札方法も教えてください。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

予算につきましては、それぞれの款項目で計上させていただいておりますけれども、一括した場合には若干安価なコストが見込まれるということもありますので、現段階においては一括発注を検討していきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） ですから、入札なのですか、随契ですか。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） 大変失礼いたしました。

金額的に、指名競争入札になるものと考えてございます。一括発注として指名競争入札で行いたいと考えてございます。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） 10款で予算書が130ページ、主要施策ですと137ページ、観月台文化センター事業9903万5000円、総額で。前年対比で7100万円減額になっております。トイレの改修工事は令和6年度に見合わせておりますが、利用者の立場からすると、やはり早急に改修していただきたいと思うのですが、今後の計画についてお聞きします。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

10款5項3目の工事請負費については、観月台文化センター施設の改修工事で、昨年、一昨年と大きな金額を計上させていただきました。議員お質しのトイレ改修につきましては、一度内容の検討ということで見合せております。そのほかの、観月台文化センター改修工事につきましては、施設を供用しながら工事を進めておりまして、利用制限など調整しながら現在進めているところです。繰越しの工事も多くなっておりますので、まずはそちらを進めます。新年度については、ホール改修工事の予算を頂いているところです。トイレの改修については、現在進めている工事の見込みが立ち次第、補正予算または、次年度ということで検討させていただき進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

6番（蒲倉 孝君） よろしくお願ひします。

いつものとおりですけれども、順次、案が出てきたりとか、こういうふうにしたいとかとありましたらば、詳細説明のほうもよろしくお願ひします。

以上です。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、次に11款災害復旧費から14款予備費について質疑を行います。

144ページから146ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） なければ、最後に歳入歳出全体的な質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 79ページ、予算書、保健衛生費の関係です。

コロナワクチンの関係を最初に。接種率を前回の一般質問、それから、その後の直近の数字もいただきましたが、20.3だったか。それで、そのときも申し上げましたが、私の感覚でいくと、65歳以上が2,100円ですよね。そもそも1万5300円なのに2,100円と。これ近隣と大体同じです。これは数字的に低いと思っているのです、私は。川俣町、桑折町の数字も聞きました。3つの中では真ん中なのだよね。なぜこういう数字なのか分析しているはずなのです。お答えいただけますか。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 5番佐藤 孝議員の質問にお答えいたします。

こちらの接種率につきまして、議員お質しのとおり、あまり高くない傾向になっておりますが、こちらの影響としましては、1つ目は副反応の影響によるところが大きいということで一つ考えられます。また、感染状況につきまして比較的、令和6年度におきましては前年度までと比べて落ち着いてきているというのも一つあるのかということで分析しているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 私は、その要因よりももっと大きいのは負担の問題だと思うのね。

2,100円が高いか安いかとなれば、私はそう高いと思わないですよ、65歳以上のは。問題なのは、これを受けて、当初予算に入っていますけれども、65歳未満の方の接種をどう進めるか、これは行政としても重要なことですから、この対策もしなくてはならないわけですよね。ただ単に、予防のために受けてくださいと言っても、1万5300円は、これなかなか大変ですよ。

したがって、私が一般質問で言ったように、せめて医療関係、教育関係、介護従事者については、町の負担を考えてほしいというお話をさせていただきました。このままいったら多分、65歳以上が20%ですからね。この半分いかないと思うのです、私の勝手な推測なのですけれども。そのことを含めて、やっぱり接種率を上げる努力を様々しないとまずいと思っているのです。これ国見町だけでは話にならないので、近隣の市町村も含めて、町村会とかね、そういうところでぎっつり協議していただきたいのです。その考えはありますか。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

コロナワクチンの接種につきましては、今、議員お質しのとおりの状況となっておりますので、今後近隣の市町村ともいろいろ協議しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 集団免疫のこともありますから、やっぱりみんなで取り組む必要があると思うのです。このままでは、これ治まらないと思うのですよ。

そこで、もう一つ、帯状疱疹のワクチンです。前回の調査会で、65歳から5年刻みで5か年間で一応仕上げるというお話でした。このワクチンが10年効くということですね。その間に受けたい人は5年刻みの補助がないというのかな、負担が大きいものを受けくださいという話だったのですよね。10年効くのだったら、その制度そのものが、65歳以上の場合は、必要ないのではないかと思うのですけれども。1回打てば、10年間に合うわけでしょう。お答えください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

帯状疱疹ワクチンにつきましては、令和7年度から国の定期接種として65歳以上の方を対象に、5歳刻みで接種をすることとなっております。

また、これに先立ちまして、国見町におきましては、令和6年度から50歳以上の方を対象に、任意接種として償還払いという形で行ってきているところであります。こちらにつきましては、今のところ、ワクチンのほうであります、10年程度は効果があるということで見られていますので、一度打てば大体生涯1回限りで大丈夫ということで考えられております。これ5年続けた後、どうなるかという部分につきましては、これから5年間の様子を見まして、また、国のほうからもいろいろ情報等があると思われますので、その辺も含めて総合的に検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 細かい話で恐縮ですけれども、5年刻みの場合には、それは当然通知がいきますよね。例えば67歳の人は刻みに入っていないから、それは65歳以下の別の制度に基づいて受けろと、こういうことですか。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

議員お質しのとおりでありますので、65歳以下の方につきましても、町としては丁寧な接種の機会について説明をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかにはありませんか。

宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） 私、企画調整課に2点ほどお伺いしたいと思うのです。

まず1点目なのですけれども、地域おこし協力隊活動事業の概要ということなのですけれども、先般、企画調整課長のほうから地域おこし協力隊の分かりやすい図を頂きました。これ私なんかも、例えば、公営塾ハルに地域おこし協力隊が出てきたり、農業部分に地域おこし協力隊が出たりということでちょっと混乱していたのですけれども、これを整理していただきまして、ありがとうございました。

その中で、これ雇用形態、企画調整課の場合には会計年度、産業振興課は委託、生涯学習課の場合も委託という形なのですけれども、どのような形でこうなっているのか、会計年度と委託の違いを教えていただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 宍戸議員のご質問にお答えいたします。

現在、地域おこし協力隊8名の方が活動されているということになっております。うち5名が企画調整課ということになっております。この企画調整課の5名につきましては、いわゆる関係人口創出とか、地域ブランドの創出ということで、年間を通して活動を行っているとなっております。こちらの身分につきましては会計年度任用職員ということになっております。町から報償費を払いまして、一人一人役場の職員ということで雇用をさせてもらっているというような形になっております。

企画調整課の部分については以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 宍戸議員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、農業部門でも何人か、今、現時点では2人います。農業に関しては、3年間、果樹農家になるための研修を農家宅で行うということになりますが、365日、やはり繁忙期につきましては当然8時半から17時15分までの平日、月曜日から金曜日までの勤務という形ではなく、繁忙期であれば当然朝早くから、土日もなくということの業務になってきますので、そういう場合、町の会計年度任用職員の報酬としての支給よりも、個人委託という形のほうがじむということもありますし、農業部門については個人委託方式という形を取っているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 生涯学習課の委託業務についてお話をさせていただければと思います。

生涯学習課は、現在、公営塾「放課後塾ハル」で1名の採用となっております。公営塾部門につきましても、以前は会計年度任用職員ということで採用していたところですが、教育の専門部門で、人の募集が難しいこともあります。Foundation Baseという会社に人員の配置を含めお願いをしているため、委託という形を取らせていただいているところです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宮戸武志君。

8番（宮戸武志君） 大変分かりました。

概要の中で、この中で括弧して総務課分とかと書いてあるのですけれども、これ総務課が関わっているから、このような書き方になっているのですか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

主要施策のほうで総務課分と書かせていただいたのですけれども、あくまでも会計年度任用職員ということなので、会計年度任用職員については総務課で一括して管理しているという形になります。ただ、事業や業務及び地域おこし協力隊としての活動については企画調整課で所管しているということになりますが、基本的には、会計年度任用職員については総務課扱いという形になっているということで、すみませんが、記載をさせていただいたということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） ほかにはありませんか。

宮戸武志君。

8番（宮戸武志君） 次が同じく企画調整課なのですけれども、情報管理事業の概要とデジタル変革推進事業ということで、先ほどお聞きしたのですけれども、私、全国統一のデジタル変革推進事業、これ、もうとっくに全国統一でこれやっていると思ったのですけれども、今回から具体的な内容に入るということで、この辺、中を見ますと本当に基本的な、どこにでもあるような、市町村に該当するような、例えば住民基本台帳とか選挙管理委員、戸籍関係ですね。これやはり私、全国統一にしたほうが分かりやすく、例えば、どこへ移住しても同じようなサービスが受けられるということで、これは大変いいと思います。遅いのではないかなと思うくらいです。この辺はいいとしまして、今まで、多分、市町村は、ここにシステムを組んでいたのですか。この辺、私も分からぬのですけれども、それが、事務処理が楽になるようにという形で、このような形で推進すると。日本もデジタル化が遅れているということで、この辺もばらばらにやっていたものを統一するということで、一步前進だと思います。

この情報管理事業、デジタル変革推進事業、この辺、重複することもあると思いますので、その辺の整理、それと、あと各課でデジタルということでシステム改修とかというのが出てきて、結構な金額になっているのですよね。これ企画調整課の管轄ではないと思うのですけれども、その辺も含めまして、ちょっとお聞きしたいなと思います。どのような形で、どう取り組むのかお聞きしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 宮戸議員のご質問にお答えいたします。

まず、この自治体情報システムの標準化につきましては、令和3年ぐらいから具体的に、いろいろ始まっているということになっております。

それで、所管がデジタル庁というところで、事情があったのか、具体的に仕様書が

出てこない、よって地方公共団体についてはどのように標準化をすればいいのか分からぬというような状況が久しく続いていたというのが現状かなと考えております。具体的に出てきたのが、令和5年12月ぐらいまでにやっと全部そろってきたというような形で、そこから各市町村がお願いしている民間の企業さん、いわゆる電算化をお願いしている、データを管理している、いわゆるセンターなんて言い方をしますけれども、そちらと打合せをして各自治体で動き出したという状況でございます。

なぜ遅れたのかというのは、なかなか難しい部分があるのかなと思いますが、どのように進めるべきかということで、自治体の意見とか、町村会の意見とかがいろいろ出てきまして、なかなか進まなかつたのかなというのが現状かなというふうに考えていましたところでございます。

それ以外のDX化でございます。こちらにつきましても、具体的に進めるようなことが必要になってくるということになっています。このデジタル技術を生かして自治体を動かしていく、自治体の機能を整えていくというのは、究極的には住民本位の行政、地域を実現するというのが大きな目的になっています。ですから、難しい技術を使うというのが目的ではなくて、地域に住む方、地域の住民の方がよりよい生活をするために、どういうふうなデジタルの技術、DXを使って地域を豊かにすることができるのかというのが、目的ということになっています。ですから、住民が必要と考えるDXを進めることが重要ということになりますので、様々な取組がございますが、国見町にとってどのような進め方が一番いいのかというのは、改めて皆様と協議して整えていかなくてはいけないということになっております。

少子高齢化とか、人口減少とか、特に国見町は進んでいる部分がございますので、それらに対応するためにどういったものが必要になってくるかということは、皆様とともに考える必要があるのかなというふうに考えていましたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宮戸武志君。

8番（宮戸武志君） ありがとうございました。

これからAIの活用も多分視野に入れていると思いますので、その辺も含めまして、国見町は先進デジタル化の町という形で進めていただきたいなと思います。

以上です。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

八巻喜治郎君。

7番（八巻喜治郎君） 私のほうは、若い世代の子育て世代に対する支援のほうですが、当町では、藤田保育所など保育料を半額としというふうになっております。しかし、日本全国的には、保育料とか、そういうものは無償化の方向に向かっております。川俣町では無償化を実行しております。若い世代の移住定住化にもつながると思われますが、今後の当町において、そういう若い世代に対する保育とか、そういうものを含めて無償化の方向のことを、今後、見通し、計画があるのかお伺いしたい。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） 八巻議員のご質問にお答えいたします。

保育料につきましては、今般、負担軽減事業ということで半額程度に設定するというふうな予算を組んでおりますけれども、国見町の財政状況につきましては、なかなか厳しいものが多くありますので、これからやり方につきましては、社会状況、そして、町としての財政状況を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかにはありませんか。

佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 83ページ、ごみ減量化の関係です。

コンポスト、それから、生ごみ減量、ボカシ、この3つの説明が先般の調査会でありました。60万円、その器具の補助をするということなのですが、当初計画はどのような台数を想定しているのか教えてください。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） 佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

予算書の82ページの一番最後、生ごみ処理機購入補助金になります。令和7年度からの新規事業といったことになります。予算額として60万円計上させていただきました。

今ほど佐藤 孝議員からもご説明ありましたが、生ごみ減量の補助の対象としまして、電動式ごみ処理機、コンポスト、密閉型のボカシ、あとは段ボールコンポスト等を想定しております。60万円を積み上げた根拠でございますが、全体で30件を見込み、予算を計上したところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 補助率は幾らですか。補助額と、あと限度額。

議長（佐藤定男君） 住民防災課長。

住民防災課長（榊 英則君） お答えいたします。

補助率につきましては2分の1、上限額につきましては2万円で実施したいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 予算書62ページに中等度難聴者補聴器購入補助事業ね、これ蒲倉議員も質問しましたけれども、これは18歳以上で身体障害者に該当しない方に補助することなのですよ、書かれているのはね。目の場合は両眼測定ですから、片目が見えなくても、どちらかの目が見えれば、これは身体障害者に該当しない。耳の場合は、片方が全く聞こえない場合は、これ身障対象ですよね。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

身体障害者手帳は、片耳が90デシベル以上で、かつもう片方の耳が50デシベル

以上の場合であっても6級に該当します。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） これは大変いい制度で、たくさんいらっしゃると思うのです。そこで、これを調べるところが、先ほど藤田病院というお話をされたのですけれども、藤田病院で聴力検査をして判定をする、こういう理解ですか。

議長（佐藤定男君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

公立藤田総合病院ですと、毎日、耳鼻科医がいないため、藤田病院のほかにもう一か所、個人の耳鼻科医にもご意見をいただく予定です。

また、この事業は、障害者手帳をお持ちでない方が対象のため、医師の意見書等も必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 私がしつこく聞くのは、先ほどヘルプマークのときも話をしましたけれども、私も片目が見えないというNPOがあるのです、片目失明者友の会というNPO法人があるのですけれども、私は東北の責任者をやっています。

目の場合は、眼鏡をかけて、両方の目で見て、片方が見えなくても、これ身体障害者にならないわけですよ。ただ、今、我々、身体障害者に該当させると厚労省にお願いしているのですけれども、今、当面必要なのは義眼なのです、義眼。でも、義眼はこれ補助対象にももちろんならないです。このことも含めて、身体障害者にならない障害を持っている方はたくさんいらっしゃいます。問題なのは、職業を選ぶときに、あなた、片目が見えませんよね、耳が聞こえませんよねということで、身体障害にならなくとも制限を加えられるということ、そこを町として自治体で拾うべきだと、救済すべきだと考えなのですね。このことは、お答えは要りませんから、今後、これらのことについてしっかり議論すべきだと思うのです。今後、何かの機会に私も一般質問等でやりたいと思いますが、ぜひ、この問題を広く市民にアピールしていただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑はありますか。

宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） 私、産業振興課なのですけれども、89ページ、施策の大枝湛水防除施設事業ということで、これ川内の方が大変心配していました、どうなのだろうというような形で何回か相談を受けたことがございます。その都度、町担当課に出向きまして、説明して、今、こうなっているということで、ようやく去年から今年にかけて地権者への説明で納得、具体的な計画推進という形になったということで、大変川内の方は喜んでいると思います。

これをやはり年1回ぐらい、進捗状況を大変気にしているのですよね、川内の方は。報告会までいかなくても、情報提供をお願いしたいなと思うので、この辺どう考えて

いるのか、よろしくお願ひします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 宍戸議員のご質問にお答えいたします。

大枝の排水機場につきましては、令和7年度から県営事業で5年間で進めますが、まだまだ完成までは時間がかかることになりますので、年度ごとにどんな進捗状況なのかは、もちろん議会にもご報告をするとともに、地権者の方々、受益者の方々もやはり気になることかと思いますので、随時1年に1回程度、今年度はこういった工事を行いました、来年度はこのような工事を行う予定なのかをまとめた資料を地権者の方々にお渡しできないか検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） ほかには質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これで本案の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 午後1時まで休憩いたします。

（午後0時07分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

◇議案第29号 令和7年度国見町大木戸財産区特別会計予算

議長（佐藤定男君） 日程第2、議案第29号「令和7年度国見町大木戸財産区特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 議案第29号、令和7年度国見町大木戸財産区特別会計予

算についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第30号 令和7年度国見町入山財産区特別会計予算

議長（佐藤定男君） 日程第3、議案第30号「令和7年度国見町入山財産区特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 議案第30号、令和7年度国見町入山財産区特別会計予算についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第31号 令和7年度国見町石母田財産区特別会計予算

議長（佐藤定男君） 日程第4、議案第31号「令和7年度国見町石母田財産区特別会計

予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 議案第31号、令和7年度国見町石母田財産区特別会計予算についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第32号 令和7年度国見町後期高齢者医療特別会計予算

議長（佐藤定男君） 日程第5、議案第32号「令和7年度国見町後期高齢者医療特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 議案第32号、令和7年度国見町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） この間の説明の中でも受けたんですけども、予算書の193ページの4款の保健事業費、1項保健事業費の12節委託料の中に1076万5000円、これ入っているんですけども、説明では、来年度から人間ドック、75歳以上79歳まで後期高齢者の人間ドックを助成したいと、こういうことで入っているんですけども、その中身は何人くらいを目標にしているか教えていただければ。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 10番山崎健吉議員の質問にお答えいたします。

令和7年度における後期高齢者の人間ドックにつきましては、80名を予定して

おります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） 現在、75歳以下の人間ドックもやっているわけですけれども、町が個人にというか、補助している率は大体80%くらいだと。近隣の市町村よりも結構高い率で補助していると私は思っているんですけども、この75歳以上になると、その人たちの補助率というんですか、これは上げていくのか、下げていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

後期高齢者の人間ドックの補助率につきましても、令和7年度におきましては、国保と同じく8割程度を予定いるところであります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

10番（山崎健吉君） もう一つ、同じような感じなんですけれども、75歳から後期高齢者、こういう適用を受けるわけですけれども、国民健康保険の方もそうなんでしょうねけれども、2割負担とか、3割負担とか、そういう人もいるわけですけれども、今度75歳になったら1割負担になるねと、こういう人もいると思うんですけども、75歳になったからこの負担率が1割の人をもうちょっと下げるというか、そういうような検討、補助率というのは検討したんですか。今後もやれるのかどうか、お願いたいと思います。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

令和7年度におきましては、こちらの補助率は、負担割合にかかわらず、同じく町の負担を国保と同様に80%程度の補助ということで考えております。

今後、令和8年度以降、どのようにしていくかについては、令和7年度の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君）　起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第33号　令和7年度国見町国民健康保険特別会計予算

議長（佐藤定男君）　日程第6、議案第33号「令和7年度国見町国民健康保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君）　議案第33号、令和7年度国見町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤　孝君。

5番（佐藤　孝君）　調査会でも若干お聞きをいたしましたことについて質問させていただきます。

保険給付費、医療費は、国見町は様々な対策を講じておりますから、それほどかかっていない。それほどというか、県水準で行くと低位と。ただ、これ、負担金の関係で、必然的に他の市町村と同様に取られています。ただ、予算的には減額となっているわけですよね、積算上は。ただ、歳入の国保税に行くと、対象の国保加入者が減っているにもかかわらず税金が上がっている。そういう計算になっています。そうすると、必然的に一人当たりの国保税は上がりますよね。こういう理解でよろしいですか。

議長（佐藤定男君）　ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君）　5番佐藤　孝議員の質問にお答えいたします。

国保税につきましては、令和7年度におきまして、お質しのとおり、増となっております。これに伴いまして、当然一人当たりの国保税の納める額も上がっていくことにはなりますが、こちらにつきましては、令和11年度に向けて、県の統一保険料ということがありますので、それに向けて上がっていくと思われます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君）　佐藤　孝君。

5番（佐藤　孝君）　令和11年の福島県統一国保税、これ、統一国保料に向けて段階的に上げていくと。これは前からこういう方針であることは理解をしています。

ただ、急激な国保税の伸びが、これ、被保険者に対する大きな負担になりますから、当然、予備費もしくは国保で保有している基金、これを当然減税財源として税の軽減を図っていくと。この方針に変わりないですね。

議長（佐藤定男君）　ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君）　お答えいたします。

議員お見込みのとおり、基金につきましては、こちらの急激な国保税上昇に向けて、緩和していく対策として使用していくことと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 6月が国保議会ですから、そのときにまた、国保税がどの程度上がって、下がることはないと思いますから、上がっていくのか、あるいは減税財源である基金をどう投入するのか、これについては、また6月の本算定のときにお聞きをしたいと思います。

それで、もう一点なんですが、出産一時金、それから葬祭費、これの算出根拠を教えてください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

まず初めに、出産一時金につきましては、1人当たり50万円で、2人を見込んでいるところであります。また、葬祭費につきましては、1人当たり5万円で、20名を見込んでいるところであります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） つまり、令和6年度出産の数、私分からないので、多分実績2名ということだから、同じ出産数を想定して積算したと思っています。葬祭費も同じ理解ですか。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） お答えいたします。

議員お見込みのとおり、これまでの実績に基づいて積算しているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第34号 令和7年度国見町介護保険特別会計予算

議長（佐藤定男君） 日程第7、議案第34号「令和7年度国見町介護保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 議案第34号、令7年度国見町介護保険特別会計予算について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第35号 令和7年度国見町土地開発事業特別会計予算

議長（佐藤定男君） 日程第8、議案第35号「令和7年度国見町土地開発事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 議案第35号、令和7年度国見町土地開発事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◇議案第36号 令和7年度国見町渴水対策施設特別会計予算

議長（佐藤定男君） 日程第9、議案第36号「令和7年度国見町渴水対策施設特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第36号、令和7年度国見町渴水対策施設特別会計予算について説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



◇議案第37号 令和7年度国見町水道事業会計予算

議長（佐藤定男君） 日程第10、議案第37号「令和7年度国見町水道事業会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第37号、令和7年度国見町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第38号 令和7年度国見町下水道事業会計予算

議長（佐藤定男君） 日程第11、議案第38号「令和7年度国見町下水道事業会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第38号、令和7年度国見町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員長報告（請願第1号、陳情第1号、陳情第2号）

議長（佐藤定男君） 日程第12、「常任委員長報告」を行います。

産業建設常任委員会に付託されました請願第1号の審査結果について、産業建設常任委員長より報告を求めます。

産業建設常任委員長、5番佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 今定例会において、産業建設常任委員会に付託された請願第1号の審査結果をご報告いたします。

産業建設常任委員会は、去る3月3日11時5分より、役場3階中会議室において開催をいたしました。

委員会には、委員全員と、説明のため佐藤智昭産業振興課長並びに職務のため実沢議会事務局書記が出席をしております。

請願第1号ですが、本件は福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意

見書提出の請願であります。

令和6年統計では、全労働者の36.8%を占める2126万人が、いわゆる非正規労働者であり、うち1600万人がパートやアルバイトの労働者と報告がされております。

また、非正規労働者の雇用環境や労働条件は不安定かつ低水準にあって、国際情勢に起因するこの間の物価高に加え、円安要因も加わり、急激かつ異常な物価高騰が継続をしています。

また、昨年末から主食である米不足により、異常とも言える米の高騰に歯止めがかからず、春闘での賃上げが追いつかず、生活の厳しさは極めて深刻になっているところであります。

社会格差是正を目的とした政府の同一労働同一賃金の趣旨や、今日の物価高騰に見合う継続的な最低賃金の引上げが、今ほど必要不可欠であると言えます。

一方、経済活動も景気も緩やかな回復基調にあるものの、中小零細企業を中心に賃上げ原資の確保を含む適正な価格設定が難しい現状にあります。これらは、原材料の調達から販売までの一連の流れ、つまりサプライチェーン全体で解決しなければならない喫緊の課題でもあります。

以上のような請願趣旨を踏まえた委員会における議論は、国際情勢の変化による急激な物価高騰が生活を直撃している現状の克服、県内労働力の確保、国際競争力の拡大、若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかける上でも賛成すべきとし、全会一致で採決すべきと決しました。

また、議論の過程では、最賃だけの議論にとどまらず、生活安定へ直結する税負担や社会保険制度の改善を並行して取り組むべきとの意見も出されたところであります。

各議員におかれましては、本委員会の決定にご理解いただき、速やかなご採択をされますようお願いし、委員長報告といたします。

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号、陳情第2号の審査結果に

について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

11番 小林聖治君。

11番（小林聖治君）　去る3月3日、総務文教常任委員会を開催し、陳情第1号、陳情第2号の2件についての審査をいたしましたので、私から報告いたします。

まず、陳情第1号は、国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出の陳情であり、陳情第2号は、国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」提出の陳情でございます。

この2件の審査の結果、陳情第1号については、我が国の戸籍制度への影響も考える必要があり、陳情第2号については、我が国の動向を見ながら対処していくとのことから、陳情第1号、陳情第2号とともに、継続審査とすることに決しました。

以上、委員長の報告といたします。

議長（佐藤定男君）　これから陳情1号、2号について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君）　質疑なしと認めます。

これから陳情第1号の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君）　討論なしと認めます。

これから陳情第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。

この陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君）　起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり継続審査と決しました。

これから陳情第2号の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君）　討論なしと認めます。

これから陳情第2号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。

この陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君）　起立全員です。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり継続審査と決しました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君）　議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

(午後 1 時 5 分)



◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

(午後 1 時 5 分)



◇追加日程の議決

議長（佐藤定男君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり 9 件の追加がありま
すので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、この 9 件は直ちに議題とすることに決しました。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 同意第 1 号、同意第 2 号を朗読)

議長（佐藤定男君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（村上利通君） ただいま追加提案した議案についてご説明いたします。

同意第 1 号、副町長の選任につき同意を求めるについて、国見町副町長を新
たに選任することから、鈴木伴承君を適任と認め選任したいため、議会の議決を求
るものです。

同意第 2 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて、国見町
教育委員会教育長を新たに任命することから、石幡良子君を適任と認め任命したいた
め、議会の議決を求めるものです。

慎重ご審議の上、速やかにご同意くださるようお願いし、提案理由の説明といたし
ます。よろしくお願ひいたします。



◇同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めるについて

議長（佐藤定男君） 日程第 1 3、同意第 1 号「副町長の選任につき同意を求めるこ
とにについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第 1 号を朗読)

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

宍戸武志君。

8 番（宍戸武志君） 8 番です。

まず、同意第 1 号なんですか？ 鈴木さんを副町長に選任した理由をお聞かせ
願いたいなと思います。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） 鈴木伴承君につきましては、現在、県庁におきまして危機管理部の総務担当主任ということで、知識、経験等も十分に備えた優秀な職員であるというふうなことで、県から推薦を受けておりますので、副町長に選任したいというふうに考えております。

議長（佐藤定男君） ほかにはありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、同意第1号は原案に同意することに決しました。

◇

◇

◇

◇同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて

議長（佐藤定男君） 日程第14、同意第2号「教育長の任命につき同意を求めるについて」の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第2号を朗読）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

宍戸武志君。

8番（宍戸武志君） 同じく、石幡さんを教育長に任命した理由をお聞かせください。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（村上利通君） お答えいたします。

石幡良子さんにつきましては、長年、教育行政、教育に携わり、知識、経験とともに豊富であると同時に、人望も厚く誠実であり、教育長として適任であると考えたためでございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） ほかには質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は原案に同意することに決しました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 2時10分まで休議いたします。

（午後2時00分）



◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午後2時10分）



◇発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

議長（佐藤定男君） 日程第15、発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第1号を朗読）

議長（佐藤定男君） 提出者より説明を求めます。

5番佐藤 孝君。

5番（佐藤 孝君） 提案理由の説明につきましては、ただいま書記が朗読したとおりであります。

速やかなるご審議とご決定をお願いいたします。

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。



◇発議第2号 国見町議会の会期等に関する条例

議長（佐藤定男君） 日程第16、発議第2号「国見町議会の会期等に関する条例」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。

なお、制定条例本文は省略します。朗読。

（書記 発議第2号及び意見書を朗読）

議長（佐藤定男君） 提出者より説明を求めます。

13番松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 提案理由の説明は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご決定をお願いいたします。

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第2号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第3号 国見町議会委員会条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第17、発議第3号「国見町議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

なお、改正条例本文は省略いたします。朗読。

（書記 発議第3号を朗読）

議長（佐藤定男君） 提出者より説明を求めます。

13番松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 提案理由の説明は、ただいま書記が朗読したとおりであります。

速やかなる議決をお願いいたします。

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第3号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第4号 国見町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第18、発議第4号「国見町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

なお、改正条例本文は省略いたします。朗読。

（書記 発議第4号を朗読）

議長（佐藤定男君） 提出者より説明を求めます。

11番小林聖治君。

11番（小林聖治君） 私から、発議第4号、国見町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

提案の理由は、刑法改正に伴う所要の改正及びその他の文言の整理を行うものであり、ただいま書記が朗読したとおりでございます。速やかなるご審議の上、ご決定をお願いして、提案理由の説明といたします。

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第4号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第5号 国見町議会会議規則の一部を改正する規則

議長（佐藤定男君） 日程第19、発議第5号「国見町議会会議規則の一部を改正する規則」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

なお、改正規則本文は省略いたします。朗読。

（書記 発議第5号を朗読）

議長（佐藤定男君） 提出者より説明を求めます。

13番松浦常雄君。

13番（松浦常雄君） 提案理由の説明は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなる議決をお願いします。

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第5号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（佐藤定男君） 日程第20、「議員の派遣について」の件を議題といたします。おはかりいたします。

本件は、お手許に配付したとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（佐藤定男君） 日程第21、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長（佐藤定男君） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

町長よりご挨拶があります。

町長。

町長（村上利通君） 令和7年第2回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

ご提案申し上げました議案は、慎重ご審議と格別のご理解を賜り、原案のとおりご議決いただきました。ありがとうございました。また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様からいただきましたご意見等を十分踏まえまして、今後の町政執行に当たってまいりたいと思います。

なお、議員の皆様には、時節柄、お体には十分ご留意の上、今後とも町政進展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（佐藤定男君） これをもって本日の会議を閉じます。

令和7年第2回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後2時26分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 17 日

国見町議会 議長 佐藤 定男

同 署名議員 松浦 常雄

同 署名議員 斎藤 樹